

令和6年度

東京都予算編成に関する要望書

[重点項目]

令和5年12月21日

都議会公明党

< 目 次 >

最 重 点 要 望	1
《 局 別 重 点 要 望 》	
政 策 企 画 局	1 2
子 供 政 策 連 携 室	1 5
スタートアップ・国際金融都市戦略室	1 7
総 務 局	1 8
財 務 局	2 2
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	2 4
主 税 局	2 6
生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	2 7
都 市 整 備 局	3 2
住 宅 政 策 本 部	3 8
環 境 局	4 4
福 祉 局	4 8
保 健 医 療 局	5 9
産 業 労 働 局	6 7
中 央 卸 売 市 場	7 6
建 設 局	7 7
港 湾 局	8 1
交 通 局	8 3
水 道 局	8 5
下 水 道 局	8 6
教 育 庁	8 8
警 視 庁	9 3
東 京 消 防 庁	9 4
人 事 委 員 会 事 務 局	9 4
会 計 管 理 局	9 4
議 会 局	9 4

最重点要望（抜粋）

1. 市町村総合交付金のさらなる拡充

行政を取り巻く社会経済状況は大きく変化しており、物価高騰の影響による事業活動への支援、少子高齢化や人口減少への対応、インフラの老朽化対策や頻発する自然災害の備えなど、膨大な財政支出を伴う困難な課題に直面している。さらに、多摩振興の推進、自治体DX推進支援の強化、医療費無償化、妊産婦への支援の充実、地下水および土壌・大気等の汚染対策などの重要課題も数多い。こうした中、区部との財政力の違いにより、サービス格差が生じていく懸念も出ている。市町村が都と連携して、それぞれの地域の実情に合わせた施策を構築し、継続的に運営していくためには、さらなる財源確保が不可欠である。そこで、区部に比べて財政力の弱い市町村に対して、財政基盤強化のため、交付金総額を増額されたい。

2. 少子化対策のさらなる充実強化

わが党の要請に応え、都はチルドレンファースト社会を目指し、子育て家庭に対する支援を展開している。望む人が安心して子どもを産み育てられるよう、実効性ある少子化対策を積極的に推進されたい。

(1) 都立・私立高校生の所得制限を撤廃した授業料無償化

都議会公明党の推進で、私立高校の授業料は2017年に所得制限760万円未満の世帯を対象に無償化がスタート。2020年度からは、所得制限を都立高校と同じ910万円未満まで緩和し、実質無償化を拡充してきた。その後も、都議会公明党が毎定例会ごとに一貫して提案してきたことを受け、2023年四定の所信表明で、知事が高校授業料の実質無償化に踏み込んだことを高く評価する。この実質無償化は、知事が、「スピード感をもって」と述べている通り、2024年4月から実施すべきである。さらに、従来の私立高校の年収910万円未満の場合には、年収を把握する作業があるため、授業料を一旦納付し、7カ月後に返還されるという保護者に経済的な負担を強いていた。このため、今回の所得制限の撤廃を契機として、当初から平均授業料までは納付しない仕組みに改められたい。

(2) 都立大学の所得制限を撤廃した授業料無償化

物価高騰により、子育て世帯の負担が増加していることから、保護者負担軽減に向けた支援の充実については速やかに取り組むべきである。特に大きな費用がかかる大学など高等教育費の負担軽減は喫緊の課題である。そこで、2024年4月から都立大学の所得制限を撤廃した授業料無償化を実施されたい。

(3) 学校給食費の負担軽減

物価高騰によって、特に子育て世代の負担も増大していることから、これまで都議会公明党が実現を主張してきた保護者負担軽減に向けた支援充実に速やかに取り組むべきである。

給食費無償化に係る国の施策が実現するまでの間、2024年4月から都立学校の給食費の無償化を実施されたい。また、区市町村からの強い要望も出されていることから、都内の区市町村の間で格差が生じないように、区市町村の小中学校の給食費無償化については、区市町村に対して最低でも2分の1の助成を実施されたい。

(4) フリースクールへの財政支援

東京都内の公立小中学校の不登校の子どもは、2021年度調査で、過去最高の2万1,536人と

なっており、不登校対策は喫緊の課題である。不登校の子ども達の中には、学校の集団行動や決められた学習内容になじまず、不登校になる子どもも少なくない。そこで近年、ニーズが高まっているのが学校教育とは異なる学びの場である、フリースクールである。しかしながらフリースクールに通うには高額な費用がかかる。また、フリースクールの経営者の方々は、人員や場所の確保など運営にあたり様々な苦勞に直面している。すべての子ども達に学びの場を提供するため、フリースクールや在籍する子ども達への財政支援を含め、より踏み込んだ支援を進められたい。

(5) 就労の有無に関わらない保育活用の本格実施

就労の有無にかかわらず保育利用ができることも重要な課題である。都議会公明党は、乳幼児期の他者との関わりが、非認知能力の向上など、子どものよりよい成長につながることを重視し、保護者の就労の有無に関わらず、希望すれば、0歳から2歳の乳幼児が保育を受けることができる仕組みの構築を提案してきた。これを受け都が、令和5年度から新たな取り組みを開始したことを高く評価する。本格実施に向けて、区市町村と事業の考え方をよく情報共有するとともに、取り組む意向がある保育所等を支援することが必要である。また、利用料については、低所得世帯に加え、第2子以降を無償化されたい。

(6) 小児インフルエンザワクチンの接種助成

毎年、流行するインフルエンザは、多くの保育施設や小中学校で学級閉鎖が報告されている。特に、子どもや高齢者は、罹患すると重症化の可能性がある、死に至ることもある。このため、インフルエンザ予防接種は重要であるが、子どものインフルエンザワクチン接種は、13歳未満は、2回の接種が必要であり、特に多子世帯にとっては大きな負担となる。そこで、子どもに安心してインフルエンザ予防接種が受けられるよう費用助成を行う区市町村に、都として支援をされたい。

(7) 若者施策プロジェクトチームの立ち上げと居場所づくりの推進

急速に進む少子高齢化や人口減少、日本の国際競争力の低下などの課題を抱える中、子どもや若者が今と未来を担う存在として、活躍できる社会の実現が重要である。都は、子ども施策については、子供政策連携室の設置から全庁挙げてチルドレンファースト社会実現へと取り組みを行っており評価するが、一方で若者施策については、局横断の取組が弱く、若者の居場所づくりや住宅支援、就労支援など、全庁一丸となって取り組みを進める必要がある。各局連携のプロジェクトチームを立ち上げ施策展開をされたい。

また、自宅に居場所がない、自宅にいても一人で孤独であるなど、居場所を必要とする若者が夜の時間を安心して過ごせる場が都内各所にあることが必要であり、適切な支援につなげられるよう様々な支援を行っているNPOなど民間団体との連携を検討されたい。

さらに、トータルをはじめ都内各所に、子ども・若者の居場所の設置を進められたい。

3. 介護職員確保のための大都市の生活コストに応じた処遇改善

介護人材の不足や早期の離職が深刻である。解決の決め手としては、賃金増に勝るものはない。そのため国は、平成21年から数度にわたり、処遇改善の報酬加算を重ね、実際の賃金への押し上げ効果は最大で8万5千円と推定されている。しかし、全産業の平均賃金と比較しても、介護の平均賃金は7万円近くも低く、賃金の不足感が続いている。国は今また、わが党などの要望に応え、補正予算で月額6千円の報酬加算を実施しようとしているが、問題は都市部での介護賃金の不足感が特に著しく、全産業でみた全国平均と都内平均の賃金比較は、差額で6万3千7百円であるのに対し、介護賃金だけの比較では、差額で1万8千2百円と極めて

低い状態に留まっており、家賃など都市部での生活コストの高さを反映できていない。

都はこれまでも国に大都市加算の強化を求めてきたが、物価高などを踏まえ、介護職場で働くすべての従事者を対象に、処遇改善金を都独自で実施するよう検討されたい。加えて、宿舍借り上げ補助金の使い勝手の改善を進め、4年間の適用制限などを撤廃し、緩和を図られたい。

4. 元気高齢者の社会参加の促進と就労支援

(1) シルバーパスの充実で社会参加の促進

日本での高齢化のピークは2040年とされる中、東京における高齢化のピークは2050年と言われている。2050年を見据え、高齢者が元気で活躍いただく環境整備を図ることは重要である。都における要支援・要介護の高齢者は全体の2割であり、約8割の高齢者の方々は元気な方々である。都は、要支援・要介護の方々への支援に力を入れてきたが、加えて元気な高齢者の方々に対する施策の充実が、重要な課題となる。都が実施しているシルバーパス事業は社会参加に不可欠なものであり、より一層活用してもらえよう、地域や社会で活躍できる環境を整えることが必要である。

都議会公明党は、高齢者の社会参加と福祉の向上においてシルバーパスの果たす役割の大きさを踏まえ、これまで、事業の継続と充実を都に要望してきた。コロナ禍においては、一斉更新の際に郵送方式をとることを求め実現もしてきた。代表質問等で、要支援、要介護の方々への支援に加え、約8割の元気な高齢者の方々に対する施策の充実が重要な課題であることも指摘してきた。シルバーパスは現在、住民税本人非課税者については費用負担が1,000円、課税者は20,510円となっている。高齢者の社会参加を図ることにより健康寿命を延伸するために、住民税本人課税者も非課税者と同等の費用負担とすべきである。未来の東京戦略ビジョンにおいて、Choju(長寿)が世界共通語になっているとして、健康長寿社会・東京モデルを作り上げるとしていることも踏まえ、シルバーパスの充実を図られたい。

(2) 高齢者の就労支援

平成8年に東京都シルバー人材センターが設立されてから27年が経過した。高齢者の生きがいや健康づくりの役割を果たしてきた一方、高齢者が働く理由にも変化が生じてきている。総務省が7月に発表した就業構造基本調査によると、65歳以上の男女の就業率は約25%で2017年の前回調査より高まっている。しかし、60歳から74歳までの就職希望者のうち、約54%が仕事を探しても見つからなとの民間調査の結果も出ている。こうした背景を踏まえ、シルバー人材センターが地域においてその役割を十分に果たすとともに、時代の変化に応じて、働く意欲のある高齢者のニーズにも対応できるよう幅広い就労機会の提供に積極的に取り組まされたい。加えて、民間企業での就業をより一層進めていくため、多くの就業機会を確保できるようシルバー人材センターの取り組みを強化されたい。

5. 総合交通対策の推進

(1) 高速道路上の本線料金所の撤廃

都は、都議会公明党の要望を受け、高速道路の本線上の料金所の撤廃、特に永福料金所の撤去を国に提案要求を行っている。結果、令和4年度には、首都高速道路で35箇所の本線料金所のETC専用化が実施された。この流れを加速化させ、できる限り早期に本線料金所の撤廃に向けて取り組まされたい。また、中日本高速道路会社に対して、八王子、国立府中、調布ICの料金所の撤廃も求めていくこととされたい。

(2) 新線整備・エアポートライナーの設置推進

優先6路線の内、羽田空港アクセス線については、2029年に羽田空港と東京駅が結ばれる路線が完成する予定になっている。従来から、中央線や青梅線を利用する多摩地域の都民は、羽田空港に行く際、最低でも2回、トランク等の荷物をもって乗り換えなければならず、不便を感じている。そこで、2029年に東京駅と羽田空港間のアクセス線開通にあわせて、大崎と大井貨物ターミナルを結ぶ羽田空港アクセス線西ルート of 整備も加速されたい。また、地下鉄8号線や多摩都市モノレールなど、優先6路線に含められながらも、事業採算性の確立などが課題とされている新線整備については、技術的助言に止まらず、乗降客の増加や安定化に資するまちづく面でのサポートに積極的に取り組まされたい。

6. 働き方改革と資材高騰に対応した公共工事発注方式の改善

(1) 工期や作業の時間単価増、人員増に対応した予算編成と

契約変更への適切な対処

令和6年4月1日から実施される働き方改革により、公共工事の工期や施工単価が実情に合わなくなるという課題がある。1日当たりの施工量の減少に伴い、工事の積算の単価や工期についても、実態に見合ったものにするなど、建設業における働き方改革を後押しされたい。特に、受注事業者の確定後に、資材置き場から工事現場までの往復に要する就労算定時間が判明するため、工期の延長や工期内での履行を担保するための人員増が必要となるケースもあることから、契約変更の申し出に適切に対処しない限り、働き方改革に対処できないことが想定される。しかし、現状、受注者側からの契約変更の申し出でを却下する決裁文書はあまり存在しない。実態としては工事監督員に口頭で契約変更を申し出ても工事監督員に段階で断られてしまい、申し出を書面化さえさせてもらえない事例がある。都は、受注者側の実情に合わせて、スピーディーに契約変更に応じられるよう余裕ある予算編成と契約変更の電子決済の導入に取り組むとともに、契約変更が適切かつ遅滞なく行われるよう、事後に判断の妥当性を検証できる仕組みを急ぎ講じるほか、事務目標を件数などで定めて目標管理の上、適切に対処されたい。

(2) 分離分割発注の促進

働き方改革により、一体発注のままだと、電気・塗装などの仕上げ工事に許される残りの工期は現状よりも厳しくなる。また、仕上げ工事は、建設事業者からの下請け的なものであり、待機費用の発生や残存期間内での仕上げが求められ、人員増を余儀なくされる。このため、仕上げ工事の分離発注を進め、工期を保証されたい。

(3) 資材高騰・燃料高騰による契約変更

資材や燃料高騰の値上げ幅が加速しているため、契約時と着工時の請負金額が大きく乖離する工事が発生している。そのため着工時において、既に赤字工事を実施しなければならない状況に追い込まれる事業者が発生している。そこで、契約時と着工時が一定期間空くような工事について、契約金額と着工時の金額が大きく乖離する場合には、着工時の金額で契約変更を行うなど、対応されたい。

(4) 国と連動した燃料高騰対策時の対象範囲の拡大

都は国と連動し、補正予算を適宜編成し、燃料高騰対策に努めてきた。今後、同様の対応が図られる際には、現在、都が補助対象としている、①一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車・緑ナンバーのトラック等、②貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車・黒ナンバーのトラック等、③一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車・緑ナンバーの乗合

バスに加え、乗合バスと同様に公共交通に位置づけられているタクシーにも補助を実施されたい。事実、国補助制度ではタクシーを排除していない。公共交通政策上の位置づけに応じた適切な補助対象に改善されたい。

7. 徹底した防災・減災対策で都市の強靱化を推進

(1) 激甚化豪雨に対応可能な体制構築

今夏も全国各地で線状降水帯が頻繁に発生し、都もこれまで経験したことのない危機に直面している。都内中小河川の洪水対策における現在の整備目標である、時間あたりの降雨量・区部 75 ミリ・多摩 65 ミリでは不十分である。今後は、整備目標について、気候変動を踏まえて、1.1 倍の降雨量に対応できるように、それぞれ区部 85 ミリ・多摩部 75 ミリに引き上げ、激甚化する豪雨に対応可能な体制を構築されたい。

また、調整池の整備を進めるとともに、さらに複数の地下調節池を連結・延伸して最終的には東京湾に流す地下河川や、複数の調節池をトンネルで連結するネットワーク化等の、新たな整備手法を検討し、豪雨のさらなる激甚化や被害の拡大が懸念される中、都民の生命と財産を守るために、水害に強い都市東京実現に向け、中小河川の洪水対策を一層推進されたい。

(2) マンション防災と「東京とどまるマンション」の普及

マンション防災を推進するためには、トイレやエレベーターなど、マンション特有の構造上の課題への対応や、地域コミュニティと一体となった活動の推進、自助・共助の強化など、課題が多岐にわたっていることから、総務局、住宅政策本部を中心に関係各局が連携し、局横断的に具体的な施策の検討を進められたい。また、マンション管理組合や賃貸マンションのオーナーなどが、トイレやエレベーターの課題も含めて、震災時に取るべき行動の理解の促進を後押しすることが重要と考える。マンション管理士を管理組合に派遣し、トイレ、エレベーター対応を含めた幅広い防災対策や各種助成事業の実施について助言を行い、分譲・賃貸を問わず、東京とどまるマンションへの登録促進により防災対策に優れたマンションの普及を図られたい。

今後想定される首都直下地震等の地震などへの備えを充実させるため、東京都 LCP 住宅に代わる東京とどまるマンションを推進するため、一階部分の電源・電気設備や住戸への浸水を防ぐための止水板を含む防災備蓄資器材の整備費用補助の拡大や、非常用発電機などの整備費用の補助拡大に努められたい。また、発災時に排水管が損傷して使用できない場合を想定したトイレ対策を強化されたい。さらに、国の災害時拠点強靱化緊急促進事業を公社住宅でも活用するとともに都の上乗せ補助を行って、非常用電源などを確保し、居住者の生活継続と、中高層階への垂直避難を求める地域住民の受入拡大に取り組まれたい。

(3) 住宅の液状化対策に対する支援

東日本大震災では、震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が発生した。都も、建物における液状化関連の情報を一括して見られるよう、『建物における液状化対策ポータルサイト』を開設された。これまで液状化対策アドバイザーの無償派遣制度も創設されたが、さらに区市町村の液状化対策を推進するため、戸建住宅の液状化対策に対する支援を創設されたい。また、液状化の恐れのある地域において、国道・都道・区市町村道での掘削工事が実施される際や、都が国と連携するなどして取り組むインフラ整備工事が実施される際においては、都として、該当地域全体の液状化対策が進むよう、液状化対策費用への補助もしくは家屋復旧への補償の追加を実施されたい。

(4) 避難所のさらなる整備促進

- ① 最近の気候変動に伴う被害は、これまでの予想を超えており、災害時の避難所ともなる公立の学校体育館、武道場、市民センターや公民館の体育室の空調整備は急務である。引き続き、補助制度を継続すると共に、都立高校の体育施設の空調設備設置等と併せて整備を促進されたい。
- ② 災害による大規模な停電の発生を踏まえ、都内にある約1,400か所の福祉避難所の多くを占める社会福祉施設全般について、非常用電源装置を早期に整備されたい。また、災害時に重要な機能を果たす空調設備の熱源については、電気のほか、災害にも強いLPガスの活用も有効である。都教育委員会はLPガスの活用も積極的に進められたい。
- ③ 都立学校の避難所指定について、区市町村と連携して取組をすすめ、緊急時に近隣住民が安心して避難できる体制を構築されたい。

8. ゼロエミッション東京の実現に向けた事業者の取り組みの後押し

(1) 脱炭素化に向けた具体的な施策の実施

ゼロエミッションの実現に向けて取り組む都内の中小零細企業の持続的な成長を後押しされたい。排熱の利用、水素ステーションの導入、燃料電池バス導入、充電設備の導入を強力に推進し2030年カーボンハーフを実現されたい。併せて、グリーン水素の実用化を推進されたい。

(2) 太陽光パネル、EV用大型蓄電池のリユース、リサイクルの推進

都が推進している脱炭素の取組の一つである、太陽光パネルの設置やEVの普及拡大にともない発生する、使用済みの太陽光パネルやEV用大型蓄電池等を、リユース・リサイクルする取り組みを確実に推進されたい。

(3) グリーン水素の実用化に向けた取り組み

福島県等との協定に則って、福島県産のグリーン水素について、都内での需要を拡大し、さらに活用されたい。また、次世代のエネルギーとして期待されるグリーン水素の製造から活用までの各段階の課題を解決し、実装化を進められたい。

(4) 室外からの寒暖差の影響を緩和するリフォームの推進

室内の快適性の向上と空調機の稼働負担の緩和等の省エネの取り組みの推進の両立を図ることを通じて、建築物の大半を占める既存建築物でのゼロエミッション化を進展させていくことが重要である。そのため、都は、産業系、商業系、居住系の別を問わず、室外の寒暖差による影響の軽減に資する工法・素材を活用したリフォーム等を促進させるべく、都が所管する施設・都営住宅・公社住宅で率先して取り組むほか、民間に対し、工事費用への補助制度を一層拡充されたい。

9. 陽子線機器の早期導入

都議会公明党はこれまで、都立病院への粒子線治療の導入に向け、都との議論をリードし、先の第三回定例会では「がん患者の診療実績が豊富で集学的治療を提供できる都立病院への早期導入」について答弁があった。現在、日本国内には25の粒子線治療施設があり、都内の潜在患者数も約千人と推計されているが、都内には粒子線治療施設がない。

がんの治療法には、主に外科手術、薬物療法、放射線治療があり、それぞれ適応疾患や副作用が異なる。例えば、抗がん剤治療と粒子線治療を併用するなど、がんの種類や進行度に応じて最適な治療法を選択できることが望ましく、小児がんにも有効で、整備費用も抑えられる陽

子線治療装置を、集学的治療基盤が整った診療実績が豊富な駒込病院や小児総合医療センターに併設する多摩総合医療センターに導入されたい。

1.0. 芸術文化戦略の推進

(1) 「芸術文化立都・東京」を実現する戦略

① 新進芸術家・芸術団体への支援の拡充

令和3年度から開始されたスタートアップ助成を、さらに多くの新進芸術家を応援するために新年度も支援を拡充するとともに、稽古や制作・発表等の場を確保し、提供していく支援を引き続き推進されたい。

② 東京芸術文化相談サポートセンターの機動的な推進

東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」を機動的に運営し、アーティスト等の持続的な活動を支える支援に取り組みられたい。

③ 地域の芸術文化活動に対する支援

これまで、地域で芸術文化の裾野を広げるために活動されている方々や団体への支援を求めてきたが、今後は、地域の文化活動の発展につながるよう、芸術文化に対する助成事業の対象を広げるなど支援の枠組みの拡充を検討し、多くの方々にとって使い勝手の良い支援を充実されたい。

④ 子どもの芸術文化体験

小さな頃から劇場に足を運ぶなど、その生の魅力に触れることは、子どもたちの芸術文化を愛する心を育み、将来にわたるファンを生み出すことにつながる。そのため、芸術文化団体と協力し、舞台などを支える人々の仕事や作品の背景などに触れ、子どもたちが芸術文化を深く理解できるよう、今後、芸術文化団体等と積極的に共同し、教育庁とも連携しながら、子どもの芸術文化体験を更に充実させていく仕組みを検討されたい。

⑤ 社会課題を解決する芸術文化の推進

芸術文化は、人々を楽しませるだけでなく、教育や福祉など様々な分野に良い効果をもたらし、持続可能なよりよい社会づくりの原動力にもなる。芸術文化の特性を活かし、社会課題を解決していく取り組みを推進されたい。

⑥ 芸術文化振興の拠点整備

東京を芸術文化で彩り、発信していくためにはその象徴となる拠点が重要である。東京の芸術文化振興の拠点整備を検討されたい。

(2) 聴覚障がい者の芸術文化体験

デフリンピックの開催を契機として、聴覚障がい者が芸術文化に親しめる環境の整備が重要である。大会のレガシー創出を見据え、情報保証の充実など聴覚障がい者が芸術文化を安心して享受するための方策について検討されたい。

1.1. 教員の資質向上・処遇の改善・教職員の確保等を図る

(1) 教員のメンタルヘルス対策の推進

有為な教職人材の確保は、東京の未来を左右する教育行政の最重要の課題の一つである。メンタルヘルス被害による休職や離職、職務遂行力の低下、若者の教職離れなどの対策の充実化を図るため、以下の諸点の具体化を図られたい。

① 保護者対応等の中でも、クレームに類するものについては、教員以外の専門人材による一

括対応の体制を講じること。

- ② 新人教員の負担緩和に向け、同世代先輩教員への相談機会の増進のほか、教壇一年目での担任や保護者対応への従事を回避し、効果的な育成を図る人員増を実現すること。
- ③ SNSなどを通じて、現場の管理職などの関与を経ない、早期のメンタルヘルス相談体制を構築すること。
- ④ メンタルヘルス被害の抑制に向け、メンタルヘルスでの優れた知見を有する産業医等の育成・確保を急ぐとともに、そうした人材による全教職員向けの面談を日常的に実施し、発生の未然防止と早期発見の取組みを強化すること。
- ⑤ メンタルヘルス被害の発生時には、専門人材のチームを派遣し、現場に即した職場環境の改善措置の推進を図ること。加えて、職場復帰の判断には専門人材が深く関与し、発生後の相談から復帰判断、復帰後の経過観察を一貫して支える体制を構築すること。
- ⑥ 2023年11月、都教育委員会は「健康的な職場環境を実現するための宣言」を行った。教職員の心身の健康を保障し、学校現場で実践される教育内容の質の向上と人材の確保につなげるため、本宣言に基づく具体的な取組みを急ぎ整備されたい。加えて、都が実践する取組みを参考として、区市町村の教育委員会においても、小中学校において、同様の取組みが進み、効果を挙げるよう、連携と支援を図ること。

(2) 学校問題解決サポートセンターの体制を拡充・強化

学校は教員、保護者、地域住民の三者一体で運営することが基本であるが、保護者や住民の要望や苦情が過剰になり、教員が本来の業務を行えなくなっている実態がある。教員の負担を軽減するため、学校問題解決サポートセンターの体制を拡充・強化されたい。

1.2. 動物の保護機能つきの愛護センターの早期整備

- ① 新たな動物愛護相談センターの整備に向けて、設置場所を明記した基本計画を早期に策定し、整備を進められたい。
- ② 動物の殺処分をなくすため、センターには、保護機能を新たに整備されたい。また、動物の保護の施策については、獣医系大学との協働の取り組みを図られたい。
- ③ 獣医師会や関係する公益法人や民間企業等との連携のもと、センターには都民の憩いの場としてアミューズメント性を持たせるなど、子どもからお年寄りまでが集い、動物との暮らしの中で常に関わりを持つ施設となるよう、利便性のある場所に整備されたい。

局別重点要望

[政策企画局]

◎ 都市強靱化に向けて

今後の気候変動により、これまでの想定を超えて激甚化・頻発化していく恐れのある風水害への対応とともに、被害想定が見直された首都直下地震などの自然災害への対応が急務であり、さらに、これらが複合的に発生するリスクも想定しながら、中長期的視点に立ち、備えを講じるため、調節池整備や住宅の耐震化などのハードの取り組みや、自助・共助を促す取り組み等のソフト対策など、強靱で持続可能な東京の実現に向けた取り組みを加速されたい。

◎ 「未来の東京」戦略の取り組みとバージョンアップについて

「未来の東京」戦略の取り組みにあたっては、誰一人取り残さないというSDGsの視点に立って、以下の視点から具体化を図るとともに、PDCAサイクルを活用し、事業の成果や課題を公表する等、「見える化」の視点を位置付けられたい。

～基本姿勢～

- ① 受益の格差を生まない（高齢者・経済弱者・デジタルデバイド等）
- ② 未来を育むチルドレンファースト社会の構築（子育て・教育等）
- ③ ダイバーシティの推進からインクルージョンへ（同性パートナーシップ等）

◎ デジタルトランスフォーメーションの推進とデジタルデバイド対策

医療、介護、教育、そして行政におけるデジタルトランスフォーメーションの取組を最速で進められたい。併せてその重要な社会基盤として、サイバーセキュリティ対策を堅固に構築されたい。同時にその推進に当たっては、ICT環境が整っていない地域や組織・人が、取り残され、情報の格差、行政サービスの格差、教育の格差、医療の格差等が生ずることのないよう、デジタルデバイド対策をもう一つの柱とし、きめ細かい取組を進められたい。【デジタルサービス局共管】

◎ 若者施策プロジェクトチームの立ち上げと居場所づくりの推進

急速に進む少子高齢化や人口減少、日本の国際競争力の低下などの課題を抱える中、子どもや若者が今と未来を担う存在として、活躍できる社会の実現が重要である。都は、子ども施策については、子供政策連携室の設置から全庁挙げてチルドレンファースト社会実現へと取り組みを行っており評価するが、一方で若者施策については、局横断の取組が弱く、若者の居場所づくりや住宅支援、就労支援など、全庁一丸となって取り組みを進める必要がある。各局連携のプロジェクトチームを立ち上げ施策展開をされたい。

また、自宅に居場所がない、自宅にいても一人で孤独であるなど、居場所を必要とする若者が夜の時間を安心して過ごせる場が都内各所にあることが必要であり、適切な支援につなげられるような支援を行っているNPOなど民間団体との連携を検討されたい。

さらに、ト一横をはじめ都内各所に、子ども・若者の居場所の設置を進められたい。

◎ 都政にフェーズフリー概念を導入

フェーズフリーとは、平時と災害時（非常時）の垣根を取り払い、身の回りにあるものやサービスを日常時はもちろん、非常時にも役立てるという概念である。東京都では、中小企業振興公

社がフェーズフリーの製品・技術の開発などへの支援を行っているが、都としても、フェーズフリーの概念を積極的に取り入れる取り組みに着手されたい。

※参考 本年5月、三重県四日市市で、全国初のフェーズフリーの考えを取り入れた消防署の新庁舎が完成。(公明党の提案で実現) 東京都大島では、フェーズフリーの視点を取り入れた支庁舎が完成している。

◎ 住宅政策本部を住宅政策局に格上げ

住宅行政は、低所得者対策のほか、子育て世帯や高齢者・障害者の生活に優しいバリアフリーの進展を含む住環境の整備、外気の高低温の中でも快適な生活を守る省エネの促進、耐震・耐火化の進展と垂直避難の受け入れ促進や浸水被害を防ぐ対策の充実、空き家・空き住戸対策、SDGsの視点に立つ長寿命化や中古市場の流通の活性化、屋上・壁・敷地などを活用したグリーンビズの進展、働き方改革や子育てや介護との両立などに資するリモートワークの促進、各種の新規技術の実装の場としての捉え直しなど、多岐に亘る社会課題の改善・解決に資する都政の重要な柱となっている。

その進展に向けては、財源の確保、人材の育成、民間活力の活用など都庁内だけでなく、社会全般との連携が必要であり、新たな取組を国・他道府県・都内自治体に力強く発信していくことが求められている。令和6年度早々に、「本部」を「局」に格上げして、住宅行政の執行体制の一層の強化を図られたい。

【政策企画局・総務局 共管】

◎ 引き続き取り組むべき政策課題

(1) 優先6路線の整備推進

快適な通勤通学や移動手段として、鉄道網の整備を急ピッチで進めることも、東京の将来発展にとっては大事な視点である。国土交通省が鉄道の混雑緩和や空港アクセス向上のために、優先整備路線として掲げた6路線の整備を、計画的に推進されたい。

(2) 癒しや潤いの視点—清流の復活と外堀の浄化、ペットとの共生

都民が心豊かに生活を送ることができるよう、玉川上水等の清流の復活と外堀の浄化をはじめ、高齢化の進展や単身世帯の増加などにより、社会のあり方が大きく変化していく中で、ペットと暮らし、災害時の避難行動においても共生できるようにするなど、都民生活における癒しや潤いも重要な視点と捉え、施策に反映されたい。また、犬猫の保護から譲渡までを担う都民に開かれた動物愛護センターを新設されたい。

(3) 東京2020大会のレガシーを継承しデフリンピック・世界陸上に活かされたい

東京2020大会を通じて生み出されるバリアフリーのまちづくり、メダルプロジェクト等の環境先進都市の取り組み、スムーズビズ等の新しい都市モデル等、都市としての成熟を示すハード・ソフト両面のレガシーを後世に残すとともに、メダルや聖火リレーのトーチなど、貴重な財産を保存・展示するレガシー施設の整備も進められたい。

(4) 世界の大都市共通の重要課題への意欲的取り組み姿勢の発信

姉妹友好都市等との具体的な交流事業を挙げ、大都市共通の重要課題を解決していくことで、国政をも牽引していくことが可能となる。喫緊の課題であるCO₂削減への気候変動対策をはじめとするSDGsの世界共通の目標に対して、他都市と連携して、今まで以上に意欲的に取り組む姿勢を発信されたい。

(5) 都庁からの情報発信のバリアフリー化

高齢者や視覚障害者を含め、誰もが利用しやすいよう配慮して情報発信に努めるとともに、S

NSや動画ポータルサイト「東京動画」を活用して、写真や動画等の多様なコンテンツにより、迅速かつ効果的な情報発信を推進されたい。

○ 海の政策について

東京は、日本のEEZの約4割が存在する世界有数の海洋都市である。都の調査では、日本未記録の生物や鉱物が確認され、生物多様性やレアメタルの可能性に期待が高まる。政策の強化にあたり、壮大な可能性と魅力がある東京の海を積極的に活かされたい。

[子供政策連携室]

◎ 少子化対策のさらなる充実強化

わが党の要請に応え、都は、子育て家庭に対する支援を展開している。望む人が安心して子どもを産み育てられるよう、実効性ある少子化対策を積極的に推進されたい。

(1) 都立・私立高校生の所得制限を撤廃した授業料無償化

都議会公明党の推進で、私立高校の授業料は2017年に所得制限760万円未満の世帯を対象に無償化がスタート。2020年度からは、所得制限を都立高校と同じ910万円未満まで緩和し、実質無償化を拡充してきた。その後も、都議会公明党が毎定例会ごとに一貫して提案してきたことを受け、2023年四定の所信表明で、知事が高校授業料の実質無償化に踏み込んだことを高く評価する。この実質無償化は、知事が、「スピード感をもって」と述べている通り、2024年4月から実施すべきである。さらに、従来の私立高校の年収910万円未満の場合には、年収を把握する作業があるため、授業料を一旦納付し、7カ月後に返還されるという保護者に経済的な負担を強いていた。このため、今回の所得制限の撤廃を契機として、当初から平均授業料までは納付しない仕組みに改められたい。

(2) フリースクールへの財政支援

東京都内の公立小中学校の不登校の子どもは、2021年度調査で、過去最高の2万1,536人となっており、不登校対策は喫緊の課題である。不登校の子ども達の中には、学校の集団行動や決められた学習内容になじめず、不登校になる子どもも少なくない。そこで近年、ニーズが高まっているのが学校教育とは異なる学びの場である、フリースクールである。しかしながらフリースクールに通うには高額な費用がかかる。また、フリースクールの経営者の方々は、人員や場所の確保など運営にあたり様々な苦勞に直面している。すべての子ども達に学びの場を提供するため、フリースクールや在籍する子ども達への財政支援を含め、より踏み込んだ支援を進められたい。

◎ チルドレンファースト社会の実現

すべての子どもの笑顔を育むチルドレンファーストの社会の実現に向けて、行政の枠組みや施策を越えた議論を重ね、子どもの最善の利益という観点から子供を中心に据えた政策を展開されたい。わが党の要請を受け、設置された「こども未来会議」において引き続き幅広い議論を進めるとともに、子どもの声に耳を傾け、子どもとの対話を重ねることで、当事者である子どもの意見を積極的に施策に反映されたい。

◎ 東京都こども基本条例の普及啓発

都議会公明党が原案を作成し、令和3年3月に全会一致で可決、成立した「東京都こども基本条例」では、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの最善の利益を最優先する理念を明記している。条例の理念や内容を効果的に社会全体に広げていくため、子どもが主体となり、子どもの視点で制作した条例ハンドブックや子供の目線に立った広報媒体を活用し、積極的に普及啓発に取り組みされたい。また、海外の子供政策先進都市との交流等、東京都こども基本条例の理念を発信されたい。

◎ 中高生政策提案ミーティング（仮称）

東京都子ども基本条例に込められた理念を実践するためには、当事者である子どもの意見を聴くことが不可欠である。本条例第10条にあるとおり、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図る必要がある。これまでも実施してきた子どもへのアンケートやヒアリングに加えて、当事者である子どもが自ら議論し、政策提案を実施する仕組みを構築することで、実効性ある子ども施策を推進されたい。

◎ 子どもに関する定点調査「とうきょう こども アンケート」の推進

子ども政策を推進する上でのエビデンスとして、子どもの意識や実態、直面している課題等について、定点調査を通じて的確かつ継続的に把握し、分析を進めていくことが重要である。調査結果は、各局と共有するほか、当事者である子ども達自身にもわかりやすくフィードバックするとともに、今後は、統計調査としてのポテンシャルを高めるべく、回収率の向上や経年分析などに取り組みされたい。

◎ 組織横断的な取り組みの推進

チルドレンファースト社会の実現に向け、子供政策連携室が中心となり、各局と連携のうえ、子どもの意見や声に耳を傾け、子どもの目線で先進的な取り組みを推進されたい。官民が一体となった子どもの笑顔につながる様々なアクションの展開にあたって、子どもが主体的に参画する機会を創出し、子どもの意見を施策に積極的に取り入れるなど、社会全体で子どもを大切にする気運のより一層の醸成に取り組みされたい。

- ① **既存の枠組みでは対応が難しい課題**に対して、子供政策連携室が核となって関係局との組織横断的な取り組みを推進されたい。
- ② **乳幼児期の子育ちについて**、幼児教育・保育の質の充実を図り、全ての乳幼児の育ちを支えられるよう、すくわくプログラムの実践を希望する幼稚園・保育所等を後押しされたい。
- ③ **子育てのつながり創出について**、子育て家庭の孤独・孤立・不安の解消に向けファミリー・アテンダント事業を着実に実施されたい。また子供・子育てメンター事業についても、利用者が相談しやすい環境を構築されたい。
- ④ **子どもの笑顔につながる「遊び」の推進について**、子どもの意見を反映しながら遊び場を整備するとともに、良質な遊び体験を創出するプレーリーダーの確保・育成などソフト面からの遊び環境づくりに取り組みされたい。
- ⑤ **子どもを事故から守る環境づくりについて**、関係局と連携しながら、事故情報の収集・分析・効果検証などを通じてエビデンス・ベースの対策を講じるとともに、大人や子どもに対する事故予防の効果的な普及啓発に取り組みされたい。
- ⑥ **ヤングケアラーについて**、正しい知識や様々な支援内容等を広く社会に知ってもらうため、効果的に普及啓発に取り組みされたい。
- ⑦ **日本語を母語としない子どもの支援について**、子どもが安心できる地域の居場所づくりを推進するとともに、デジタルも活用しながら、日本語を母語としない子どもに対して、誰一人取り残すことなく、学習できる機会を創出されたい。
- ⑧ **ユースヘルスケアについて**、思春期に直面する身体や性、心の不安や悩みに寄り添いながら、正確な情報を効果的に発信し、若者の健康増進の支援を図られたい。
- ⑨ **学齢期の子育ちについて**、フリースクール等に通う子どもや、その保護者一人ひとりの状況、フリースクールの実情等を踏まえ、既存の枠組みを超え新たな対策をされたい。

[スタートアップ・国際金融都市戦略室]

◎ スタートアップとの協働について

スタートアップの生み出すイノベーションを様々な社会課題の解決につなげていくため、新たなスタートアップ戦略の策定や各局スタートアップ担当の配置を契機に、スタートアップとの協働が都政全体に広がるよう取り組みを推進されたい。

その際、都政は幅広い分野に渡っている一方で、スタートアップとの馴染みがない局もある。スタートアップ・国際金融都市戦略室がスタートアップと都政現場との橋渡し役を積極的に果たし、各局スタートアップ担当と連携しスタートアップとの協働が都政全体に広がるよう取り組みを進められたい。

○ 創業支援の拡充

国内外への事業展開を図るスタートアップ企業に対し課題解決に向けた伴走型の支援に取り組むとともに、知的財産を活用するノウハウを持たない企業に対し必要な後押しを図られたい。

○ Sushi Tech Tokyo 2024 のPRについて

都は、令和6年に「Sushi Tech Tokyo 2024」を開催するが、単なる一過性のお祭りで終わらせるようなことがあってはならない。スタートアップの技術を生かす目的を明確にして具体的な取組を進め、世界に向けて強力的にPRされたい。

[総務局]

◎ 市町村総合交付金のさらなる拡充

行政を取り巻く社会経済状況は大きく変化しており、物価高騰の影響による事業活動への支援、少子高齢化や人口減少への対応、インフラの老朽化対策や頻発する自然災害の備えなど、膨大な財政支出を伴う困難な課題に直面している。さらに、多摩振興の推進、自治体DX推進支援の強化、医療費無償化、妊産婦への支援の充実、地下水および土壌・大気等の汚染対策などの重要課題も数多い。こうした中、区部との財政力の違いにより、サービス格差が生じていく懸念も出ている。市町村が都と連携して、それぞれの地域の実情に合わせた施策を構築し、継続的に運営していくためには、さらなる財源確保が不可欠である。そこで、区部に比べて財政力の弱い市町村に対して、財政基盤強化のため、交付金総額を増額されたい。

◎ リモートによる会議や面談、折衝の推進

対面での意見交換の効果を尊重しつつも、職員間、議会説明、他機関との意見交換などでは、今後もリモートでの推進を効果的に図り、働き方改革に即した就労時間の短縮化を図られたい。

◎ 町会・自治会における支援（オンライン会議の環境整備に向けた支援）

町会等が、できる限り必要な時に、会場場所などに出向かずとも会合等を開催できるように、町会等がタブレット端末、Wi-Fiなど、ICT環境を整備する際に必要となる準備経費について、地域の底力発展事業助成を拡充されたい。さらに、オンライン会議等の環境設定や活用方法の説明、アドバイス等の支援制度も、併せて実施されたい。また、自主防災組織が行う、通信環境の確保に資する非常用電源の設置促進に係る取り組みの支援について、来年度も実施されたい。

【デジタルサービス局・生活文化局共管】

◎ 東京の構造改革に向けた組織体制の見直し

環境確保条例の改正により、住宅への再生可能エネルギーの利活用促進の環境が整った。企業等の産業分野の再生可能エネルギーの利活用については、従来、環境局の所管であったが、令和4年度に産業労働局に移管され、きめ細かい支援策が行われるようになった。昨年度の改正により現在、環境局の所管である住宅部門の再生可能エネルギーの推進についても、日頃より業界団体と連携を実施している住宅政策本部に移管をし、より効果的に実施できるようにすべきである。あわせて、体制が強化される住宅政策本部を住宅局に拡充整備されたい。

◎ 都立大学の所得制限を撤廃した授業料無償化

物価高騰により、子育て世帯の負担が増加していることから、保護者負担軽減に向けた支援の充実については速やかに取り組むべきである。特に大きな費用がかかる大学など高等教育費の負担軽減は喫緊の課題である。そこで、2024年4月から都立大学の所得制限を撤廃した授業料無償化を実施されたい。

○ 都庁の技術系職員の人材確保について

あらゆる産業や職種で人材確保競争が進んでいる中であって、都庁の技術系職員が足りない状

況である。都政の諸課題解決に向けた都市インフラ整備を現場で推進する都庁の技術系職員の人材確保を早急に進められたい。

◎ 徹底した防災・減災対策の推進

(1) 大規模水害時における広域避難の取り組み強化【建設局共管】

- ① できるだけ早期に、想定し得る最大規模の降雨を用いた浸水予想区域図を、都内全 14 区域を改定・公表し、区市町村がこれを基にハザードマップを作成できるよう、住民に周知されたい。
- ② 災害時の都民への情報提供のため、河川監視ライブカメラの拡充を進めるとともに、災害時にインターネットのアクセスが集中して情報が得られないケースが増えているため、災害情報を確実に都民に提供されるよう改善されたい。
- ③ インターネット環境をもたない高齢者等のために、防災ラジオ等の受信設備の普及を区市町村と連携して進められたい。
- ④ 広域避難の実効性を高めるため、避難先や避難手段の確保に向けて、地域の実情を踏まえた取り組みを進められたい。

(2) 帰宅困難者対策と避難所の感染防止対策の強化

首都直下地震等による東京の被害想定の見直しに伴い、警視庁、東京消防庁、国の機関とのさらなる強力な連携を図り、帰宅困難者対策など、自助、共助、公助全般にわたる対策を講じられたい。特に、東京マイ・タイムラインや防災ブック、東京都防災アプリを使った普及啓発等、多面的な防災対策に取り組むとともに、コロナ禍の経験を踏まえ、区市町村が実施する避難所での感染防止対策を支援されたい。

(3) 地域防災計画の修正にあたって多様な視点の反映

被害想定の見直しに伴い、地域防災計画を修正する際には、女性や高齢者、障がい者など、様々な視点から検討が行えるよう東京都防災会議の体制の充実・強化を図られたい。

○ 防災力を高めるためのインフラ更新

高度防災都市を実現するため、耐震化や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策を進め、老朽化したインフラの更新を進められたい。 【建設局・都市整備局共管】

○ 支援物資の備蓄と搬入の拠点整備

- ① 多摩広域防災倉庫から避難所に至るまでの道路の物資輸送力を、災害時にも確保する対策が重要である。課題を早急に把握し、道路や橋梁の幅員確保、無電柱化などの必要な対策を着実に推進されたい。
- ② 近隣県からの支援物資を搬入するためには、平時は荷物を置かず、災害時に近隣県等から輸送される救援物資を一括して集荷できる大規模な倉庫空間が必要である。高速道路からのアクセスしやすい適地に施設を整え、周辺道路も整備されたい。
- ③ 緊急輸送車の燃料確保を予め図られたい。 【建設局共管】

○ 土砂災害の未然防止

土砂災害の未然防止に向けて、対策の前提となる指定の推進、避難施設や福祉・医療施設が存在する地域での対策の優先的取り組みを、さらに促進されたい。

○ 無電柱化の推進

- ① 区市町村道での無電柱化のさらなる進展に向け、補助を増額されたい。
- ② 区市町村道への無電柱化については、区市町村に対する技術的助言を強化されたい。

【都市整備局、建設局共管】

○ 継続的な被災地支援

東日本大震災の被災地支援については、引き続き、現地の状況を的確に把握し、着実に実施されたい。また、震災の風化を防ぐため、被災地の現状等を広く都民に伝え、支援の必要性を呼びかけられたい。とりわけ福島県については、民間団体や区市町村とも連携し、風評被害対策など、多様な取り組みを継続的かつ積極的に実施されたい。

○ 高齢者の移動支援について

都内自治体がコミュニティバスやオン・デマンドバスの運行を拡充できるように、制度を抜本的に見直し、安定的な財政支援策を講じられたい。また、買い物弱者に対する支援の拡充や先端技術を活用した支援を検討されたい。

○ 都における障がい者雇用について 【各局共管】

誰もがいきいきと活躍できる社会に向けて都は、これまでもわが党の要望に応え、知的障がい者を対象とした非常勤職員の採用を開始するなど、雇用の拡大を図ってきた。知的障がい者が非常勤職員から常勤職員にステップアップすることを可能とする取り組みについても、引き続き実施されたい。また、政策連携団体については、都の政策実現に向け、改革を進め、戦略的な活用を図るとともに、障がい者雇用率の達成等の取り組みにおいて、都のノウハウの共有や、団体間の一層の連携を促進されたい。

○ 社会要請に応じた教育研究の充実

現役世代の方が働きながら大学などで専門的な知識等を身に付けるリカレント教育の重要性が高まっている。こうした取り組みを東京都立大学等において、積極的に展開されたい。

○ 都における就職氷河期世代の雇用について

就職氷河期世代を対象とした都職員採用試験について、人事委員会事務局によれば、昨年度も1,400名を超える申込みがあり、対受験者合格倍率は約30倍となっている。都職員の年齢構成は40歳前後が少ないという特徴がある。国は令和5年度から令和6年度までの2年間を「第二ステージ」と位置付け、地方公共団体での中途採用の取り組みを推進しており、引き続き、都が率先して、就職氷河期世代の安定的な就労を支援する採用の取り組みを実施されたい。

○ 非常時における行政委員会事務局職員の全庁的な応援への従事について

コロナ禍では、依命通達に基づく都政の特別体制により、局の垣根を超えた応援が行われ、行政委員会事務局に所属する多くの職員が、部課長級職員を含めて感染症対策業務を行っている。今後、新たな感染症や大規模災害が発生した際には、都政のBCPに基づき、行政委員会事務局も事務事業を適正に実施しつつ、全庁的な応援要請にも応えられたい。局長級職員が長である事務局長を務める収用委員会、労働委員会、人事委員会、選挙管理委員会、監査委員の5つの行政委員会事務局にあっては、局長級職員も含めた機動的な人材活用を検討されたい。

○ 小笠原航空路の開設

小笠原諸島振興開発計画に基づき、実現可能な航空路案を着実にまとめ、航空路開設へ向けたプロセスを具体的に示されたい。離島航空路線は住民の生活路線でもあり、地元の意見を十分に踏まえ、自然環境や景観との調和にも配慮しつつ、総合的な合意形成を図られたい。

○ 小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付事業の拡充

物価・燃油高騰が島民生活に打撃を与えており、これまで以上に島内産業の振興が求められている。都は、海上貨物運賃補助金交付事業を行い島民生活の安定に資する取り組みを行ってきたが、補助対象貨物は「生鮮物」に限られている。

一方、都は、島の魅力を最大限に発揮できるように、島酒などのPRやブランド化を積極的に支援しているところであり、こうした地域資源、特産品などの「加工品」についても海上貨物運賃補助金交付事業の対象とされたい。

○ LGBTQの普及啓発の推進

第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画を踏まえ、LGBTQの一層の普及啓発を推進するとともに、当事者が暮らしやすい環境づくりに取り組まされたい。

○ パートナーシップ宣誓制度の対象拡大

パートナーシップ宣誓制度の利用者は、令和5年5月末で746組となり、性的マイノリティの方々の困りごとの軽減に役立っている。一方で、事実婚の方々も様々な困難に直面していることから、本制度の対象に加えられたい。

○ 子どもの性被害への対応について

子どもに対する性加害問題は世界からも注目されている。子どもの最善の利益という観点から、子どもの目線に立って、各局が連携しながら、なすべきことを実行されたい。

○ 子ども専用のホットラインについて

SNSなども活用して実施が開始されたが、今後も、子どもに寄り添った相談窓口の充実をされたい。

[財 務 局]

◎ 中長期的な視点に立った戦略的な財政運営

国から必要な財源を引き出すとともに、これまで着実に培ってきた都債の発行余力の有効活用や、決算剰余金、不用額の精査、事業評価の取り組みのさらなる強化も含め、中長期的な視点に立った戦略的な財政運営を図られたい。

◎ 働き方改革と資材高騰に対応した公共工事発注方式の改善

① 工期や作業の時間単価増、人員増に対応した予算編成と契約変更への適切な対処

令和6年4月1日から実施される働き方改革により、公共工事の工期や施工単価が実情に合わなくなるという課題がある。1日当たりの施工量の減少に伴い、工事の積算の単価や工期についても、実態に見合ったものにするなど、建設業における働き方改革を後押しされたい。特に、受注事業者の確定後に、資材置き場から工事現場までの往復に要する就労算定時間が判明するため、工期の延長や工期内での履行を担保するための人員増が必要となるケースもあることから、契約変更の申し出に適切に対処しない限り、働き方改革に対処できないことが想定される。しかし、現状、受注者側からの契約変更の申し出でを却下する決裁文書はあまり存在しない。実態としては工事監督員に口頭で契約変更を申し出ても工事監督員に段階で断られてしまい、申し出を书面化さえさせてもらえない事例がある。都は、受注者側の実情に合わせて、スピーディーに契約変更に応じられるよう余裕ある予算編成と契約変更の電子決済の導入に取り組むとともに、契約変更が適切かつ遅滞なく行われるよう、事後に判断の妥当性を検証できる仕組みを急ぎ講じるほか、事務目標を件数などで定めて目標管理の上、適切に対処されたい。

② 分離分割発注の促進

働き方改革により、一体発注のままだと、電気・塗装などの仕上げ工事に許される残りの工期は現状よりも厳しくなる。また、仕上げ工事は、建設事業者からの下請け的なものであり、待機費用の発生や残存期間内での仕上げが求められ、人員増を余儀なくされる。このため、仕上げ工事の分離発注を進め、工期を保証されたい。

③ 資材高騰・燃料高騰による契約変更

資材や燃料高騰の値上げ幅が加速しているため、契約時と着工時の請負金額が大きく乖離する工事が発生している。そのため着工時において、既に赤字工事を実施しなければならない状況に追い込まれる事業者が発生している。そこで、契約時と着工時が一定期間空くような工事について、契約金額と着工時の金額が大きく乖離する場合には、着工時の金額で契約変更を行うなど、対応されたい。

④ 国と連動した燃料高騰対策時の対象範囲の拡大熱中症アラート

近年の猛暑により、工事現場によっては命に係わる状態になり、仕事そのものが行えない現場が出てきている。しかし、請負側の判断で中止した場合、工期の延長や、その分かかった経費も見てもらえるような申し出がしづらい現状がある。そこで、都が一定の基準で、熱中症アラートを発令し、工事を中断させるよう指示し、また、その分の工期の延長や経費を認めるなど、対応を改善されたい。

⑤ 熱中症アラート

近年の猛暑により、工事現場によっては命に係わる状態になり、仕事そのものが行えない現場が出てきている。しかし、請負側の判断で中止した場合、工期の延長や、その分かかった経費も

見てもらえるような申し出がしばらく現状がある。そこで、都が一定の基準で、熱中症アラートを発令し、工事を中断させるよう指示し、また、その分の工期の延長や経費を認めるなど、対応を改善されたい。

○ 官公需適格組合制度の活用

技術者不足など、都内の中小企業が抱える課題に適切に対応するため、引き続き受注機会の拡大など、中小企業の入札参加への促進を図られたい。中小企業の受注機会の拡大に向けては、官公需適格組合制度の活用を図られたい。

○ 災害対応能力の向上につながる契約の工夫

有事の際に地域を守るのは、作業員を雇い、建築土木用の車両や機械を自社保有する中小の建設業者である。有事に備え、地元業者が人材・資機材を常に確保できるよう、評価点の加点方法のさらなる工夫など、支援策を増強されたい。【財務局、建設局、産業労働局共管】

< 都有施設をさらに進化させる取り組みを推進する >

○ 多摩産材の活用と省エネの推進

- ① 多摩産材の利用の促進を通じて、人と自然に優しい環境づくりに貢献するため、都有施設でのさらなる活用を促進されたい。【各局共管、特に産業労働局】
- ② 都有施設の省エネ対策を促進させるべく、LED照明への切り替え、再生可能エネルギーの導入を強化されたい。【各局共管、特に都市整備局】

○ 未利用都有地の活用

- ① 災害時などに、即時に活用可能な未利用都有地を効率的、効果的に利活用するよう施策を講じられたい。
- ② ものづくり産業の衰退が続いている。デジタル関連のスタートアップは増加傾向にあるが、リアルなモノづくりが減少し、このまま外国依存に頼っているのは、経済安保の面からも打撃を受ける。SDGsの推進や最先端技術を擁する事業者を育成するための新たな都有地活用策を検討されたい。

○ 都有施設の維持更新

都民サービスを適切に提供するため、都有施設の維持更新を着実に進められたい。また、整備にあたっては、技術革新の動向を十分注視し、省エネ・再エネ東京仕様を適宜見直し、環境負荷の少ない都市の実現に向けた取り組みを一層進められたい。併せて、高齢化を考慮し、床の滑り防止の対策を進められたい。

○ 東京グリーンボンドの発行拡充

「ゼロエミ東京戦略」推進のため、更には都市強靱化プロジェクトなどグリーンインフラ整備のため、東京グリーンボンドを拡充し、積極的に活用されたい。

○ 宝くじについて

全国の宝くじの売上回復に繋げるためにも、まずは都が発売するブロックくじの賞金設定を柔軟に見直し、活性化を図られたい。

[デジタルサービス局]

◎ デジタルトランスフォーメーションの取り組み

(1) 都民の利便性向上につながる行政手続きのデジタル化の推進

わが党はこれまで、都庁の申請などの手続きの98%に及ぶ169項目について、早急にデジタル化を進めていくことを強く求めてきた。例えば、建設・不動産・宅建・産廃処理業等の関連手続き、保育士登録や栄養士・調理師免許の交付、各種障害者手帳の交付や、年間数十万件にのぼるパスポート申請、工事関係書類の電子化とハンコレスの推進などをはじめ、東京デジタルファースト推進計画に基づき、28,000 手続きのデジタル化に向けた取り組みを迅速に進められたい。申請から結果通知に至る一連の手続きについて質の向上に取り組み、都民・事業者の利便性向上を図られたい。併せてその重要な社会基盤として、サイバーセキュリティ対策を堅固に構築されたい。

また、待たない、書かない、キャッシュレスなどの便利で快適な窓口実現に向け、プロトタイプ窓口での成功例を着実に作り上げるなど、窓口のサービス向上の取組を推進されたい。

さらに、都内外を問わず好事例を共有することによって、都民サービスの最前線である区市町村の窓口で全ての都民がデジタルの恩恵を受けられるような住民サービスを、デジタルサービス局が軸となって実現されたい。

(2) ICT 環境整備などデジタルデバйд対策の具体化

その推進に当たっては、ICT 環境が整っていない地域や組織・人が取り残され、情報の格差、行政サービスの格差、教育の格差、医療の格差等が生ずることのないよう、スマホ教室やスマホ相談会のさらなる拡充、障がいがある方へのデジタルサービスの環境整備等の区市町村が行うデジタルデバйд是正への取り組みの支援、TOKYOスマホサポーター制度の推進などにより、デジタルデバйд対策について、経済的支援も含め、総合的に推進されたい。

◎ 町会・自治会における支援

町会等が、できる限り必要な時に、会場場所などに出向かずとも会合等を開催できるように、タブレット端末、Wi-Fi など、ICT 環境を整備する際に必要となる準備経費について、地域の底力発展事業助成を拡充されたい。さらに、オンライン会議等の環境設定や、その活用方法の説明、アドバイス等の支援制度も併せて実施されたい。 【総務局・生活文化スポーツ局共管】

○ 多摩地域の5Gアセット開放

テレワークや遠隔教育、オンライン診療などを強力に推進するためには、それらを支える第5世代移動通信システム「5G」を地域間で偏りなく整備することが重要である。「つながる東京」展開方針に盛り込んだ施策を着実に進め、特に、多摩地域で都が保有する行政財産の開放を積極的に推進するとともに、市町村が保有する行政財産についても開放を後押しされたい。

○ バリアフリー情報のオープンデータ化

Society5.0 の推進により、バリアフリー情報のオープンデータ化は、バリアフリーの急速な進展を可能とする大事な取り組みである。ホテルの客室情報やだれでもトイレなどの情報を発信することに加え、鉄道駅・劇場・ホールなどの公共空間での詳細なバリアフリー情報や、まち歩きを行う際に必要な身近なバリアフリールート情報も含めてわかりやすく発信し、高齢者や障がい者、外国人などのあらゆる人が生き生きと東京で暮らし、過ごせる環境を創出されたい。

◎ 西新宿モデルを確立し、スマート東京を進展させる

東京版Society5.0であるスマート東京を進展させるために、日常生活の不安や不便、働く人々の課題などを解決するサービスが体感できる事業を積極的に実施されたい。先行実施エリアである西新宿では、地域住民や働く人、幅広い世代の声を聞き、ニーズに合った新しい技術を持つスタートアップの力を活用して、世界をリードする新しいサービスを生み出していく「西新宿モデル」を早期に確立されたい。また、スマートシティに取り組んでいる地域のノウハウ等を共有する機会を作ることで、地域間の連携を促しながら、東京全体のスマート化につなげられたい。

○ 都のDXを支える人材の育成

都民の視点に立った施策を展開していくためには、それを担う職員がデジタル技術を理解し、質の高い都民サービスを届けられるよう、都のDXを支える人を育てることが重要である。東京デジタルアカデミーの研修をデジタル技術の変化に応じた内容にしていく、リスキリング人材の育成を進めるなどで、デジタルを活用して、よりよい住民サービスの提供に主体的に取り組む職員を育成されたい。

[主 税 局]

◎ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続

都議会において共同で決議された次の事項を実施されたい。

- ① 商業地等に対する固定資産税等の負担水準の上限引き下げを令和6年度も継続すること。
- ② 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を令和6年度も継続すること。
- ③ 小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免措置を令和6年度も継続すること。
- ④ 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税等の軽減措置を令和6年度も継続すること。

○ 地方税財源の拡充

地方の役割と権限に見合う財源が不足する現状においては、総体としての地方税財源が充実されるよう、国に強く求められたい。

○ 耐震化促進税制の拡充について

平成12年以前に建築された新耐震基準の木造住宅を改修した場合も、耐震化促進税制の軽減対象に加えるなど、制度の拡充を図られたい。

○ 納税者サービスの向上等

都税のキャッシュレス納税の推進など、納税者の利便性向上をより一層図られたい。

[生活文化スポーツ局]

◎ 文化芸術戦略の推進

< 「文化芸術立都・東京」を実現する戦略 >

① 新進芸術家・芸術団体への支援の拡充

令和3年度から開始されたスタートアップ助成を、さらに多くの新進芸術家を応援するために新年度も支援を拡充するとともに、稽古や制作・発表等の場を確保し、提供していく支援を引き続き推進されたい。

② 東京芸術文化相談サポートセンターの機動的な推進

東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」を機動的に運営し、アーティスト等の持続的な活動を支える支援に取り組まれたい。

③ 地域の芸術文化活動に対する支援

これまででも、地域で芸術文化の裾野を広げるために活動されている方々や団体への支援を求めてきたが、今後は、地域の文化活動の発展につながるよう、芸術文化に対する助成事業の対象を広げるなど支援の枠組みの拡充を検討し、多くの方々にとって使い勝手の良い支援を充実されたい。

④ 子どもの芸術文化体験

小さな頃から劇場に足を運ぶなど、その生の魅力に触れることは、子どもたちの芸術文化を愛する心を育み、将来にわたるファンを生み出すことにつながる。そのため、芸術文化団体と協力し、舞台などを支える人々の仕事や作品の背景などに触れ、子どもたちが芸術文化を深く理解できるよう、今後、芸術文化団体等と積極的に共同し、教育庁とも連携しながら、子どもの芸術文化体験を更に充実させていく仕組みを検討されたい。

⑤ 社会課題を解決する芸術文化の推進

芸術文化は、人々を楽しませるだけでなく、教育や福祉など様々な分野に良い効果をもたらし、持続可能なよりよい社会づくりの原動力にもなる。芸術文化の特性を活かし、社会課題を解決していく取り組みを推進されたい。

⑥ 芸術文化振興の拠点整備

東京を芸術文化で彩り、発信していくためにはその象徴となる拠点が重要である。東京の芸術文化振興の拠点整備を検討されたい。

◎ 聴覚障がい者の芸術文化体験

デフリンピックの開催を契機として、聴覚障がい者が芸術文化に親しめる環境の整備が重要である。大会のレガシー創出を見据え、情報保証の充実など聴覚障がい者が芸術文化を安心して享受するための方策について検討されたい。

○ 「東京文化戦略2030」の着実な実行

- ① 芸術文化で躍動する都市東京を目指し、東京2020大会の成果とコロナ禍での経験を活かし、新人・若手アーティストの育成支援や障害者アートなど多彩な文化プロジェクトにも取り組まれたい。
- ② 多くの都民がアール・ブリュット作品に触れ理解を深めるため、作品展示の場を広げるな

ど、振興を図られたい。

- ③ 東京の芸術文化の魅力を高め、発信していくために、東京における芸術文化のシンボルともなる拠点整備に取り組まれない。

◎ 町会・自治会における支援

- ① 「地域の底力発展事業助成」におけるデジタル活用支援について、より多くの町会・自治会が申請しやすくなるよう、町会・自治会がデジタルを活用する事業に取り組みやすくなる工夫を検討されたい。また、町会・自治会の担い手不足の解消のため、若い方の参加を促す取り組みを検討されたい。さらに、助成金の申請書類については出来る限り手続きが簡易となるよう早急に工夫されたい。
- ② 地域においてマンション住民との関係性構築が課題となっており、町会・自治会とマンション住民とのつながりを構築するための支援策をはかられたい。

< 私学助成の充実・強化 >

◎ 都立・私立高校生の所得制限を撤廃した授業料無償化

都議会公明党の推進で、私立高校の授業料は2017年に所得制限760万円未満の世帯を対象に無償化がスタート。2020年度からは、所得制限を都立高校と同じ910万円未満まで緩和し、実質無償化を拡充してきた。その後も、都議会公明党が毎定例会ごとに一貫して提案してきたことを受け、2023年四定の所信表明で、知事が高校授業料の実質無償化に踏み込んだことを高く評価する。この実質無償化は、知事が、「スピード感をもって」と述べている通り、2024年4月から実施すべきである。さらに、従来の私立高校の年収910万円未満の場合には、年収を把握する作業があるため、授業料を一旦納付し、7カ月後に返還されるという保護者に経済的な負担を強いていた。このため、今回の所得制限の撤廃を契機として、当初から平均授業料までは納付しない仕組みに改められたい。

◎ 「学校間交流推進校」のより一層の拡充

海外との交流を推進する「学校間交流推進校」にかかる予算をより一層拡充し、教員のみならず、生徒が海外渡航できるよう、制度を構築されたい。

◎ 都内の私立小中学校におけるデジタル環境の整備支援

私立学校のデジタル教育環境の整備が進むよう、支援を拡充する等、積極的に取り組まれない。

○ 保護者負担軽減への対応

① 私立小・中学校における授業料負担軽減の拡充強化

私立小・中学校に通う児童・生徒の家計を助けるため、支援策の検討を国へ働きかけるとともに、都独自の支援策の拡充を検討されたい。

② 外国人学校の保護者負担軽減

子ども達に差別のない教育機会を提供するため、外国人学校への都の支援について格差をなくし、保護者の負担軽減を図られたい。

③ 幼児教育の無償化への対応

国が、今後の幼児教育の無償化に向けた推進を図る中で、特に、自治体がある存在の必要性を認めてきた、いわゆる「類似園」等の質の高いサービスを提供する施設については、都

独自の利用者負担の軽減措置を継続されたい。また、東京都認定の類似園以外の類似園についても掌握し、区市町村の支援が進むよう取り組まれたい。

○ 私学施設の安全環境の整備支援

① 私学施設の耐震化の促進

私立学校の校舎等の耐震化の一層の進展に向け、補助を拡充されたい。

② 私学における暑さ対策の推進

私立学校での暑さ対策の推進や災害時の避難場所としての位置づけも踏まえ、省エネ設備への切替え促進を図るための空調設備および、附帯設備の整備に対する補助制度の拡充を図られたい。

○ 消費生活の安全・安心の施策の総合的推進

① センターオブセンターとしての東京都消費生活総合センターについて、人員増や研修機会の充実を含め、その機能強化を推進されたい。

② 不適正取引事業者に対し、消費生活条例により厳正な行政処分を講ずるなど、消費者被害の未然防止策や拡大防止策を進められたい。

③ 高齢者の消費者被害防止に向けて、地域における見守りネットワークを推進されたい。

④ 令和4年度より18歳に引き下げられた成人年齢に合わせ、若年層の消費者被害防止に向けても取り組みを進められたい。

< 都民との協働施策及び男女平等参画施策の推進 >

○ 都民との協働施策の推進

① コミュニティ形成に貢献する地縁団体、NPO、公衆浴場等への支援を図られたい。

② ボランティア活動に関する情報提供・相談体制の充実とともに、区市町村や企業、学校等との協働を一層推進するなど、ボランティア文化の定着に向けた気運の醸成を進められたい。

③ グローバル都市としての多文化共生を推進するため、つながり創生財団も活用し在住外国人への情報提供やNPO等の民間団体に対する支援の充実を図られたい。

○ 男女平等参画施策の推進

① 女性の活躍推進に向けた、都民・事業者の先進的な取り組みを幅広く周知するなど、広報展開の充実を図るほか、仕事と家庭の両立に向けた支援を一層推進されたい。

② 東京ウィメンズプラザにおける、特に土日・休日の相談事業や、配偶者暴力対策を推進し、関係機関との協力・連携体制を充実させ、被害者支援に努められたい。

③ 都の施策に女性の意見を十分反映させるため、審議会等の女性委員の割合について、目標である40%以上を実現されたい。

< 青少年の健全な育成の推進 >

◎ 若者施策プロジェクトチームの立ち上げと居場所づくりの推進

急速に進む少子高齢化や人口減少、日本の国際競争力の低下などの課題を抱える中、子どもや若者が今と未来を担う存在として、活躍できる社会の実現が重要である。都は、子ども施策については、子供政策連携室の設置から全庁挙げてチルドレンファースト社会実現へと取組を行っており評価するが、一方で若者施策については、局横断の取組が弱く、若者の居場所づくりや住宅

支援、就労支援など、全庁一丸となって取り組みを進める必要がある。各局連携のプロジェクトチームを立ち上げ施策展開をされたい。

また、自宅に居場所がない、自宅にいても一人で孤独であるなど、居場所を必要とする若者が夜の時間を安心して過ごせる場が都内各所にあることが必要であり、適切な支援につなげられるよう様々な支援を行っているNPOなど民間団体との連携を検討されたい。さらに、ト一横をはじめ都内各所に、子ども・若者の居場所「ユースセンター」の設置を進められたい。

○ ト一横に集結する若者への支援を推進

新宿区歌舞伎町のTOHOシネマズ周辺に集まる若者が悪意ある大人によって犯罪被害にあう事案が社会問題化している。第33期青少年問題協議会の答申を踏まえ、関係する各局、各機関、各自治体と連携を図りながら、実効性ある対策を早急に検討・実施されたい。

さらに、若者がホストクラブ等による売掛金で多額の返済を負う事例が社会問題化しており、ホストクラブに関連したトラブル防止のための対策を図られたい。

< スポーツ振興のための施策 >

◎ 東京2020大会のレガシーの具現化

大会の成果や感動をレガシーとして将来に残せるよう、多岐にわたるレガシーの具現化に取り組まれたい。

(1) 都内と被災地との絆をレガシーとする取り組み

これまで築いてきた被災地との絆をレガシーとし、被災県をはじめとした関係者と連携して、復興の後押しとなる取り組みを推進されたい。また、交流人口の拡大にも努められたい。

(2) アスリートの育成・還元体制の確立

大会に向けて高めた選手強化策の充実やジュニア選手の発掘、育成など競技力向上に向けた取り組みを維持するとともに、国際大会等で活躍したアスリートの経験等を地域に還元する仕組みを構築されたい。

(3) スポーツや運動ができる場所の確保

① 大会レガシーとしての健康増進

働き方の変化、コロナ禍でのテレワーク、フィットネス施設の休業などにより、都民の運動の機会が減っている。東京2020大会の成功による都民のスポーツに対する気運の高まりを、スポーツを通じた健康増進につなげられるよう、職場の近くや通勤途中のターミナル駅など、働き盛り世代がアプローチしやすい場所を活用するなどして、広くスポーツの支援を行われたい。

② 区市町村のスポーツ振興支援

区市町村における主体的なスポーツ振興を推進するため、さまざまなスポーツ環境の整備や誰もがスポーツを楽しめる共生社会創出に向けた取り組みなど、区市町村のスポーツ振興に係る取り組みに対し、ソフト・ハード両面から支援されたい。特に、障害者スポーツの場の確保に努められるよう支援を強化されたい。

(4) パラリンピック教育の実施とボランティアの育成

① 東京2020大会後も、パラアスリートの競技力のレベルアップに向けて、練習環境の充実や使用する道具の技術革新を徹底して支援されたい。

② 東京2020大会後も引き続き、多様な障がい者に適切に対応できるボランティアを育成するとともに、障がい者もボランティアとして活躍できる仕組みを構築し、大会後もレ

ガシーとして根づくよう取り組まれない。

- ③ パラリンピック教育を継続し、人間の多様性を認め、社会課題を解決する人材を育まれない。また、教員が大学の教員養成課程で障害者スポーツの基礎的理論を学ぶよう、国に対して障害者スポーツ科目の必須化を要望されたい。
- ④ 障害者スポーツの国際大会の開催を促進し、パラリンピック大会後も、都民がハイレベルな大会を見られる場を創出されたい。

(5) デフリンピックについて

2025年に東京招致が決まったデフリンピック大会については、日本初開催であり、デフスポーツの国際大会の開催経験が少ないことから、ろう者と健聴者が一体となって、国や関係団体と連携しながら運営準備にあたり、最新のICT技術を活用して効果的な情報保障に努めるなど、東京らしい魅力的な大会となるよう、取り組まれない。また本大会が共生社会実現のほずみとなるよう、今後も様々な施策に取り組まれない。

さらに、都は主体者である全日本ろうあ連盟とともに、ホスト役として積極的に役割を担う必要があることから、以下の3点の課題に取り組まれない。

- ① ホスト国に相応しい競技参加と運営体制の確保
- ② 国際手話など、異なる手話間の通訳の充実
- ③ 大会への機運の向上と大会が目指す相互理解の深化

(6) 東京2020世界陸上競技選手権大会における運営の透明性確保

2020大会をめぐる贈収賄や談合の問題が都民の不信を生んでいる。大会を総括・検証し、東京2020世界陸上競技選手権大会では透明性が確保されるよう、有識者会議でコンプライアンス等の議論を深められたい。

また、東京2020大会の談合事件に関わり、指名停止された企業が停止前のように大会に関われるのは都民の納得が得られない。大会の準備運営を進めていくにあたっては、都民の信頼が得られるような方策を取られたい。

(7) アーカイブ資産の活用

東京2020大会が無観客であったため、都民の多くがリアルな大会の感動と興奮を経験できていない。今後、アーカイブ資産等活用方針に則り、各種イベントでの展示に加え、資産を保管・公開する拠点の整備に取り組まれない。また、テレビ等ではわからない、大会を成功に導いたボランティアなど裏方の取り組みもパネル展示等で都民に広報し、ボランティア文化の育成に寄与されたい。

<運動を通じた健康増進>

○ 働き盛り世代を対象にした区市町村と

フィットネス産業のコラボによりスポーツを通じた健康増進の取組

都は、令和3～5年度の3か年にわたり、都内フィットネス産業団体とコラボした「アーバンフィットネス」事業を展開し、コロナ禍に伴う運動不足に起因する健康二次被害の解消に向け、スポーツを通じた健康増進の取組みの推進を図り、都民の関心を大いに喚起した。本事業は、施設・器具のハード面と効果的な助言などでソフト面でのノウハウに長けたフィットネス産業の活用が費用対効果の上でも有用であることを証左するものとなった。フィットネス産業の集積は都市部に多く、とりわけ都内に特に多く存在する。今後は、本事業の総括を踏まえて、都内区市町村が主体となって、地元のフィットネス産業とのコラボを導く新たな事業化を図り、広く健康増進に貢献されたい。

[都 市 整 備 局]

<徹底した防災・減災対策で都市の強靱化を推進>

◎ 住宅の耐震化推進について

都は、耐震改修促進計画を定め、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築された旧耐震基準の住宅について、区市町村を通じて耐震化の補助を実施している。加えて、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の建築物についても、新たに耐震診断や改修工事への補助を開始した。できるだけ多くの区市町村がこの制度を利用して地震被害のさらなる低減を図るよう取り組まれない。

◎ 住宅の液状化対策に対する支援

東日本大震災では、震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が発生した。都も、建物における液状化関連の情報を一括して見られるよう、『建物における液状化対策ポータルサイト』を開設された。これまで液状化対策アドバイザーの無償派遣制度も創設されたが、さらに区市町村の液状化対策を推進するため、戸建住宅の液状化対策に対する支援を創設されたい。また、液状化の恐れのある地域において、国道・都道・区市町村道での掘削工事が実施される際や、都が国と連携するなどして取り組むインフラ整備工事が実施される際においては、都として、該当地域全体の液状化対策が進むよう、液状化対策費用への補助もしくは家屋復旧への補償の追加を実施されたい。

◎ 総合治水対策と高台まちづくりについて

激甚化・頻発化する豪雨に対し、区市町村が提案する豪雨対策の取り組みに対して、十分な支援が行えるよう補助制度の拡充や、都有地等でグリーンインフラを導入し、貯水機能の向上を図られたい。また、東部低地帯の災害リスクの軽減を図り、水害に対して安全性の高いまちづくりを進めるため、都が担う公共施設工事の機会を捉えての取組みのほか、区画整理事業と高規格の堤防整備の一体的実施による高台づくりや、建物上部への避難スペースの確保など、公表された方策をもとに、国や地元区と連携して、高台まちづくりを大きく進展させるための検討をさらに進められたい。併せて、既存建築物も含め、避難のための連絡通路等整備を行う区に対する補助制度なども含め、幅広く検討されたい。

◎ 大規模地下街等への浸水対策

地下鉄をはじめ東京のターミナル駅周辺では、地下街や鉄道駅のコンコース、駐車場などが複雑に繋がり、地上のビルも地下で繋がる構造になっている。大規模地下街等への浸水対策は急務であり、出入り口・空調の給排水口・各種の間隙を埋めるための補助制度の確立と普及など、その充実を図られたい。

○ 首都高速道路（高架部）の緊急安全確保場所活用の深度化

東日本大震災では、津波から高台にある高速道路に多くの人が避難し、命が助かった。同様に、東部低地帯の都民が、大規模水害時に危険が切迫している状況下では、命を守るうえで、首都高速道路（首都高速中央環状線）を緊急安全確保場所として活用することが確認された。今後、緊

急安全確保計画の策定を急ぎ、高架部を早期に活用できるよう取り組まれない。

○ 一般の緊急輸送道路の耐震化の促進

これまで、大地震発生時の救助・復興活動の円滑化を図るべく、特に重要な路線を特定緊急輸送道路として指定し、耐震診断の義務付けなどを実施して、倒壊による道路封鎖を未然に防ぐ沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、特定以外の一般の緊急輸送道路も、警察署・消防署・備蓄倉庫など、地域の防災拠点と特定緊急輸送道路との間を結ぶ路線であり、それぞれの地域で重要な役割が期待されている。このため、特定緊急輸送道路での取り組みで効果をあげている区市町村への支援を強化するとともに、一般緊急輸送道路の取り組みもさらに推進し、沿道建築物の耐震化を加速させられたい。また、耐震診断の義務付けとその結果の公表制度もすでに実施されているが、公表後も耐震化工事が具体化しない場合について、必要に応じた懲罰的制度の構築も検討されたい。

○ 木密対策の着実かつ新しいステージに立った一層の推進

木密対策では、地元区に、各整備地域内の不燃化の現状や将来の見通しなどを詳細に示した地域別カルテを提供するなど地区ごとの特性に応じた実効性のある取り組みの展開につなげていくとしており、さらなる進展を図られたい。同時に、その推進にあたっては、地権者等の相続や建築物の老朽化に伴う建替えや事業承継などの機会に捉われない恒常的な木密解消の取り組みを広げるため、単なる防災対策の枠組みを超えて、良質な景観、商店街の振興、グリーン化の振興、多世代の共存、職住の一体のまちづくりの進展などの他分野事業との連携による促進を図られたい。そのため、対象地域内外の所有地のコア的活用を図るほか、魅力的な街並み形成などに繋がる地区計画の制定も視野に入れ、企業や商店経営の専門家やまちづくりの専門家を派遣するなど、一層の推進を図られたい。

○ 無電柱化と道路拡幅の推進

道路の無電柱化や歩道の整備を積極的に推進し、美しい都市景観と安全で快適な歩行空間の創出を図られたい。また、無電柱化を面的に拡げるため、区市町村道に対する支援を行われたい。さらに、木密地域の私道等の無電柱化が進むよう促進対象エリアの拡大に努められたい。加えて、無電柱化後の新たな送電線工事には、無電柱化以前での工事に比べるとかなりの工期を要することが明らかになっており、そのことが、無電柱化に伴う区市町村の経費負担に加えて、無電柱化の進展を阻む新たな阻害要因になっている。この懸念の払拭に向け、電力会社などの関係機関との協議を深め、解決の前進を図られたい。

【建設局共管】

○ 民間建築物のブロック塀安全対策

これまで都は、ブロック塀の倒壊対策を行ってきたが、民間所有の危険なブロック塀がまだ散見されている。耐震診断結果の公表後の耐震化工事の進捗に向け、補助制度を拡充し一層の安全対策を推進されたい。加えて、公表後も耐震化工事が具体化しない場合について、必要に応じた懲罰的制度の構築も検討されたい。

◎ 盛土規制法施行に伴う条例制定による制度の強化

都議会公明党はこれまで、盛土による土砂災害の未然防止に向け、都独自の対策を打ち出すべきと提言してきた。これを受け都は、令和3年12月に関係6局で、盛土のあり方検討会議

を設置し、現行法令の運用上の課題などの共有化や、国の動きの把握などに努めるとともに、都の独自策として、不適正盛土の把握について、人工衛星データ等を活用する方針を示している。本年5月に、盛土規制法が施行されたが、制度の運用にあたっては、都は、条例を制定し、盛土の安全性を確保されたい。

加えて、盛土の安全性確保について、盛土による災害を防止するためには、新たに施行された盛土規制法の実効性を高めていくことが重要。条例の新設により、工事完了時に目視できない工程を確認する中間検査において、対象規模を500㎡超に引き下げることや、擁壁の鉄筋の組立状況を含め7項目を追加することなど、今後、新法に基づく制度に移行し、都民の安全を確保されたい。

○ 土砂災害対策補助の実施

土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域等内にある既存不適格建築物の改修・移転等を支援する区市町村への補助を実施されたい。また、スタートアップ企業と連携し、デジタルを活用した不正盛土の監視を進められたい。

< 総合交通対策の推進と物流問題への取り組み >

○ 公共交通網の整備等の推進

公共交通網の整備にあたっては、交通政策審議会答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備をはじめとする鉄道交通網の整備促進、乗入れ等の既存路線での利便性の向上、JRなどの民鉄各社、都営地下鉄に加え、日暮里・舎人ライナーやつくばエクスプレスなどの通勤混雑の緩和、ホームドアやエレベーター等のバリアフリーの促進に努めるほか、官民バス路線での赤字、減便、廃線などの不安解消に向け、燃料電池車の導入促進や自動運転の進展による経費削減や人手不足対策を進めることや、新たに整備するBRTの活用を図るなど、都が役割を積極的に果たされたい。

また、舟運を活性化し、運河や河川・港内などで、災害時にも対応し、観光面からも魅力のある交通網の重層化を図られたい。さらには、高齢者や障害者に優しく、外国人旅行客も安心して利用できるタクシー利用に向けた環境整備や、ドライバーなどの物流人材不足の解消に繋がる自動運転技術を活用した都市づくりの展開を図られたい。【環境局共管】

◎ 高速道路上の本線料金所の撤廃

都は、都議会公明党の要望を受け、高速道路の本線上の料金所の撤廃、特に永福料金所の撤去を国に提案要求を行っている。結果、令和4年度には、首都高速道路で35箇所の本線料金所のETC専用化が実施された。この流れを加速化させ、できる限り早期に本線料金所の撤廃に向けて取り組まれたい。また、中日本高速道路会社に対して、八王子、国立府中、調布ICの料金所の撤廃も求めていくこととされたい。

◎ 新線整備・エアポートライナーの設置推進

優先6路線の内、羽田空港アクセス線については、2029年に羽田空港と東京駅が結ばれる路線が完成する予定になっている。従来から、中央線や青梅線を利用する多摩地域の都民は、羽田空港に行く際、最低でも2回、トランク等の荷物をもって乗り換えなければならない、不便を感じている。そこで、2029年に東京駅と羽田空港間のアクセス線開通にあわせて、大崎と大井貨物タ

一ミナルを結ぶ羽田空港アクセス線西ルート^①の整備も加速されたい。また、地下鉄8号線や多摩都市モノレールなど、優先6路線に含められながらも、事業採算性の確立などが課題とされている新線整備については、技術的助言に止まらず、乗降客の増加や安定化に資するまちづく面でのサポートに積極的に取り組まれない。

○ 都心部・臨海地域地下鉄の整備推進

臨海地域地下鉄について、鉄道網の既存路線や主要な東京駅、羽田空港等との接続も含めて、早期実現に向けて着実に整備を促進されたい。特に、運行を行う事業主体の具体化に取り組まれない。また、都民や地域の意見を生かしつつ、沿線のまちづくりに努められたい。

○ 多摩都市モノレールの延伸実現

自立した多摩地域を構築していく上で、多摩都市モノレールは欠くことのできない交通インフラである。今後、「国や沿線市町、運営会社など、関係者と一層連携を図り、2030年代半ばの開業を目指していく。」としているため、沿線市町とともに、地域の個性と魅力を活かしたまちづくりと併せ、早期の延伸実現に取り組まれない。また、町田方面延伸について都は、学識経験者などで構成する「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」を設置し検討を進め、令和4年1月に選定ルートを公表した。今後は、地元沿線市と街づくり検討の深度化を図り、早期の事業化決定に取り組まれない。

◎ 宅配ボックスの設置促進 【住宅政策本部・交通局共管】

かねてから都議会公明党として、都民の誰もが利用できるオープンな公共空間での活用の促進と、都が管理する施設などを活用して、都自らが社会貢献的に利便の享受を広く都民に提供する姿勢を強めることとし、併せて、民・民間における設置の進展を応援する工夫の検討を図るべきとしてきたことは、このコロナ禍での新しい日常においても有用であった。また、配送業者の働き方改革など物流問題の不足の観点から、消費者の行動変容を促すとともに、各種の調査結果を踏まえ、早期に設置促進に取り組まれない。

- ① 都営交通を含む鉄道駅構内等での宅配ボックス設置促進
- ② コンビニ、大型商店、商店街の空き店舗等での宅配ボックスの設置促進
- ③ 宅配ボックスの設置促進に向けた都としての支援策の総合的な検討

○ 渋滞などの駐車対策とドライバー不足対策の推進

荷捌き駐車場の拡充に努めると共に、利用促進を促すためのデジタルツールを活用した満空情報システムの導入に取り組まれない。都立公園などの公共施設駐車場の夜間活用などを通じた荷待ち車両の違法な長時間駐車への対策や、駐車場施設での夏・冬期間の高冷温回避策としての運転者によるエンジンのかけ放し対策としての電源提供などについて、都としての計画立案と補助制度の確立に向け、都庁横断的に取り組まれない。

◎ 運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策の拡充

都民生活に欠かせない物流ネットワークを担う貨物運送事業者や、地域交通を担うバスやタクシー事業者について、燃料価格の推移と国の動向をふまえつつ、燃料費高騰緊急対策を継続ないし拡充されたい。

特に現状、都は補助対象を、①一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車・緑ナン

バーのトラック等、②貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車・黒ナンバーのトラック等、③一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車・緑ナンバーの乗合バスに限定している。

今後、国と連動した燃料高騰対策を実施する際には、乗合バスと同様に公共交通に位置づけられているタクシーにも補助を実施されたい。事実、国補助制度ではタクシーを排除していない。公共交通政策上の位置づけに応じた適切な補助対象となるよう改善されたい。

＜人にやさしく魅力ある都市の再生＞

◎ 外濠浄化プロジェクトの着実な実施

世界に開かれた環境先進都市であるスマートシティの実現のため、水辺や緑を生かした都市空間「水と緑の回廊」の整備と、都民が水の恵みを享受できる良好な水循環の創出が不可欠である。そこで、東京の中心地における、玉川上水や河川水を活用した外濠・神田川・日本橋川の恒久的な水質改善に向けて、早期に以下の取り組みを進められたい。

(1) 外濠の水質改善に向けた実施計画の策定等

外濠浄化に向けた基本計画に基づき、玉川上水暗渠部等の活用可能な既設水路の改良や新たな導水路の詳細調査や基本設計などを踏まえ、早期に実施計画を策定されたい。また、事業の資金調達にあたっては、事業目的と親和性の高い東京グリーンボンドの充当を検討されたい。

(2) 玉川上水開渠部の導水断面の補修・整備の実施

玉川上水を軸とした豊かな水環境の構築という長期的な展望のもと、防災機能の観点から緊急時の飲料水や消火用水の確保など緊急水利としての利活用を検討されたい。また、試験的な通水の実施を見据えた外濠導水と合わせて行うことが合理的な玉川上水開渠部等の水路断面に関する流下能力等の調査を踏まえ、必要となる補修・整備等を早期に実施されたい。

(3) 新たな外濠への導水路の整備

新宿区四谷大木戸から外濠までの区間における導水路の整備にあたっては、関係機関と調整を進め、ルートや施工方法、事業用地の選定等を早期に決定されたい。

(4) 暫定対策の実施

外濠へ河川水等が導水されるまでの水質改善に向けて、アオコの発生を抑制するため、暫定的な対策を継続されたい。また、外濠流域貯留管への貯留が開始される令和5年度末以降、外濠に流入する水量が減少して滞留水の長期化を招けば、新たな環境問題が危惧されるため、地下鉄トンネルの湧き水を活用するなど新たな水源の導入を一刻も早く実施されたい。

○ 西新宿地区の再整備

新宿は、駅を中心に、業務・商業・観光など、多様な機能が集積する中核的な拠点であり、新宿グランドターミナルから周辺地域全体へ、交流、連携、挑戦を展開させ、まち全体の機能更新を促進することが喫緊の課題である。西新宿地区の再整備にあたっては、人中心の空間へと再編するため、都庁前駅なども含め地域内の段差を解消するバリアフリー動線の確保、新たな交流やにぎわいを生み出す機能の導入、次世代モビリティなど、先端技術の実装に取り組まれたい。

○ 築地まちづくりと晴海5丁目西地区の整備

築地のまちづくりについては、地元区との連携を重視しつつ、隣接する築地場外市場の賑わいにマイナスの影響を与えない工事の工夫をしつつ、都民の信頼を高め、多くの都民から、末永く次世代に引き継ぎたいと共感できるような、世界の主要都市に類のないロケーションを活かしたまちづくりとされたい。また、選手村跡地の晴海5丁目西地区の街開きと連動し、水素の活用な

ど未来型都市の実装成果を他地区にも波及できるよう、取り組まれない。

○ 多摩の拠点づくりと多摩ニュータウンの再生

多摩の拠点となる先進的なまちづくりに取り組む市町村を支援するとともに、多摩ニュータウンの再生に向けて、都有地活用などの拡充策に取り組まれない。

○ 神宮外苑地区まちづくりについて

神宮外苑の再開発については、貴重な都民の財産ともいべきイチョウ並木が保全されるよう、都として再開発事業者等に対して責任ある関与を行い、風格ある都市景観の維持に努められたい。

○ 鉄道駅のバリアフリー化

鉄道事業者が行うホームドアやエレベーターの整備については、全出入口の整備を目指すべく補助制度の拡充と都の取組み方針の積極的な周知に努められたい。

また、駅構内における視覚障害者の移動支援について、先進技術を活用した案内誘導の取り組みについて、引き続き検証に努められたい。

○ 建築物のバリアフリー化

子ども向け建築物のバリアフリー化については、集合住宅だけでなく戸建て住宅も対象に検討されたい。また、高齢者や車いす利用などの障害者向けのスロープやエレベーターの設置促進は、SDGsの視点に立つ建築物の長寿命化や中古物件の流通促進の上からも、既存だけでなく、広く新築時から社会的に進めていく必要がある。そのため、スロープの設置などを原則として義務化する都方針の明示と、集合住宅を含む建築物での現行の面積要件（2000㎡以上）の撤廃、戸建て住宅の新たな対象化など、他局と連携し、都条例の改正を進められたい。なお、その際には、健康増進のために段差利用を図る利用者への配慮も含め、階段とスロープなどを利用者側が選択できることを原則とする旨を明示されたい。さらに、視聴覚障害者向けの外出支援策としての移動に必要な情報保障についても、一層積極的に条文化を図り、他局と連携し、都の支援策の充実を図られたい。

○ 文化財・歴史的建造物の防災対策の強化

都内にある文化財や、歴史的建造物に対する防災対策を一層充実されたい。

また、観光資源としての活用を視野に、魅力の情報発信に取り組まれない。【教育庁共管】

[住宅政策本部]

民間住宅

◎ ゼロエミッション達成に向けた取り組み

本格的なカーボンマイナス、ゼロエミッションの達成に向け、都内全体の消費電力の削減を図るためには、夏や冬の外気による室内温度への影響を抑える断熱改修の促進に期待が寄せられている。そのため、今年度創設した既存住宅省エネ改修促進事業等を通じて、住宅政策の観点から、新築だけでなく、住宅の太宗を占める既存住宅でのリフォームの推進に向け、断熱改修を強力に促進されたい。

◎ コロナ禍の経験を踏まえた経済対策

コロナの影響で、休業や離職を余儀なくされた都民に対し、今後も、都の直接雇用も含め、雇用・就業対策に全力で取り組まされたい。加えて、住居を失った人については、「東京チャレンジネット」をさらに拡充し、住宅の確保を支援されたい。【保健医療・産業労働局共管】

◎ 住宅確保要配慮者のセーフティネット住宅・空き家対策の促進

高齢者向け優良賃貸住宅の見直し

東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）のうち、高齢者など住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅の登録目標 3,500 戸を令和 12 年度までに実現するため、わが党が提唱した不動産事業者向けのインセンティブの付与に加え、貸主にとっても取り組みやすいよう、支援策を充実されたい。特に専用住宅は、入居中の事故やトラブルのほか、空室リスクなど貸主に様々な不安があるとの不動産業団体からの意見もあり、登録を進めるには、不安軽減を図ることが必要である。今後は、これらの取組に加え、要配慮者の入居支援や見守り等を行う居住支援法人との連携強化のほか、都の政策連携団体等がマッチング機能を担うなどの工夫を新たに加え、貸主にとって安心感があり、わかりやすく、メリットのある支援策を検討されたい。

また、現在取り組んでいる民間事業者等が行う空き家対策の取組を支援するモデル事業について、多方面にわたる都政課題の解決に繋がる可能性を秘めるほか、「東京ささエール住宅」の登録・供給促進に効果を挙げており、都の政策連携団体の活用を含め、関係する都民・事業者の安心感を高める制度とするなど、更なる強化を図られたい。さらに、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の管理開始から 20 年が経過し、今後は東京ささエール住宅に移行するが、高齢者の負担ができるだけ発生しないよう、区市町と連携して移行のソフトランディングに取り組まれたい。

◎ マンション防災について

耐震化の点では、特定緊急と一般緊急の緊急輸送道路に面するマンションの耐震度の改善のため、耐震診断の義務付け範囲の拡大と診断の早期の実施とその結果の公表を急がれたい。また、耐震工事の促進に向け、補助制度の一層の拡充と利用の促進に向けた使い勝手の改善、そして、専門アドバイザーの無料派遣の実施と拡充を図られたい。加えて、耐震性の不足が公表されたあとも、耐震工事が進まない場合は、単なる公表の枠組みを超えた促進策について、固定資産税制度の活用を含め他局とも連動して、検討されたい。

また、ピロティ部分の耐震化だけでも一定の効果が期待できる場合への補助の利用促進や、分

譲と賃貸の別を問わず、緊急輸送道路に面していないマンションへの耐震化補助を実施されたい。加えて、水害対策では、マンション内の一・二階の居住者や周辺住民で垂直避難を求める場合への受け入れを可能とするマンションの拡充に資する支援策を充実されたい。

◎ 災害時でも生活継続しやすい東京とどまるマンションの普及

災害時に居住者が地域の避難所に避難移動せずに済む「東京とどまるマンション」への登録の推進に向け、トイレやエレベーターなどマンション特有の構造上の課題への対応や地域コミュニティと一体になったの自助・共助・公助の強化などの多岐に亙る課題に対応するため。総務局や住宅政策本部が中心となって関係各局が連携し、局横断的な対策を強化されたい。

また、分譲と賃貸の別を問わず、優れた防災性を有するマンションを増やすため、マンション管理組合や賃貸マンションのオーナーへの情報提供の充実を理解の促進に努められたい。具体的には、マンション管理士を無料で派遣し、トイレ・エレベーター・給水管・排水管の安全性の向上に向けた対策の助言と公的支援制度の活用を促進を図るほか、備蓄倉庫の中高層階への移設、一階部分の電源・電気設備と住戸への水没回避策の充実や止水版の配備を含む防災備蓄資機材の整備費用と非常用発電装置費用への補助の拡充を図られたい。加えて、排水管が損傷しても居住者がマンション内に留まれるよう、災害用のマンホールトイレ設備の普及を図るべく支援に努められたい。

◎ 老朽マンション対策

都内には着工から40年以上経過した分譲マンションが平成30年時点で約25万戸あり、築年数と居住者年齢の高齢化が問題となっている。都は管理状況届出制度を活用し、マンション管理士の無料派遣や区市町職員と連携した適正管理啓発隊を派遣して管理不全の防止に努めているが、今後、管理状況届出制度の届出項目追加を検討するなど、更なる適正管理に取り組まれたい。

◎ 子育て世帯に優しい住環境の整備

「東京こどもすくすく住宅認定制度」と補助制度の普及拡大を図るため、分譲と賃貸、戸建と集合の別を問わず、補助内容の充実と周知を一層進められたい。民間での進捗を促すため、公社住宅や都営住宅の別を問わず、認証の取得を進め、取組の模範を示されたい。また「東京こどもすくすく住宅認定制度」の趣旨と同様に、高齢者や障害者の生活に優しい住環境整備を図るため、都としてのガイドラインを構築し、その普及・実装を図るための補助制度の確立を急がれたい。

◎ 高齢者と障害者に優しい住環境への整備の促進

「東京こどもすくすく住宅認定制度」と補助制度と同様の、高齢者や障害者に優しい住環境整備の指針と促進策を打ち出すべきである。段差の解消や転倒しても骨折しにくい床構造だけでなく、ドアの開閉、ドアポケットの郵便物の受取りや電源プラグの差し込み等、高齢者や障害者にとって身体的に難儀を強いられる住設備の改善が必要である。加えて、出入り口での段差は数段でも車いす利用者の生活の快適性を阻害するものであり、新築時からの義務付けを実現する都のバリアフリー関係条例の改正が必要であり、都市整備局や福祉局と連携し、早急に整えられたい。

○ サブリース事業者との賃貸契約トラブルの解消

サブリース事業者が賃貸契約先となる案件でトラブルが発生し、それを未然に防ぐ為の重要事

項説明等への追加措置等の法改正が実施されている。しかし、法改正前からの契約でのトラブルが依然として存在するとともに、今後も認識不足からの新たなトラブルの発生が危惧される。そこで都は、積極的な周知を図るとともに、下請け被害や労働トラブルの場合と同様に、都が被害者側に立っての相談対応が法的に可能となるよう、国に対し法改正を求められたい。

都営住宅・公社住宅等

◎ 都営住宅の間取りの改善

10年前に設けられた型別供給基準が、都民の住宅ニーズから大きくかけ離れているとのわが党の指摘により、都は型別供給基準を多摩地域に限って見直しを行った。今後は、単身高齢者の間取りが1DKでは介護ベッドが入らないなど、高齢社会に対応していないとの声が多く寄せられていることから、建替えに際しては、一人用住戸であっても二つの居室を備えるよう見直しをおこなわれたい。また、単身向け住戸に空きが発生した場合、状況に応じて隣接住戸を合わせてファミリー向け住戸に改修可能な間取りとなるよう取り組まれたい。

さらに、現在、子育て世帯などが入居後、世帯人数が増えた場合などに、住宅を変更する際の基準は、居室の一人当たり面積が2.4畳未満としているが、住宅変更基準を型別供給基準やあっせん基準と見合うよう見直されたい。

◎ 都営住宅の使用料減免制度の堅持と維持管理に要する財源の確保

都は、都営住宅使用料の減免制度を通じ、より一層生活に困窮する居住者への支援に取り組んでおり、今後も本制度の堅持を図られたい。

一方で、バルコニーでの洗濯物干しを回避する景観条例の施行や、子育てや高齢者の生活に優しい住環境整備、消費電力量の削減を通じた省エネ対応の促進、高齢化や多言語化への対応に要する自治会支援など、新たな社会課題への都営住宅における対応に要する維持管理費用は年々増加している。そのため、コインパーキング設置の積極化を図るほか、建替えの際は太陽光発電装置の設置を急ぐほか、従前住戸数の確保を前提に、適切な中高層階化などにより余剰地を生み出し、商業・にぎわい施設の誘致など地元が望むまちづくりに積極的に貢献し、地代収入の増などに取り組み、都営住宅の維持管理に充当できる自主財源の確保を図られたい。そのうえで、使用料の減免制度を維持しながら自主財源の確保に取り組んでもなお、維持管理費用の確保に苦慮する場合には、国財源の積極的な確保や都の一般会計からの繰り入れの拡大など、都住財源の中長期的な安定に努められたい。

◎ 都営住宅の管理事務のDX化

① 空き住戸の積極活用

わが党の提案で新たに推進される都営住宅の管理事務のDX化を急ぎ、事業用空き住戸を速やかに公募用に活用し、入居倍率の抑制と使用料収入向上に善処されたい。併せて効果的に垂直避難用の住戸確保に貢献されたい。また、令和8年度に予定している管理システム再構築までの間でも、デジタル申請化が可能なものは順次導入を図り、利用者の利便性向上に努められたい。

② 都営住宅の間取り図面のDX化

都営住宅の間取り図面は、同じ間取りでも寸尺の異なる図面が存在し、空き家改修などを行う事業者が受注のたびごとに現地で図り直して図面を書き起こす状況が続いている。間取

り寸尺の統一を急ぐとともに、間取り図面のDX化を図り、発注者側と受注者側の別を問わない事務量の削減を図り、働き方改革に貢献されたい。

③ 都営住宅の応急危険度判定のDX化

都営住宅の応急危険度判定は、震災後の倒壊の危険性などを判定し、二次的災害を防止する上で重要だが、震災後の入居の継続の是非の判断は迅速に行う必要がある。都は今後、アプリとタブレットを活用して検分する現場での判定実施等の事務負担の軽減に加え、判定員配置の最適化、結果の自動集計化、正確性の点検の効率化等に役立つDX化を進められたい。

◎ 垂直避難用での中層階での空き住戸確保の拡充

都議会公明党の提案で実現し、継続されている、水害時の垂直避難先としての中層階の空き住戸の確保については、原則は各棟につき一か所の確保を目指し、調整を図られたい。加えて、水没しない備蓄倉庫機能を、垂直避難用に確保する空き住戸を活用して進められたい。

◎ 都営住宅の自治会支援

① 法的な相談対応支援

都はこれまで、わが党の要望により、都営住宅の自治会が迅速に相談できる窓口の設置や、自治会が苦勞している住民同士のトラブルへの法的な相談対応など、自治会運営がより円滑にできる支援に取り組んできており、非常に好評であるが、そうした需要は、年々増しており、特に、弁護士相談では、予約がすぐに埋まってしまい、ほとんど利用できないという声が上がっている。そこで都は、弁護士相談の実施回数をさらに拡充するとともに、広い会場で、自治会で共通する相談事例を弁護士が紹介し、対応策等について説明し、質疑等も行える場を設ければ、一度に多くの相談者がそうした情報を共有できるようになる。希望する自治会役員が懸案問題に少しでも早く対処できるよう、実施を検討されたい。

② 生活ルールの入居予定者への徹底と現入居者への再徹底

都営住宅の生活ルールの徹底については、社会環境の変化から、入居時における徹底が、かつてよりも一層入念に行う必要が生じており、自治会役員が苦慮を深めている。そこで、入居予定者に対し、入居前での研修を通し、徹底を図られたい。加えて、現入居者に対しても、入居後の期間経過に伴い、意識の希薄化が進む可能性があり、楽しく有意義な友好親善や情報提供などの機会を活用して、無理なく取り組み、再徹底の推進を図られたい。

③ コミュニティ活動や高齢居住者への支援について

公社住宅で、入居者同士や周辺地域とのコミュニティ活動のきっかけづくりや、高齢者の方などから寄せられるさまざまな相談に対応していくための専門スタッフ「J K K住まいるアシスタント」を区部、多摩部の全域に広げられたい。また、同様の取り組みを都営住宅でも開始されたい。また、大学と連携した学生入居によるコミュニティ支援については、引き続き対象の拡大を図ると共に、各自治会支援の好事例を共有できる仕組みを図られたい。

④ 外国人居住者への自治会対応の負担軽減

都営住宅での外国人居住者が増えており、生活ルールを巡るトラブルの発生や日常のコミュニケーション不足などで、自治会役員が苦慮している。現在は、日本語のほか、中国語、英語、ハンガルの四か国語で作成されている「住まいのしおり」について、さらなる多言語化での印刷と配布を急ぐとともに、携帯用翻訳端末機の貸与を実施されたい。

◎ HTTの推進

都営住宅と公社住宅での省エネ対策の促進に向け、LED照明への早期切替え、新築・既存を問わず、太陽光パネルの設置拡大など再生可能エネルギーの導入を強化されたい。また、室内の快適性の向上と空調機の稼働負担の緩和等の省エネの取組の両立を通じて、建築物でのゼロエミッション化に寄与するべく、室外の寒暖差による影響の軽減に資する工法・素材を活用した取り組みを促進されたい。とりわけ、断熱窓の導入について、建替時に行われているが、技術革新により既存住宅での導入も容易になっているため、早期の導入を図られたい。【財務局、環境局共管】

◎ 住宅確保要配慮者への支援

① 専用住宅として公社住宅の活用を

セーフティネット住宅制度充実のため、今後、家賃低廉化補助の適用が可能となるよう、公社住宅を高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者のみ入居できる専用住宅として活用することが効果的であり、こうした取り組みが家賃低廉化補助制度（最大4万円）の設定自治体の拡大にもつながることから、今後、専用住宅としての積極的な活用を検討されたい。

② 居住支援法人への支援

都営住宅や公社住宅の高齢者や障がい者の居住者などが建替えなどに際して引っ越しを行う場合への対応を含めて、住宅確保要配慮者の居住の安定のため、長年の調度品を整理・処分する際や行政手続、買い物などでの負担が緩和されるよう居住支援法人への支援を強化されたい。また、生活保護世帯が移転費用を受けるにあたって保護費の減額が行われて引っ越し作業の負担増を強いられる場合があることから、国に対しても改善を求められたい。

○ 都営住宅、公社住宅への導入費補助によるWi-Fi設置とオンライン申請の推進

都営住宅、公社住宅の集会所等に導入費補助によるWi-Fiを設置し、主に高齢者等を対象とした、スマホ・PCによる役所や公営住宅などへのデジタル申請の利用講座を開催し、オンライン申請が進むよう取り組まれたい。

○ 浴室の設備更新に関する居住者への計画周知

都営住宅の浴室設備については、都側で設置された昭和57年度以降の入居者とそれ以前の入居者との間に強い不公平感が生じていたことから、わが党の要望により、都営住宅での入居者が設置した浴室の設備更新について、都設置対応への切り替えが順次行われている。あわせて、故障した浴室設備についても、申込要件を設け、住戸ごとに都による更新を行っている。できるだけ早期に、今後の更新計画について、居住者への周知を進められたい。

○ 若年ファミリー世帯向けの募集の増強

都は、わが党の提案に応え、若年ファミリー世帯向けの募集枠を含め住居を毎月200戸程度募集している。世帯員の構成や親の年齢など、入居を希望する世帯の実情に即して入居資格要件の拡大を検討されたい。また、公社住宅においては、子育て世帯に配慮した住宅（東京子どもすくすく住宅）の供給を増やし、多世代が交流できる環境整備を図られたい。

○ 都施工都民住宅での高齢者住み替え制度の実施

公社一般住宅において長期居住高齢者の住み替え制度が創設されたが、都施工都民住宅は対象外となっている。公社一般住宅同様に住み替え登録制度を創設されたい。

○ 都営住宅等での宅配ボックスの設置促進

宅配ボックスの利便性を全都で推進する一環として、都営住宅・公社住宅・都民住宅での宅配ボックスの設置について、基本方針を決め、順次、推進を図られたい。

○ 都営住宅等における買い物弱者対策の促進

近隣に店舗等のない都営住宅の高齢居住者の方から、買い物に行けず困っているとの声が数多くある。店舗事業の採算性、公有財産上の取扱いなど課題があるが今後の超高齢社会を見据え、買い物弱者対策として、地元自治体と共同した移動店舗事業の積極的な導入を推進されたい。

○ ウクライナ避難民への支援

2022年3月より、受け入れを開始した、ウクライナ避難民への都営住宅の提供を継続するとともに、孤立しないように支援されたい。

○ 都営住宅の指定管理者と管理業務委託先の選定

都営住宅の指定管理者と管理業務委託先の選定にあっては、居住者はもちろん、居住していない都民からも理解が得られることが重要である。都政を関係性が深いということだけではなく、求められる役割の履行を担保できることについての事実に基づいた論理的に説明に基づく公正公平で適切な選定とされたい。特に、災害時や休日・夜間時での適切な緊急対応を都内全域で可能とする上で必要な、都営団地が立地する地域ごとの地元事業者との良好な連携関係の確保と、居住者間トラブルの調整を担える人的スキルに長けた人材の確保・育成に必要な社内体制の構築が重要であり、その双方の条件を満たす選定審査とされたい。

○ 都営住宅の空き室修繕等工事の安定発注

都営住宅等の空き室修繕等の迅速かつ適切な工事の履行は、すまいの安全性・快適性等の質の確保において重要である。工事の多くを団地が立地する地域の地元事業者が請け負っており、事業者は地元の利を活かして夜間や土日等の緊急時にも迅速に対応している。その意味で、地元事業者における経営の安定は都営住宅等の維持管理の安定性に直結することから、工事の平準的かつ安定した発注の維持を図られたい。加えて、人手不足に伴う賃金高、物価高、働き方改革に資する発注者としての努力を、都自ら担うとともに、指定管理者と管理業務委託者にも求め、その保障に適う契約環境を整備されたい。

○ 小笠原村の住宅問題について

小笠原村の住民の内、父島の1/3、母島の1/2が返還都営の小笠原住宅に住んでおり、所得制限がない。返還小笠原住宅は、令和8年度に父島の一部の住宅で建替えが完了するが、建替え後の住宅は、特定地域優良賃貸住宅として月額38万7千円の所得制限が設けられ、村はそれを超過する人などのうち、小笠原村に定住しようとする人のために、限られた島の用地の中で造成した土地を販売する予定としている。しかし、建設のための資材に運搬費がかかるため、内地の3倍の値段に跳ねあがり、経済的な理由で住宅を建てられないと聞いている。都は、所得制限を超過する人を建替えが行われていない返還小笠原住宅に入居してもらうことを検討しているが、それを実施すると、島の中での住み替えが進まず、新たに小笠原村に移住しようと考えている若い人を受け入れることができない。小笠原村全体の今後の自立的発展を見据えて、総合的に対策を講じられたい。

[環境局]

<エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用による

ゼロエミッションの実現>

◎ 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

(1) 既存住宅省エネ改修支援

本格的なカーボンマイナス、ゼロエミッションの達成に向け、都内全体の消費電力の削減を図るためには、夏や冬の外気による室内温度への影響を抑える断熱改修の促進や再生可能エネルギーの利用を一層進めていくことが必要である。そのため、住宅政策の観点から、リフォームなどの機会を捉えた断熱改修や、太陽光発電設備の設置を促す取り組みを拡充されたい。また、既存集合住宅でのEV充電器設置が進むよう補助制度を拡充されたい。

(2) 新築住宅省エネ対策支援

都は令和元年度から、省エネ性能の高い住宅として都が独自に定めている東京ゼロエミ住宅に対し、建築費用の一定額を助成しているが、温暖化対策に対する環境意識も相まって、最高性能の住宅に対する申請が半数を占めている。今後、そのさらなる環境性能の向上と普及拡大を図るため、適切に制度の見直しを行い、必要な予算の拡充と断熱・省エネ性能の向上につながる施策の構築を推進されたい。

また、新築住宅への太陽光発電設備の導入等を義務化する、建築物環境報告書制度の令和7年4月からの円滑な施行に向けて、住宅を購入する都民や事業者が安心して取り組めるよう、引き続き、再エネ設備等の導入支援や普及啓発に積極的に取り組まれたい。加えて、ZEVの普及に向けて充電設備の拡大策に一層努められたい。

(3) 省エネに役立つ取り組みの推進

省エネルギーと低炭素化の促進を図るため、家庭や事業所においてエネルギー利用の効率化・最適化を推進されたい。特に、取り組みやすく省エネ効果が期待できる照明のLED化や、冷蔵庫やエアコンなど省エネ性能の高い製品への買替えなどを一層促進させるよう、東京ゼロエミポイント事業を令和6年度以降も継続するとともに、より多くの都民の行動変容を促すよう、支援を拡充されたい。

(4) ペロブスカイト太陽電池等への支援

ペロブスカイト太陽電池や、それに続く次世代再エネ技術の早期実用化に向け、開発を強力に支援されたい。

◎ ゼロエミッションモビリティの推進

(1) ユニバーサルデザインタクシーについて

ユニバーサルデザインタクシーの普及は、東京2020大会のレガシーともなる重要な取り組みである。これにより、誰もが利用しやすく、CO₂排出量の少ない都市交通が実現されることから、環境負荷の低減に向けて、さらなる普及や将来のユニバーサルデザインタクシーのZEV化なども視野に入れていく必要があるとされている。一方で、実際に必要としている利用者からは、乗車を拒否されるケースもあるため、事業者に対し運転手への指導・研修等の要請も行いながら、今後とも、長期的視点に立って、環境にも優しいユニバーサルデザインタクシーの普及に努められたい。

(2) 区市町村やマンション等へのZEV導入支援について

2030年までに、乗用車の新車販売を100%非ガソリン化の目標を達成するために、電気自動車、燃料電池自動車等の導入支援を拡充されたい。加えて、マンション等の集合住宅の充電設備の導入支援も拡充されたい。

◎ 持続可能な資源利用の実現

(1) 多摩地域でのエコタウン構想の実現

廃棄物処理とリサイクルを進めるため、多摩地域にもスーパーエコタウン事業を展開するよう検討されたい。また、中間処理施設が不足しており、多摩地域でのエコタウン構想の実現には、都有地の活用だけでなく民間の力を活用するPFIやPPPを広域的に推進していく必要がある。都が中心となって推進されたい。

(2) 自然環境に負荷がかかる廃材のゴミ削減と3Rの推進

- ① プラスチックごみの軽減に向け、都が率先して実践するとともに、「プラスチック削減プログラム」を着実に推進し、広く都民や事業者が参画するムーブメントを企画、推進されたい。
- ② 廃プラスチックの発生を抑制するため、再利用の推進を図る予算の増強および熟回収を行っている区市町村向けに、リサイクル回収を促進するとともに、先進技術を活用した衣類の3Rの取り組みなど、サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組を推進されたい。
- ③ 「TOKYO海ゴミゼロアクション」を都が積極的に展開し、未来を担う子供たちの環境教育につなげられたい。
- ④ 建設局・下水道局が率先する模範的取り組みの成果を民間向けに広めるため、現状は廃棄されているコンクリート材の再生や、建設廃棄土の改良などの再利用を進める際のガイドラインを、環境局として確立し、支援を急がれたい。
- ⑤ 乳幼児の使用だけでなく、今後、高齢化によってますます増大する使用済み紙おむつのごみの減量化に向け、先進的なリサイクル事業の成果の検証を進め、都としての対応に効果的な手法を確立されたい。
- ⑥ 貴重な食料資源を無駄なく活用していくため、食品ロスの削減に向け、関係事業者等と連携し幅広い取組を推進されたい。
- ⑦ 各自治体における紙おむつの分別収集が進むよう、紙おむつのリサイクル工場が都内に立地できるよう都有地活用などで支援されたい。

(3) 区部におけるビルピット汚泥の運搬の効率化

行政（都・区）より許可を受けた事業者による東京23区内でのビルピット汚泥の収集と中間処理施設への運搬について、国（環境省）の通知に基づき、一般廃棄物許可車両に産業廃棄物を混載・収集し運搬できるように特別区及び清掃一部事務組合等と協議されたい。

○ フロン排出ゼロに向けた取組

フロンは、オゾン層破壊の原因であったが、近年は二酸化炭素の数十倍から一万倍以上の温室効果があり、大きな課題となっている。まず、都庁みずからフロンの漏えい防止、そして、都内事業者が使用するフロン機器のノンフロン化への転換のさらなる促進、フロン機器の使用時における漏えい防止と機器廃棄時の取組強化、また、業界団体と連携した事業者へのアドバイス、意識啓発などに強力に取り組まれたい。

○ 再生可能エネルギー電力100%化の牽引

RE100を目指す民間企業や都民の再エネ利用を牽引するため、令和2年度から実施している都立学校等の再エネ電力100%化の取り組みについて、対象施設をさらに拡大されたい。また、島しょ地域において防災性向上の観点から、再エネ設備の設置や、都有施設での活用を推進されたい。

○ 水素社会の実現

国連のIPCCの報告書によると、各国が2030年までの温室効果ガスの削減目標をすべて達成したとしても、2010年比で8.8%増、今世紀末までの温度上昇は産業革命前と比較して、2.5℃～2.9℃になる見込みであり、パリ協定の1.5℃を達成するためには、すべての国が対策を加速させる必要があるとの認識を示した。こうした課題解決への一つの方策として、様々な分野でグリーン水素の活用が模索されている。現状では自動車等のモビリティ分野で水素の活用が先行しているが、あらゆる分野で水素の活用を推進し、また製品についてはリユース・リサイクルなどの取り組みを一層進め、化石燃料の使用量を世界全体で削減しなければならない。

一方、こうした世界の産業構造の大転換には膨大なコストが必要であり、水素の活用についても確に政策誘導を進めなければ、かえって環境に対し逆効果に陥る可能性もある。各業界で水素の活用が模索され始めた今こそ、都は先頭に立って持続可能な水素社会の実現に向け、戦略的に取り組まされたい。

○ 次世代のモビリティ社会のあり方

次世代のモビリティの一つとして期待される燃料電池車やEVなどの、いわゆるZEVは、技術開発の途上の中、市販化も実現し、日本でも少しずつ浸透してきている。利便性やコストの面で、既存のハイブリッド車を含むガソリン車にはまだ及ばないが、課題を乗り越えZEVを普及拡大しなければならない。燃料電池車は原料の水素の供給インフラがまだ脆弱ですが、航続距離が長く、充填もガソリン車とほぼ変わらない時間で対応できるメリットがある。

一方EVは、充電に多くの時間を要する割に航続距離が短く利便性に劣るが、電気という既に日本中に張り巡らされたインフラを活用できるメリットがある。ZEVの普及にあたっては、こうしたそれぞれの特徴を前提に、バスや大型トラックなど、長距離輸送が必要な車には燃料電池を、都市部における短距離走行であればEVを活用するなど、それぞれの特性を踏まえた取り組みを推進されたい。

<生物多様性の恵みを受け続けられる自然と共生する豊かな社会の実現>

◎ 生物多様性の保全・回復について

(1) 生物多様性の保全・回復に関して

日本の生物多様性国家戦略を踏まえ改定した、国をリードするような東京都生物多様性地域戦略の推進にあたっては、気候変動対策と同様に知事をトップとする執行体制を構築されたい。また、都は都民や企業など様々な主体に広く生物多様性の価値やその意義を伝え、生物多様性の保全・回復への具体的な行動促進を図られたい。

(2) 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然機能を都民生活の向上に活かす

- ① 自然に支えられ、再生し発展していく都市東京を築いていくために、Tokyo Nbs アクションを強力に推進し取り組まれたい。
- ② 東京湾や都内河川の水環境の改善に向けて、Nbs の考え方を取り入れ、進められたい。

○ ブルーカーボン生態系

ブルーカーボン生態系は単に脱炭素に貢献するだけでなく、都が生物多様性戦略で目指す「ネーチャーポジティブ」につながる相乗的便益が期待できる。新たな技術を東京湾に実装し、ブルーカーボンを拡大させれば、東京湾の環境と生態系を回復し、ひいては温暖化防止にもつながると考える。都は、CO₂の新たな吸収源としてのブルーカーボンの意義をゼロエミッション東京に位置づけ推進されたい。 【港湾局共管】

○ クマ対策

令和5年は、クマの餌となるどんぐり等が不良と言われており、全国的にクマ被害が増加している。都においては、多数の目撃情報があることや、全国的な被害発生の記事で、都民の不安感は増しており、都民の安心のためにもさらなる対策が必要である。都議会公明党が、クマとの共存の取り組みについて確認した際、都は、電気柵の設置や、山と民家の間にオープンスペースを創出するなど、一部地域で取り組みを進めている。今後は、餌の実のなる広葉樹の育成や、対策の範囲を拡大するなど、人とクマの生息域を分ける根本的対策を推進されたい。

<都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現>

○ 廃棄物の適正処理の一層の推進

① アスベストの飛散防止対策の実施

アスベストは、吸引による肺がん等の健康被害が明らかになり、現在ではその使用が禁止されている。しかし、都内にはアスベストが使用されている建物が数多く残っており、その解体のピークが2050年頃まで続く見込みである。都や区市がアスベストの飛散防止を徹底させるために、報告に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施すること。また、大規模地震では、建物被害が約19万棟にも及び、建材中のアスベストが飛散する恐れがあるため、災害時におけるアスベスト対策に万全を期されたい。

② リチウムイオン電池の安全な回収ルートの構築

リチウムイオン電池は、スマートフォン等、様々な製品で使用され私たちの生活に広く普及している。一方で、強い衝撃を与えると発火事故を引き起こすおそれがある。令和4年度では、火災には至らないものも含めた一般廃棄物処理施設等における発火・発煙は、都内全体で年間3千件程度発生しており、その要因と考えられるリチウムイオン電池について、市区町村と連携し、分別収集の実施を促し、リチウムイオン電池の安全な回収ルートの構築を進められたい。

③ 都内低濃度PCBの確実な処理

低濃度PCBは2026年度までが処理期限となっている。これまで、1991年以降に製造のコンデンサ絶縁油には、PCBは使用されていないとされていたが、2004年3月まで作られたコンデンサに低濃度PCB混入の可能性が明らかになった。都内には、まだ多くの低濃度のPCB廃棄物が存在しているので、処分期間に向けて、引き続き処理の促進と中小企業等への支援を継続して取り組まれたい。そして、都内でコンデンサを使用する事業者等が、事業に支障を来さないように、またPCBの処理に遅滞がないように都は施策を進められたい。

④ PFOSへの対処

都内の様々な地点でPFOS等が地下水から検出されているが、飲用水における都民の安心・安全をより高めていくことが重要である。都の水道水の安全性を確保するとともに、暫定指針値を超過した地下水については、関係局とともに飲用しないよう暴露防止を徹底すべきである。今後は、都内全域260ブロックの地下水の水質調査を毎年実施されたい。

[福祉局]

<子育て施策>

◎ 子育て支援

(1) とうきょうママパパ応援事業・東京都出産応援事業の充実

公明党が実現した国の0～2歳児対象の「経済的負担軽減・伴走型相談支援」と「とうきょうママパパ応援事業」「東京都出産応援事業」を組み合わせた取り組みを継続するとともに、今後、より一層の充実を図られたい。

(2) 産後うつ対策としての産後ケア事業の推進

- ① 産後ケア事業について、区市町村が訪問型・デイケア型・宿泊型のサービス3点セットで実施できるよう、さらに推進されたい。
- ② 産後支援の担い手を確保するため、専門性を有する人材の育成に取り組む区市町村を支援されたい。

(3) 助産師の活用と受診票使用時の償還払いの改善

- ① 助産所で妊婦検診の受診票を利用した際、償還払い不要とするよう、区市町村による取り組みを推進されたい。
- ② 助産所での受診票を使用した受診について、DXを活用した新たなシステムを早期に実現されたい。

◎ ベビーシッター利用支援事業の充実

ベビーシッターの保育の質を確保するとともに、利用者が急増している「一時預かり利用支援」を大幅に拡充するよう図られたい。また、障がい児家庭への拡充を図られたい。

◎ 多胎児の子育て支援

- ① 多胎児の子育てを強力に支援するため、多胎育児支援メニューの充実を図られたい。
- ② 外出時の公共交通機関における多胎児ベビーカーでの移動の困難さへの支援を講じられたい。
- ③ 多胎児の妊婦に必要な健康診査について、15回目以降の公費負担を推進されたい。

◎ 就労の有無に関わらない保育活用の本格実施

就労の有無にかかわらず保育利用ができることも重要な課題である。都議会公明党は、乳幼児期の他者との関わりが、非認知能力の向上など、子どものよりよい成長につながることを重視し、保護者の就労の有無に関わらず、希望すれば、0歳から2歳の乳幼児が保育を受けることができる仕組みの構築を提案してきた。これを受け都が、令和5年度から新たな取り組みを開始したことを高く評価する。本格実施に向けて、区市町村と事業の考え方をよく情報共有するとともに、取り組む意向がある保育所等を支援することが必要である。また、利用料については、低所得世帯に加え、第2子以降を無償化されたい。

○ 保育職の賃金増

就労の有無に関わらない保育を推進するため、標準園の事例で、8人分が支給対象とされて

いる国の支援に加え、給食調理などすべての従事者を対象に、都独自でも補助金を給付し、賃金増を図られたい。また、リモート研修の拡大や、対面での研修受講の場合でも代替要員の確保に要する費用を都が積極的に補助するなど、支援されたい。

○ 保育人材の積極的な確保・育成

- ① 保育の待機児童の解消を図る区市町村事業を、広く柔軟に支援されたい。
- ② 今後、定員充足率が低くなった場合でも既存の保育所等の安定的な継続運営を支援するため賃借料補助事業を継続されたい。
- ③ 認可・認証保育所・認定こども園・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育などを幅広く推進し、多様な保育ニーズに迅速・的確に対応されたい。
- ④ 保育士の確保に欠かせない宿舎借り上げ支援事業について、恒久化も含め、一層の拡充を図られたい。

○ 認可外保育施設利用支援の継続

多様な保育ニーズに対応していくため、認可外保育施設利用支援事業を継続されたい。

○ 不妊や不育症の検査・治療の充実

- ① 「東京都不妊検査等助成事業」を継続し、経済的負担の軽減を図られたい。
- ② 特定不妊治療について、先進医療とされた治療については、都として引き続き助成を進められたい。
- ③ 不育症について、不育症検査費助成制度の充実とともに、治療費助成制度の創設に取り組まれたい。

◎ 高校3年生世代までの医療費無償化

高校3年生世代までの医療費の無償化を着実に継続実施するとともに、4年目以降の財源や所得制限及び自己負担などの財政面の取り扱いについて、都と区市町村との間で設置された協議の場で検討を進められたい。

◎ 児童相談体制の強化

- ① 児童虐待の根絶に向け、専門人材の確保・増員や、都関係機関の役割分担を明確化し、より一層緊密に連携できる児童相談体制を強化されたい。
- ② 児童福祉司・児童心理司等の専門資格を有する職員の確保と育成について、目標を定め、計画的に体制整備を進められたい。
- ③ 児童相談所が保有するビッグデータの活用や、電話相談内容の自動文字化など、児童相談所業務のDX化を図られたい。

○ すべての子ども達への経済支援

すべての子ども達の成長と学びを等しく支えるため「018サポート」などの経済的支援を継続されたい。

○ 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策について、実態をより詳しく把握するとともに、教職員などの指導体制の充

実、子ども食堂や学習支援を行うNPOへの運営費補助の増額など、対策を強化されたい。

◎ 受験生チャレンジ支援貸付事業の一層の拡充と活用の促進

- ① 「受験生チャレンジ支援貸付制度」を令和6年度以降も継続し、対象経費内容や貸付金額の一層拡充を図るほか、さらなる運用の改善を図られたい。
- ② 受験時の生徒や家庭に限らない周知対象の拡大や、塾や子どもの健全成長に取り組む支援団体等へPRの促進、連帯保証人を不要とした運用改善の周知など、取組を強化されたい。
- ③ 区市町村の窓口経費に対する補助を継続されたい。

◎ 東京都子ども基本条例の具現化

東京都子ども基本条例を踏まえ、子どもの意見表明や子どもの権利擁護の取り組みを区市町村とも連携し強化されたい。権利擁護に取り組む区市町村への補助を、「包括」ではなく単独補助として拡充されたい。【子供政策連携室共管】

◎ CDR（「予防の為に子どもの死亡登録検証制度」）の推進

CDRの実施にあたっては、多職種の専門家や市区町村との連携が重要であり、都として実施体制の整備に向け、国や関係機関と連携して引き続き検討を進められたい。

【子供政策連携室共管】

○ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについて、都と区市町村、介護、医療等の関係機関が一体となって取り組み、ヤングケアラーの相談支援体制を拡充されたい。

< 障害児・者の生活を守り、社会参加を促進する >

○ 新たな障がい者・障がい児施策推進計画の策定

新たな計画（令和6年～令和8年）の策定にあたっては、デフリンピック開催も見据えた障がい者への理解促進の他、バリアフリーの推進、重度障がい者への対策、地域生活への配慮など、幅広い施策を盛り込まれたい。

○ 障害者向けの各種手当の継続と拡充

- ① 心身障害者（児）医療費助成制度・難病医療費助成制度・心身障害者福祉手当については、令和6年度以降も維持するとともに、物価高騰に応じた増額、対象を拡大されたい。
- ② 難病医療費助成制度においては、国の指定難病に移行した疾病を含めて、従来は対象だった軽度者向け助成の再開を実現するとともに、物価高騰に応じた増額を実現されたい。
- ③ 心身障害者（児）医療費助成制度、心身障害者福祉手当制度の利用者は、新規適用の際の年齢要件は65歳未満であるが、新規の透析導入患者の平均年齢は69.4歳であり、70歳未満の障害者まで対象に加えられたい。【保健医療局共管】

○ 重度障害児・者を受け入れる施設への支援の増強と就労支援

- ① 重度障害者の受け入れに積極的な障害者グループホームへの「障害者施策推進区市町村包括補助事業」による都独自加算「障害者グループホーム体制強化支援事業」による経費

補助「障害者（児）施設整備助成」による特別助成や加算等のさらなる拡充を図られたい。また、包括補助でなく単独補助事業化するなど、補助のさらなる利用の拡大に繋がる改善を実施されたい。

- ② 在宅も含め、就労中に訪問介護が使えない重度障がい者への対応を、国に強く求めるとともに、都としての支援について検討を図られたい。
- ③ 「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の国報酬に上乗せした運営費の補助や、都の家屋借り上げ費等助成により、短期入所用のグループホームが未設置である区市の解消を図られたい。他区市内の施設利用制限の改善も図られたい。また、包括補助を単独補助事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ④ 医療的ケア児や重症心身障害児を積極的に受け入れる拠点施設について、レスパイト機能の拡充と共に、都内各区市への最低一か所ずつの設置を進められたい。また、医療的ケア児への支援を担う看護師の育成策を確立されたい。加えて、福祉タクシーの利用など、医療的ケア児の通学手段の適切な確保と保護者負担の軽減を図られたい。
- ⑤ 不足する看護師の確保対策として、「重症心身障害児施設における看護師確保対策事業」による講座・説明会・研修会の拡充を図るとともに、更に効果的な対策を充実されたい。
- ⑥ 不足する短期入所の施設整備を強力に推進されたい。
- ⑦ 学齢期及び学齢期後の知的障害児・者に対し、良好な対人関係やマナーや社会生活におけるスキルを身に着ける機会の充実を、放課後等デイサービスや通所事業所において図られたい。その際には質の確保に十分配慮されたい。

◎ 都型放課後等デイサービスの改善

- ① 「都型放課後等デイサービス」については、人員配置や運営時間、送迎体制の要件などを見直し、利用者・施設側双方にとって有効な制度となるよう改善に努められたい。また、早期に運用の改善を図り、国の改定で生じた報酬減額がもたらす事業所の経営難、人材確保難を緩和されたい。
- ② 知的障害や発達障害のある児童・生徒が社会に参画する上で障壁となりがちなコミュニケーション上のトラブルを回避し、自らも被害から身を守る方法の習得など、ソーシャルスキルに関する課題やトレーニングについて、サービス事業者・関係機関などと連携してサービスの質の向上に資する補助・誘導制度を検討されたい。

○ 知的障がい者の本人の意向を尊重する意思決定支援の強化

障害者本人の意向や希望に沿ったサービス提供の推進向け、親なき後への安心も含め、施設と在宅の相違に関わらず、様々な生活の場面で、本人自らが不利益を回避しながら判断や選択を適正に行える環境を整えるため、ケアする人材育成等に関する効果的な取り組みや課題等を把握して、人材の育成と定着に向けた施策を検討されたい。

○ 強度行動障害への支援について

- ① 強度行動障害のある人が穏やかに過ごすため、受け入れるグループホームの増設を図られたい。
- ② 強度行動障がいのある人を支援する方への支援者養成研修は、障がい福祉サービス事業所の従事者のみならず、特別支援学校の教職員などにも対象を拡大されたい。
- ③ 障がい者支援施設等支援力育成派遣事業の対象をグループホームに拡大するなど、幅広

い施設で障がい者の特性や状況に合わせた支援体制をさらに充実されたい。

○ 聴覚障害への支援

- ① 聴覚障害の早期発見と治療を進めるため、特に、保健・医療・福祉・教育の連携の促進、言語聴覚士の活用の促進などを行い、検査後の診断、治療、療育、教育に至るまでの一貫した支援の充実を図られたい。
- ② デフリンピックの東京招致を契機として、聴覚障がい者の特性を広く都民へ周知し、理解を深めると共に、デジタルを活用した視覚的な情報保障等に取り組み、真の共生社会を実現されたい。

○ 視覚障がい者への支援

- ① 盲導犬や白杖など視覚障がい者が使用する日常生活用具の特徴や、声掛けのポイント等を、広く都民に周知し、視覚障がい者への理解促進を図られたい。
- ② 視覚障がい者の安全確保のため、歩行誘導用の点字ブロックや、駅ホームドアの設置、バリアフリー化を進め、安全対策を促進されたい。

○ 口話の自動文字表示機器の窓口への設置促進

聴覚障害者や外国語使用者にとって、行政や各種の民間の接客窓口での日本語での説明は、コミュニケーション上のハードルとなっており、口話を自動的に文字化し、その場で表示するICT機器のあらゆる場面での活用が望まれる。都は包括補助の仕組みで区市町村を支援しているが、単独補助化を有力な選択肢として取り組みの強化を図られたい。

○ 障害者への虐待を未然防止するための取り組みの強化

- ① 精神病院における閉鎖的な環境を放置して虐待に繋がることがないように、取り組みの充実・強化を図られたい。
- ② オンライン等も活用し、「障害者虐待防止・権利擁護研修」の受講者数の拡大、定期的な受講制度の普及を推進されたい。
- ③ 「強度行動障害支援者養成研修」の継続的实施と最新の知見を反映した研修内容への不断のバージョンアップを図られたい。

○ 精神障害者が利用できるグループホームの拡充

- ① 精神障害者の高齢化や合併症を併発する障害者が増加し、グループホームの供給不足が進み入居待ち者が増えている。「障害者施策推進区市町村包括補助事業」による、国報酬に上乘せした運営費補助や新設又は増設した場合の家屋借り上げ費等助成を、令和6年度以降も維持し、物価高騰に応じた増額を実現されたい。
- ② 高齢化した障がい者の親なき後のケアについて、施設職員の負担軽減の対策を検討するとともに、地域の元気高齢者などが施設に従事できる仕組みを検討されたい。

○ 専門的な精神科治療と連携した垣根の低い女性や若者向け相談窓口の活用

- ① 都内で注目されている、大学・国・民間医療機関との連携による先進事業の成果をベースにした、女性や若者向けの垣根の低い相談窓口について、都は悩みを抱える人々が早期に活用できるよう、広く周知されたい。

- ② こうした取組が継続的に実施されるよう、都として安定的な補助制度を構築されたい。

○ 児童発達支援センターの拡充

- ① 児童発達支援センターによる支援を必要とする子どもの増加に対し、十分な対応ができる施設の整備、事業を拡充するとともに利用者がセンターにつながるよう十分に周知を図られたい。
- ② 障がいのある児童の親が、成長段階に応じて療育、保育、就学、就労、将来の年金、親亡き後の備えなど、いづどんな対応をすべきか相談を受ける保健師などのスキルアップを図るとともに、分かりやすいガイドブックを作成されたい。

○ 東京都盲ろう者支援センターの活用の促進と機能の充実

開設から15年が経過した東京都盲ろう者支援センターの施設の拡充・整備を図られたい。また、多摩地域への支援センターの展開も含めて検討されたい。

○ 公共施設のトイレに大型ベッドの設置を

公共トイレへの介助用大型ベッドを設置する区市町村への支援を継続すると共に、物価高騰に応じた増額を実施されたい。また、設置推進の進捗と効果を具体的に把握し、遅れている区市町村への対策を検討されたい。

○ 前広便座の活用促進・標準化

人工肛門のオストメイトの方をはじめ多くの方が使い易い前広便座の標準仕様化を検討するとともに、活用の普及を図られたい。

○ 既存施設でのバリアフリーの進展

- ① バリアフリー化については、新設・既存に関わらず、「多数の者が利用する施設を所有し又は管理する者に対し、整備基準への適合努力義務」が課せられており、その実現のためには、努力義務を理由に現状の追認に終始しない新たな取組が必要である。包括補助の仕組みを見直し、より効果的な補助制度への改善を図られたい。
- ② 一定期間の事前通告を経ても改善が進まない「多数の者が利用する施設」を対象にした公表制度も検討されたい。

○ 杖ホルダーの設置推進コートフックの低い位置への設置推進

公共トイレにおける杖ホルダーの設置促進に向け、事業者に対し、その必要性を強く推奨し、活用しやすい補助制度への変更を検討されたい。また、コートフックについては、高齢者や障がい者など手が届くよう低い位置への設置を推進されたい。

○ 医療的ケア児支援について

- ① 医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確化し、研修内容の見直しなど、スキルアップの仕組みを検討されたい。
- ② 在宅レスパイト事業、就労等支援事業ともに、在宅の解釈を広げ、通学時も含め日常生活全般での利用が可能となるよう図られたい。
- ③ 喀痰吸引等のできる介護人材を増やせるよう「3号研修」費用補助等を創設されたい。

- ④ 医療型短期入所サービスの拡充や、福祉型短期入所事業でも看護師を雇用するなど新たな補助制度を創設されたい。
- ⑤ 医療的ケア児の入浴状況の実態調査を行うとともに、入浴の負担軽減を検討されたい。また、短期入所施設での安全な入浴体制や入浴回数についての適切な評価ガイドラインを作成されたい。
- ⑥ 災害時の人工呼吸器や、それ以外の医療機器の利用が持続可能となるよう発電機や電気自動車を利用した充電ステーションの設置を推進されたい。

< 豊かな高齢社会を実現する >

○ 福祉・医療施設の災害対策

- ① 現に避難所に指定されている、あるいは、災害弱者への支援拠点的な役割の発揮を期待されている官民の福祉・医療施設については、非常用電源の確保や消火器等の必要設備の確保、大規模水害時にも水没しないためのハード面での工夫、被害発生時のBCPの作成などについて、万全に支援を強化されたい。また、「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、義務化された洪水時の避難確保計画の作成や避難訓練の実施についても支援されたい。
- ② 災害時に要援護者の避難の拠点となる福祉避難所と、それに準じた機能の発揮が期待される社会福祉施設については、災害派遣福祉チーム（DWA T）及び災害福祉支援コーディネーターの設置等により、都が構築する「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」の実効性を高め、災害発生や感染拡大時に都として派遣する福祉専門職の確保、日常的な訓練など、必要な支援策の検討を進められたい。
- ③ 福祉避難所における要配慮者の生活を支援する人員の育成、近隣自治会や支援団体との協力体制の整備の現況を調査・分析し、区市町村の事業に対するガイドラインの明示やハード・ソフト支援を含む都の経費補助の充実を図られたい。
- ④ 要配慮者の個別避難計画の作成及び作成した計画を活用した避難訓練の実施などに取り組み区市町村への支援を図られたい。 【保健医療局共管】

○ 高齢者地域療養体制の強化

- ① 「認知症高齢者グループホーム整備促進事業」、「地域密着型サービス等整備推進事業」などの都事業の効果を検証し、在宅療養支援窓口や訪問看護ステーションの充実を図られたい。
- ② 認知症グループホーム、ケアハウス、小規模多機能拠点などの高齢者用の地域密着型施設の需給バランスの推移を調査・分析し、目標数を立てて、整備を進められたい。
- ③ ICTやロボットなどの活用を積極的に進めて、医療・福祉人材不足の改善、障害当事者等の負担の緩和や活躍の促進を図るべく、補助額の増額や対象の拡大、申請負担の緩和を図られたい。
- ④ 先進機器の活用を福祉施設で進めて、実際の就労現場での有効性を確認、推奨する事業を整え、他局と連携して、就労先での支援機器導入の拡大を推進されたい。
- ⑤ 特別養護老人ホーム等、高齢者施設の入居待機の現況を区市町村別に調査して分析し、より効果的な補助制度等への見直しを進め、待機状況の改善を図られたい。
- ⑥ 地域の必要数を越えた整備に同意する区市町村への支援の増強を図られたい。
- ⑦ 賃金増や交通利便地域などでの開業の促進など、介護人材不足の緩和に役立つ補助制度

の確立を図られたい。

【保健医療局共管】

○ 老々介護のレスパイト・地域包括ケア

- ① 患者・要介護者とその家族への支援やその負担の緩和につながるレスパイト利用が可能な施設数の増強や社会的に補助・代行する仕組みを強化されたい。そのための都事業の効果を具体的に検証し、取組の一層の充実を図られたい。
- ② 老老介護の中で介護をする方が病気等になった場合の、要介護者の受け入れ先を確保するため、老健ショートステイ空床情報検索システムの介護保険事業所等への周知を図るとともに、介護老人保健施設のショートステイ用ベッド数の増強を、目標値を定めて推進されたい。

◎ 介護職員確保のための大都市の生活コストに応じた処遇改善

介護人材の不足や早期の離職が深刻である。解決の決め手としては、賃金増に勝るものはない。そのため国は、平成21年から数度にわたり、処遇改善の報酬加算を重ね、実際の賃金への押し上げ効果は最大で8万5千円と推定されている。しかし、全産業の平均賃金と比較しても、介護の平均賃金は7万円近くも低く、賃金の不足感が続いている。国は今また、わが党などの要望に応え、補正予算で月額6千円の報酬加算を実施しようとしているが、問題は都市部での介護賃金の不足感が特に著しく、全産業でみた全国平均と都内平均の賃金比較は、差額で6万3千7百円であるのに対し、介護賃金だけの比較では、差額で1万8千2百円と極めて低い状態に留まっており、家賃など都市部での生活コストの高さを反映できていない。

都はこれまでも国に大都市加算の強化を求めてきたが、物価高などを踏まえ、介護職場で働くすべての従事者を対象に、緊急の処遇改善金を都独自でも支給されるよう検討されたい。加えて、宿舍借上げ補助金の使い勝手の改善を進め、4年間の適用制限などを撤廃し、緩和を図られたい。

○ 介護人材の裾野の拡充

- ① 補助金の拡充や申請負担の緩和、ICT等の先進的情報の積極周知や導入を進め、介護現場のDX化を推進する人材の配置・育成の支援を図られたい。
- ② 働き手の身体的負担の緩和を図り、賃金増を導く事業の充実と合わせ、具体的な数値目標を掲げて担い手不足を改善されたい。
- ③ 都事業の充実により利用者サービスの質の維持・向上を確保する環境を整えつつ、過度にマンパワーに頼りがちな傾向を改善し、国に対しても、働き手人口の減少と高齢者人口の増大という現状に即した配置基準の見直しを求められたい。
- ④ 介護人材の安定確保のため、介護職員の宿舍借上げ支援を引き続き行うとともに、支援内容の更なる拡充を検討されたい。
- ⑤ 介護人材の担い手不足の解消に向け、特定技能制度に基づく外国人介護従事者を受け入れる事業者に対し、介護技能及び日本語の学習に要する経費の支援を図られたい。
- ⑥ 在宅介護を支える訪問看護師の質の向上を図るため、よりきめ細かい支援を行う教育セッションを拡充されたい。
- ⑦ 訪問看護師が地域に密着できるよう宿舍借上げの範囲を広げるなど、インセンティブの仕組みを構築されたい。

○ 訪問介護人材の確保

増え続ける高齢者の在宅生活を支えるために、訪問介護事業者や未経験者も含め、そこで働く職員への支援を一層強化されたい。都内でより多くの外国人が円滑に介護サービス分野で活躍してもらえるよう、コミュニケーション面や居住面での支援を充実されたい。

○ フレイル対策

- ① 介護予防・フレイル予防に係る「支援強化事業」「普及啓発事業」「新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業」について介護保険料や健康保険料の抑制につながる効果的な事業へとバージョンアップを図られたい。
- ② 介護予防・フレイル予防事業が進むよう、都の研究機関、民間事業者、区市町村と連携してガイドラインを作成し、区市町村事業の向上を導かれたい。
- ③ 地域の高齢者が日常的に気軽に交流をはかれるコミュニティを創出し、外出の機会を増加させ、心身の健康を増進する取組みを検討されたい。

○ ケアリーバー支援

児童養護施設や里親家庭などの社会的養護を経験したケアリーバーに対し、相談体制、自立支援体制のさらなる拡充・充実を図られたい。

○ 認知症支援

- ① 認知症グループホームの利用料低減のため、「認知症高齢者グループホーム整備促進事業」の効果を具体的に検証し、運営費補助を含めた対策の見直しを進められたい。
- ② 若年性認知症患者への一層の理解促進と患者の居場所づくりの充実に向け、令和6年度以降も「若年性認知症支援事業」の一層の充実を図られたい。
- ③ 若年や高齢を問わず、軽度認知障害（MC I）を含めた認知症患者とその家族を支える体制を強化し、相談体制の充実に努められたい。
- ④ 認知症の早期診断・早期対応につながるよう、認知症診断事業について、対象年齢の引き下げを検討し、治療薬「レカネマブ」を活用するなど、取組みを一層推進されたい。
- ⑤ アドミニストレーターの研修を充実させるなど、都が開発した日本版BPSDケアプログラムの普及を図るとともに、介護される人が自分を大切に思っていると伝わるようなケアコミュニケーションの技法である「ユマニチュード」を普及啓発されたい。
- ⑥ 認知症の症状が進行しても、生活してきた地域で安心して暮らせるよう、地域で見守る仕組みを作るなど、関係機関と連携して支援に取り組まれたい。

○ 加齢性難聴支援

補聴器の適切な使用は、日常での事故や社会的な孤立の防止、抑鬱や認知症リスクの軽減、加えて、社会参加が進むことによる健康寿命の増進にもつながることから、現在は包括補助に組み込まれている区市町村が実施主体となる補聴器補助について、さらなる支援を強化されたい。

また、高齢者の健康の増進は大きな社会的課題であり、都は単独補助化に踏み切るとともに、補助基準額の設定においては、ある程度の機能の高さを有する補聴器の購入を想定した金額に設定すること、さらに、加齢性難聴の早期発見に必要な聴覚検診では補聴器相談医が在籍する医療機関が不十分な自治体について、特に手厚く補助を実施されたい。

○ タクシー券の有効活用の促進と電子化への対応

- ① 都は、様々な施策を通じて、公共交通の一つであるタクシーの利用を、高齢者、障がい者、妊婦など移動の際に合理的な配慮を必要とする都民の支援手段の一つとの認識を深め、区市町村の財政力により左右されにくい単独補助事業化も含めて、効果的な補助制度の創設に向け、具体的な検討を開始されたい。
- ② 一部の区市町村が行っているタクシー券の支給事業において、紙のタクシー券ではなく、電子化を望む声が聞かれている。都は引き続き、業界や区市町村の意向を調査して、効果的な支援の在り方を検討されたい。

◎ シルバーパスの充実で社会参加の促進

日本での高齢化のピークは2040年とされる中、東京における高齢化のピークは2050年と言われている。2050年を見据え、高齢者が元気で活躍いただく環境整備を図ることは重要である。都における要支援・要介護の高齢者は全体の2割であり、約8割の高齢者の方々は元気な方々である。都は、要支援・要介護の方々への支援に力を入れてきたが、加えて元気な高齢者の方々に対する施策の充実が、重要な課題となる。都が実施しているシルバーパス事業は社会参加に不可欠なものであり、より一層活用してもらえよう、地域や社会で活躍できる環境を整えることが必要である。

都議会公明党は、高齢者の社会参加と福祉の向上においてシルバーパスの果たす役割の大きさを踏まえ、これまで、事業の継続と充実を都に要望してきた。コロナ禍においては、一斉更新の際に郵送方式をとることを求め実現もしてきた。代表質問等で、要支援、要介護の方々への支援に加え、約8割の元気な高齢者の方々に対する施策の充実が重要な課題であることも指摘してきた。シルバーパスは現在、住民税本人非課税者については費用負担が1,000円、課税者は20,510円となっている。高齢者の社会参加を図ることにより健康寿命を延伸するために、住民税本人課税者も非課税者と同等の費用負担とすべきである。未来の東京戦略ビジョンにおいて、Choju(長寿)が世界共通語になっているとして、健康長寿社会・東京モデルを作り上げるとしていることも踏まえ、シルバーパスの充実を図られたい。

<その他の施策>

◎ 福祉施設や医療機関への物価高騰対策

資材や燃料、人件費の急騰に苦しんでいる都内の福祉施設や医療機関に対する支援について、今後も物価高騰が続いていく状況を踏まえ、令和6年度予算でも継続して実施されたい。

【保健医療局共管】

◎ 食品ロスの削減 【環境局共管】

- ① 2030年までの食品ロス半減を掲げる「食品ロス削減・東京方式」において、早期目標達成のため、国と連携して、事業者に対する要請と消費者への意識啓発を強化されたい。
- ② 引き続き、賞味期限切れ間近の災害備蓄食料について、「福祉保健局災害救助用物資の寄附基準」に基づく積極活用、「災害救助用食料の有効活用事業」に基づく社会福祉法人やボランティア団体等への寄附の促進と、取り組み内容の積極的PRを図られたい。
- ③ 民間企業・商店等が取り組む食品ロスの削減に繋がる様々な既存・先進の取り組みの活発化に向けて、包括補助方式以外の手法にも目を向けて効果的な支援策を検討されたい。

○ 若年被害者の支援の本格実施

困難を抱えた若年女性の自立を図るSNS相談や夜間の見回り等のアウトリーチ、一時的な居場所の提供等について、令和6年度以降も一層の充実を図りながら継続されたい。

○ ひきこもり支援の強化

- ① 令和3年8月の「東京都ひきこもりに係る支援協議会」からの提言の具現化に向け、多職種専門チームによるケース会議の開催を拡充し、区市町村における困難事例の対応を支援するなど、身近な地域における相談体制の充実を図られたい。
- ② 発達障害も原因となるひきこもりの固定化や長期化の回避など、発達障害の早期発見・早期支援の充実や成人期での「切れ目のない支援」を広く総合的に推進するため、局横断的な専門職の連携を強化されたい。また、区市町村による主体的な支援拠点整備が進むよう、区市町村包括補助事業ではなく、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ③ 都が策定したガイドラインに沿って都内各地で活動を行う団体との連携を強化し、地元では自分に合った支援を受けづらいている方が、安心して参加できる広域な支援体制を整備されたい。 【保健医療局共管】

◎ MTBI（軽度外傷性脳損傷）への対応

- ① MTBIに関しての都内の医療機関への周知内容に差異が生じないように、「高次脳機能障害支援普及事業」に基づく情報収集や、高次脳機能障害拠点病院による知見を活用して、都の「医療保健政策区市町村包括補助事業」に基づく区市町村ごとの周知の取組に対し、最新の情報提供に努め、周知の積極化を促されたい。
- ② MTBIから乳幼児期のこどもの脳を守る観点ため、区市町村の発行する母子健康手帳などに記載できるMTBIの原因になり得る乳幼児の揺さぶり症候群について、都は積極的に啓発を強化するとともに補助事業の活用を促されたい。 【保健医療局共管】

○ 民生・児童委員の年齢要件の緩和

民生・児童委員の年齢要件は、75歳未満の者を選任するよう努めることとされているが、健康で意欲のある推薦希望者については、この要件に緩和等を検討されたい。

○ 生理の貧困への支援【各局共管】

誰でも生理用品にアクセスできるようにするために、学校施設での無償配布に取り組みされたい。また、東京都の公共施設での無償配布場所の拡充を図られたい。さらに、災害備蓄品として備蓄する区市町村の取組を支援されたい。

○ 福祉のまちづくりの推進

東京2020オリパラのハード・ソフト両面のレガシーを発展させるため、インクルーシブデザインの手法を導入し、より当事者参画による福祉のまちづくりを推進されたい。

[保 健 医 療 局]

<感染症対策>

◎ 新型コロナウイルスへの備え

- ① 新型コロナウイルスの発生に備え、日常的に訓練ができる大規模な病床を備えた訓練施設を整備し、緊急時には感染者を受け入れ、治療ができる体制を整備されたい。
- ② 感染の急拡大時に医療崩壊しないよう、特に重症者のための病床確保や専門スタッフの確保について、民間を含む都内医療施設全体で対応できるよう備えをされたい。
- ③ 高齢者や障害者などの要配慮者が、日常的に利用している施設等で、感染拡大時に生活の質を落とさず、継続して生活できるよう、万全の対策に取り組まれたい。
- ④ 介護等を要する高齢者・障害者などが利用できる臨時の医療施設は別枠で随時開設できるよう対策を講じられたい。
- ⑤ 感染症の予防や拡大防止を図るため、都や区市町村など関係機関が迅速に連携を図れるよう体制を整備されたい。また、各医療機関についても都が協定等を結んで役割分担を明確にし、施設整備や医療資材の備蓄をはじめ必要な支援を推進されたい。
- ⑥ 医療従事者に対し、感染症対応に必要な知識や技能を習得してもらえるよう研修などの機会を積極的に設けられたい。
- ⑦ 感染症についての都民からの相談に対し、迅速・適切に対応する体制を整備されたい。

○ 新型コロナ対策

- ① 病床確保をはじめ医療提供体制の強化、ワクチン接種の円滑な促進、感染予防策の強化、経口治療薬の確保と積極的な活用を図られたい。
- ② コロナの「後遺症電話相談窓口」を全病院で設置し、相談者に寄り添った支援に取り組まれたい。
- ③ 後遺症について、医師会と連携して地域ごとに医療関係者に向けた研修の充実や医療機関相互の連携の強化を図り、後遺症を診察・診断できる医療機関を拡充されたい。また、後遺症に対応できる医療機関を都民に広く周知し、受信しやすい体制を構築されたい。
- ④ 新型コロナの影響も含めた物価高騰対策として、医療機関・薬局等への支援を継続されたい。
- ⑤ 検査キットが不足しないよう対策を進めるとともに、季節性インフルエンザ流行にも備えた両用検査キットの活用を進められたい。併せて、高齢者等へのインフルエンザ予防接種の負担軽減を図られたい。
- ⑥ ワクチン費用等の無料化については、当分の間、特別な取り扱いとして維持するよう国に求められたい。
- ⑦ 新たな感染拡大に備え、都独自の治療薬の負担軽減策を講じられたい。特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある人が処方控えをすることがないよう支援されたい。

◎ 小児インフルエンザワクチンの接種助成

毎年、流行するインフルエンザは、多くの保育施設や小中学校で学級閉鎖が報告されている。特に、子どもや高齢者は、罹患すると重症化の可能性がある、死に至ることもある。このため、インフルエンザ予防接種は、重要であるが、子どものインフルエンザワクチン接種は、13歳未満

は、2回の接種が必要であり、特に多子世帯にとっては、大きな負担となる。そこで、子どもに安心してインフルエンザ予防接種が受けられるよう費用助成を行う区市町村に、都として支援をされたい。

◎ 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種推進

高齢者肺炎球菌ワクチン接種を実施する区市町村への都の補助を継続するとともに、今後、接種の無償化を実現されたい。

○ 帯状疱疹ワクチンの接種推進

都の補助を活用した区市町村の帯状疱疹ワクチン接種が進むよう、予防効果に関する都民への周知を図られたい。

○ HPVワクチンの接種推進

- ① 子宮頸がん（HPV）ワクチンの効果・安全性に関する正しい知識の普及に努め、都が責任をもって接種率の向上を図られたい。
- ② 子宮頸がんワクチンの接種勧奨の差し控え期間中に接種を見送った世代への無償接種（キャッチアップ接種）が令和6年度で終了することを踏まえ、対象者への周知に万全を期されたい。
- ③ 男性への接種が進むよう都として区市町村への支援を実施されたい。

<がん対策>

◎ 陽子線機器の早期導入

都議会公明党はこれまで、都立病院への粒子線治療の導入に向け、都との議論をリードし、先の第三回定例会では「がん患者の診療実績が豊富で集学的治療を提供できる都立病院への早期導入」について答弁があった。現在、日本国内には25の粒子線治療施設があり、都内の潜在患者数も約1,000人と推計されているが、都内には粒子線治療施設がない。

がんの治療法には、主に外科手術、薬物療法、放射線治療があり、それぞれ適応疾患や副作用が異なる。例えば、抗がん剤治療と粒子線治療を併用するなど、がんの種類や進行度に応じて最適な治療法を選択できることが望ましく、小児がんにも有効で、整備費用も抑えられる陽子線治療装置を、集学的治療基盤が整った診療実績が豊富な駒込病院や、小児総合医療センターと併設する多摩総合医療センターへの導入を検討されたい。

○ がん対策の充実

- ① 東京都がん対策推進計画に基づき、新たながん治療の開発、がん登録、がん教育、小児・AYA世代のがん対策、緩和ケア、ピアカウンセリング、がん患者の就労支援などを強化されたい。
- ② 外見の変化を補うアピアランスケアについて、ウィッグや乳房の補装具などの購入費用の助成に取り組む区市町村が広がるよう取り組まれたい。
- ③ 女性の健康週間等を活用し、女性のがん対策の普及啓発を図られたい。
- ④ 小児がんや難病などの子とその家族が笑顔でいられる居場所として「東京こどもホスピス」の設立に向けて関係団体等と連携し、都として支援策を講じられたい。
- ⑤ 建設国民健康保険組合などが実施する生活習慣病予防対策事業や、アスベスト疾患を含

むがん対策事業への財政支援を拡充されたい。

- ⑥ A Y A世代のがん対策として、相談支援の充実、小児総合医療センターでのA Y A世代がん相談情報センターの充実、生殖器機能の温存治療費助成の周知、療養生活への総合的な支援体制の充実について改善を図られたい。
- ⑦ がんに関する都民からの相談体制を強化するため、がん経験者も含めた対応人材の養成を図るなどの取り組みを進められたい。
- ⑧ 40歳未満のA Y A世代のがん患者の在宅療養に係る負担軽減のため、支援策を講じる区市町村を支援するなど、取組を進められたい。 【福祉局共管】

<都立病院>

◎ 東京都立病院機構が特に担うべき医療の充実

- ① 救急医療・島しょ医療・がん医療・感染症医療・周産期医療・精神科医療などの行政的医療を、安定的かつ適正に都民に提供されたい。また、サービス向上を目指し、専門外来の充実等、都民ニーズに応じた適切な体制整備を図られたい。
- ② 拠点となる病院での女性生涯医療外来の充実をはじめ、他のすべての都立病院で女性専用外来を設置し、充実を図られたい。
- ③ 行政的医療や感染症への積極的な対応を担う役割を、引き続き強化されたい。
- ④ 小児総合医療センターは、小児重篤患者を24時間365日受け入れる「こども救命センター」として、都民が安心できる小児救急医療体制を維持されたい。
- ⑤ 小児総合医療センター・多摩総合医療センターをはじめ、都立病院におけるアレルギー医療の充実を図られたい。
- ⑥ 小児期発症の慢性疾患患者の成長に伴う医療が継続できるよう、小児総合医療センターを中心に、成人診療科への転科や、患者の自立への十分な支援を行われたい。
- ⑦ 健康寿命の増進と疾病予防の進展に向け、都立病院において、フレイル予防の取り組みを強化されたい。
- ⑧ 乳児院からの要請に基づき、適切な医療的ケアを推進する支援体制を強化されたい。
- ⑨ 患者や医療スタッフの心理的ストレスの緩和のため、ピアカウンセリングや傾聴に重きを置いた支援を強化されたい。
- ⑩ 高精度放射線治療に必要な医学物理士を、正式な職として位置付け、確保・育成を進められたい。
- ⑪ 各都立病院において、地域の医療従事者育成の取り組みを推進されたい。
- ⑫ 行政的医療を担う人材の確保・育成を、さらに進められたい。
- ⑬ 医師が働ける環境を整備するとともに、復職を希望する医師への研修実施に積極的に取り組まれたい。
- ⑭ 医師の業務の一部を、看護師に移管するタスクシフトや、医師事務作業補助者や看護補助者の導入などを進められたい。
- ⑮ 都立病院における休日・夜間における時間外診療の対応力の水準が下がらないよう、交替人員の確保、オンライン対応の活用の充実などを図られたい。

○ 都立病院機構におけるがん治療の充実

- ① がん診療について、集学的治療の実践や小児がん医療への取り組み、普及啓発等のさらなる充実に努められたい。

- ② 女性特有のがん対策として、プライバシー、アメニティ、アピアランスケアに配慮し、女性が受診しやすい専用スペースなどの環境を整備されたい。
- ③ 多摩総合医療センターのがん検査体制については、東京都がん検診センターの高度な精密検査機能と統合化されることから、精密検査の受診率向上と検査機能の強化を図るために、微小な病変でも発見できる「PEM」の導入や、内視鏡部門の都内有数の検査規模拡充などを図られたい。
- ④ 患者支援センターにおける就労支援や、社会保険労務士との連携による相談の充実などにより、がん治療と仕事の両立を支援されたい。

<救急・災害医療施策>

○ 全国版ドクターヘリの災害時での活用

令和3年度に導入したドクターヘリについて、近隣県と連携を図り、相互乗り入れや運航方法等について基本協定の締結を進め、今後は、救急医療だけでなく、災害時の傷病者の搬送・救命にも他県と連携して取り組めるよう早急に推進されたい。

○ 救急・災害医療を確立する

- ① 災害時の広域停電等の際に命におよぶ危険のある在宅人工呼吸器利用者への蓄電池を含む非常用電源確保をさらに推進されたい。
- ② 難病患者に対する支援では、補助率10/10の「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業」を令和6年度以降も継続されたい。
- ③ 災害拠点連携病院の自家発電機への燃料供給について、ガス管敷設にかかる都の制度改善を実施されたい。
- ④ 一般病院において、都が作成したBCP策定ガイドラインに基づき、BCPの策定を引き続き推進されたい。
- ⑤ 災害時に避難者等が必要とする医薬品を現地で迅速に調剤することができる、移動災害調剤薬局（モバイルファーマシー）の導入を進められたい。
- ⑥ 都が指定する救命救急センターを増やし、運営費補助の拡充を図られたい。
- ⑦ 救急医療従事者の勤務環境を改善するため、救急医療の中核を担う医療機関に対し、体制構築の支援を強化されたい。
- ⑧ 大雨などの自然災害発生時に災害拠点病院など災害関連医療機関が十分な機能を果たせるよう自家発電設備の設置など施設整備を支援されたい。

<医療人材確保・働き方改革>

◎ 医療従事者等への支援

- ① 看護師等就学資金制度では月5万円の貸付の場合、200床未満の病院・介護老人保健施設・訪問看護ステーションなどの都が指定した施設で5年間勤務すれば免除されるが、指定以外の施設では2万5千円分しか免除されない。都内のどの病院・施設でも5年間従事した場合には5万円まで変換免除できるよう要件を緩和されたい。
- ② 従来からの「医師奨学金制度」、「医療勤務環境改善支援センター」での支援、「病院勤務者勤務環境改善事業」、「看護職員地域確保支援事業」、「東京都ナースプラザ」による情報発信や看護職員の再就業・定着に向けた奨励金制度などについて、より効果的な人材確保につながるよう取り組みへの改善を図られたい。

- ③ 在宅療養支援窓口の整備を図る区市町村と、医療資源、特に回復期や慢性期の医療機能を担う中小病院との間の連携の強化に向けての、「入退院時連携強化研修」、200床未満の医療機関に対する看護師又は社会福祉士等の配置支援、在宅療養支援窓口取組推進研修などの継続実施を図られたい。
- ④ 難病患者について、早期診断から地域での療養生活まで支えるネットワーク体制の充実に向け、難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院の機能の充実、かかりつけ医医療機関への最新の難病治療情報の提供、拠点病院における研修事業を、継続実施されたい。
- ⑤ 医療機関での働き方改革を進めるため、AIの活用をはじめ積極的にDX化を推進し、医療従事者の負担軽減を図られたい。
- ⑥ 医療従事者に対する患者や家族からのハラスメント対策を強化されたい。

<その他医療施策>

○ 産婦健康診査の推進

産後うつや早期発見には産後間もない時期の健診が重要であるため、産婦健康診査事業が区市町村で進むよう支援されたい。また、妊婦健診と同様に、都内共通受診券を用いて産婦健診が受けられる仕組みづくりを支援されたい。

○ 薬物乱用防止対策

麻薬・覚せい剤・市販薬の危険性などを若者はじめ都民に広く周知・啓発を図り、関係機関の十分な連携のもと、乱用防止対策を推進されたい。また、オーバードーズ対策についても強化されたい。

○ 1型糖尿病の啓発と負担軽減

- ① インスリンを分泌する細胞が破壊される自己免疫疾患である1型糖尿病の中でも2型糖尿病と似ている「緩徐進行1型糖尿病」について、医療従事者や都民に広く啓発するよう取り組まれたい。
- ② 血糖値の管理を自動コントロールするポンプについて、公費を使って患者の自己負担が軽減されるよう国に要請するとともに、都独自の補助制度を創設されたい。

○ リハビリテーション支援センターの指定増

二次保健医療圏ごとに一か所とされている「地域リハビリテーション支援センター」について、複数箇所設置を可能とされたい。そのため、設置要件を見直すべく、「東京都リハビリテーション協議会」等における検討の進捗を急がれたい。

○ 自殺予防対策の強化

- ① 民間団体等への支援の充実と若年層での自殺予防対策の強化に向け、「地域自殺対策強化事業」において、国制度が終了した後の対応については、都独自の対応を図られたい。
- ② 心に悩みを抱えた若者との結びつきをケアする垣根の低い相談機関と、専門的な精神科医療との連携を強化する補助を新設されたい。

○ SNS相談体制の充実

- ① ネットトラブルや自殺防止の相談、若者総合相談、いじめなどの教育に関する悩みに対

応するため、令和3年度に拡大された相談対象や相談実施時間の拡充について、さらに充実を図るとともに、電話相談のほか、専門的な精神科治療機関と連携する垣根が低く、若者や女性に抵抗感が薄い対面での相談窓口の紹介や丁寧な引き継ぎに努められたい。

- ② 自殺対策に取り組む区市町村への支援を強化されたい。

○ 歯科健診の活用

- ① 高校卒業後、40歳までの間、法定歯健診がない20代30代の定期的な歯科健診や予防処置を継続的に受診できるよう、取り組みを進められたい。
- ② 児童虐待の早期発見・対応のため、保護児童の口腔内実態把握を支援されたい。
- ③ 口腔機能が衰えるオーラルフレイルや筋肉の量が減少していくサルコペニアについては、東京都歯科医師会と連携してフレイル予防に取り組まれたい。
- ④ 障害者への歯科診療提供体制を強化し、安心して診療を受けられる環境整備を図られたい。
【福祉局共管】

○ 心臓弁膜症対策と都民への啓発

- ① 近年、心不全の要因の一つである心臓弁膜症が増加しており、健診段階で発見できる聴診が確実に行われるための啓発に加えて、職場や学校教育現場での啓発も推進されたい。
- ② 罹患状況の実態把握、調査研究を行うほか、診断治療を促進する機器の開発支援、リハビリの体制拡充に取り組まれたい。

○ バイオシミラーの使用促進

- ① 医療費の適正化に資するバイオシミラー（生物によって生産される物質に由来する医薬品）の導入を都民に分かりやすく説明し普及啓発に取り組まれたい。
- ② 都におけるバイオシミラーの使用数量、調剤量、調剤率は全国平均を大きく下回るとの指摘があり、早急に改善策を講じられたい。

○ アレルギー疾患医療の連携強化

アレルギー疾患を抱える都民が地域で質の高い治療やケアを受けられるよう、アレルギー疾患医療拠点病院等を中心として、標準的治療を提供する地域の医療機関と円滑に連携できる体制の整備を図られたい。また、高度なアレルギーの専門知識と指導技術を持ち、患者を継続的に支援できる看護師、薬剤師などの医療従事者の資質向上を進められたい。

○ 受動喫煙対策の推進

- ① 「東京都受動喫煙防止条例」及び「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に対する都民・都内事業者・在勤者・訪都者による理解の浸透を急がれたい。
- ② 屋内外での受動喫煙被害の事例が、未だに散見される状況を都が積極的に把握し、プッシュ式に、区市町村による公衆喫煙所の整備や民間事業者による喫煙室の設置を促進されたい。
- ③ 禁煙希望者に対する、「保健医療政策区市町村包括補助事業」によるニコチン依存症治療事業を、令和6年度以降も継続されたい。必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ④ 電話やSNSによる相談事業の充実を図るとともに、卒煙リーフレットや禁煙啓発リーフレットを活用した啓発事業の担い手の拡大を図られたい。

○ 都内火葬の公益性の確保

火葬は基礎自治体業務だが、歴史的経緯から東京のみ広域自治体として事業を行っている。このため、都営の火葬料金は十分な財政投入ができておらず、全国平均火葬料金と比較して高く設定されている。また、23区においては公営よりも民営火葬場の方が多く、公共の福祉が担保されない状況が一部に起こっている。都は今後、法律に基づく本来の在り方を検討するため、関係者間の検討会議を早期に設置して議論を開始するよう取り組まれない。

<動物施策>

◎ 動物の保護機能つきの愛護センターの早期整備

- ① 新たな動物愛護相談センターの整備に向けて、設置場所を明記した基本計画を早期に策定し、整備を進められたい。
- ② 動物の殺処分をなくすため、センターには、保護機能を新たに整備されたい。また、動物の保護の施策については、獣医系大学との協働の取り組みを図られたい。
- ③ 獣医師会や関係する公益法人や民間企業等との連携のもと、センターには都民の憩いの場としてアミューズメント性を持たせるなど、子どもからお年寄りまでが集い、動物との暮らしの中で常に関わりを持つ施設となるよう、利便性のある場所に整備されたい。

○ 動物の虐待防止体制の構築

国の法改正により、動物虐待に対する厳罰化がなされたが、都において効力ある虐待防止を進めるため、具体的なノウハウを持つ民間団体とも連携して構築されたい。また、動物愛護に関する普及啓発を強化するとともに、動物ポリスのような取り組みも検討されたい。

○ 動物愛護の推進

- ① 「人と動物、生態系の健康はひとつ」というワンヘルスの理念に基づく施策展開を条例制定も含め推進されたい。
- ② 「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」の内容や避難所等で必要なケージ等の備蓄等の包括補助事業等について、飼い主への周知を強化し、避難場所の運営責任を担う区市町村と連携した災害時のペット同行避難の取り組みを推進されたい。
- ③ ケージ等の備蓄に係る補助については、包括補助の仕組みでの現状の備蓄等の推進状況を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ④ 都立・区市町村立公園等を活用しての飼養動物への日常的な訓練の推進について、関係局が連携し、必要な支援を図られたい。
- ⑤ 相談、動物の一時保護に取り組む区市町村への補助については、現時点での効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ⑥ 動物の譲渡を進めるため、都が独自に毎年11月を譲渡促進月間に定めて譲渡事業の強化を図っていることのPRを強められたい。
- ⑦ 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」への登録譲渡団体の譲渡会情報の掲載を広くPRすると共に、ボランティア団体等と連携して動物の譲渡あつ旋などに取り組む区市町村補助について、包括補助の枠組みでの現状の取組状況を調査し、必要に応じて単独の補助事業化を検討されたい。

- ⑧ 譲渡会場として、都府施設の活用を進められたい。
- ⑨ 動物の譲渡活動に取り組むボランティアへの経費補助など支援策を強化されたい。
- ⑩ 高齢化社会の進展にあわせた動物愛護施策として、飼養動物と一緒に入居できる介護施設設置への支援策を講じられたい。

【福祉局共管】

[産 業 労 働 局]

◎ エネルギー・原材料価格の高騰を克服し、経済を再生

(1) 制度融資の新たな展開

中小・零細企業のウィズコロナ、ポストコロナの新たな事業展開や経営の安定化を資金面から支えるために、コロナ対応に係る資金繰りの円滑化、CO2削減などの取り組みなど、様々な課題に解決に向けて融資を充実されたい。

無利子・無保証料の制度融資は、わが党の要望により令和3年3月まで継続実施された。中小企業と従業員の雇用が守られるよう、国や経済の動向・中小企業への感染症の影響を見極めながら、改めて同様な措置を講じることも含め、必要な措置を図られたい。

(2) 現下の社会経済状況を乗り越えるための企業支援

原油・原材料価格・物価高騰等に直面する企業が自社を改革できるよう、収益の向上・収益基盤の確保に向けて必要な支援を行い経営力強化を図られたい。

◎ 各種支援メニューと申請要件に関する周知及び期間等

これまでの知見を活かして、都民及び事業者に寄り添い、さらに的確に対応をされたい。

< 中小企業振興のための施策を推進する >

◎ 中小企業のファクタリング等資金調達の多様化の推進

売掛債権を第三者へ売却して運転資金を調達する、「ファクタリング」という手法を装った闇金融業者により、法外な手数料や違約金を請求される被害に遭う中小企業が出ている。これを守るため、まずは、被害の実態を把握した上で中小企業に注意喚起するとともに、ファクタリングなどの新たな金融手法を活用した資金調達の多様化を進められたい。

◎ 中小企業における人材確保への支援

- ① 都内中小企業・店舗では、コロナ後の需要増に対応するべく求人に入れているが、困難に直面している。そこでマッチング機会などの既存支援策の充実に加え、求人広告や求人サイト等への登録などの経費への補助を創設されたい。
- ② 女性が活躍できる職場環境づくりを一層強化されたい。
- ③ 「2024年問題」対策として、建設業や物流・運輸業等への支援に取り組まれたい。
- ④ 若手人材の確保や定着に向けて、若手社員の住宅借り上げ事業を継続されたい。
- ⑤ 奨学金返還の負担軽減による人材確保支援事業を継続されたい。
- ⑥ 外国人材確保支援事業を継続されたい。

◎ 経営力の強化と人材確保の支援

- ① 都内産業の持続的発展や雇用の拡大を図るため、起業や創業など、生産性向上等に対する積極的な支援策を講じるとともに、医療関連機器やロボット技術などを活用した新製品の創出を後押しするなど、中小企業の新たな事業分野への参入を支援されたい。
- ② 東京の魅力ある製品の販路拡大に向け、販売やPRに係る経費の助成やマーケティングのアドバイスなど、効果的な支援に取り組まれたい。また、販路を海外に開拓しようとする

る都内中小企業の取引拡大を図るため、海外展示会への出展や知的財産の保護・活用など、さらなる支援策を講じられたい。

- ③ 中小企業の経営基盤の強化に向けた相談対応、ITやIoTの導入、新製品や新技術の開発と販路拡大、付加価値の増強、生産性の向上への支援などについて、専門家派遣による課題分析と助言を含めて、拡充を図られたい。
- ④ SDGsを重視したサプライチェーンの変革や、ESG投資の急拡大、またDXやGXなど中小企業の持続的成長のため、新たな課題解決に寄与する中核人材確保ができるよう、地域金融機関や経済団体等の関係機関等と連携し、人材マッチングを行う取組を推進されたい。
- ⑤ 小規模零細事業者をはじめとする中小企業が、経営基盤の強化を着実に進めていくことができるよう、専門家派遣事業を引き続き実施されたい。

○ リスクリング支援

デジタル化の進展などによって急速に変化する社会・経済の動きに対応していくためには、会社もそこで働く従業員も変化する必要があるため、知識や技能を学び直し、職業能力を磨き直すリスクリングの重要性は高まっており、既に欧米やアジア各国では国を挙げて推進している。都においても、リスクリングプロジェクトとして、東京の経済を成長させていくためには、成長産業への労働移動やキャリアチェンジが不可欠であるとし、産業構造に対応できる若者から高齢者まで幅広い世代の方々のリスクリングの支援を実施することとしているが、その取り組みを推進されたい。

○ 金融支援の拡充

- ① 事業転換型・業態転換等の支援融資、東京プラスサポート等の拡充を図られたい。
- ② 中小企業の資金繰りが円滑に行われるよう、引き続き金融支援の充実を図るとともに、ABL制度のさらなる利用促進を図り、中小企業の資金調達の多様化を推進されたい。

○ 効果的な事業承継の推進

- ① 中小企業の事業承継や再生を支えるための相談対応、専門家派遣による課題分析と助言、良質なM&Aへのマッチングの支援などを増強されたい。
- ② プレ承継に取り組むメリットの周知を図り、プレ承継に取り組む企業を増やすとともに、プレ承継自体の支援内容を強化されたい。
- ③ 平成30年度に、国が整えた事業承継税制の活用を図る上で必要な、自社株式の評価額算定に向けた支援や、「特例承継計画」の策定に向けて支援されたい。
- ④ 中小企業の災害時の事業継続と、迅速な復旧を可能とするBCPの作成とBCMの実効性の向上を支援し、工場・倉庫・作業場・受変電施設設備・事務室の耐震性と水害対応力を高める支援などの助成金を増強されたい。

○ 優れた技術力の継承支援

歴史的に優れた技術力を誇ってきた都内の鍍金業界において、老朽機器への更新時期の到来に加え、社会的に要請される環境性能の高い機器への更新を余儀なくされる企業が増えており「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」などを活用した支援を増強されたい。加えて、産技研事業を通じて、IoTの活用などによる新技術の実用化、利用の促進を図られたい。

○ 創業支援の拡充

- ① 国内外への事業展開を図るスタートアップ企業に対し課題解決に向けた伴走型の支援に取り組むとともに、知的財産を活用するノウハウを持たない企業に対し必要な後押しを図られたい。
- ② 女性、若者、高齢者の起業・創業に向けた支援について、地域金融機関による融資の強化を含めて、増強を図られたい。加えて、大学や都立高校での起業家教育への協力を拡充されたい。
- ③ 起業を学び、人脈を広げていくために、相談や企業手続きを進め後押しをしていくTOKYO創業ステーション（東京、多摩）のさらなる周知と支援策の拡充をされたい。
- ④ 女性、若者、シニア向けに創業・経営ポート、創業支援の低利融資を実施している取り組みを周知拡充されたい。

○ 宿泊施設のバリアフリー化

宿泊施設のバリアフリー化について、改正条例に基づく新たな宿泊施設の建設や改修が具体的に進むよう、客室設計の発注者であるホテルのオーナー企業などに対し理解の促進を図り、条例改正の実効性を高められたい。

○ 建設・土木人材の確保・育成支援

- ① 建設現場で求められる施行管理の資格試験制度の改正による受検機会の拡大を踏まえ、現場における着実な施工管理の確保とともに、現場で働く技術者のキャリアアップにもつながる資格取得を目的とした職業訓練を拡充されたい。
- ② 東京のインフラ整備に不可欠な建設人材の新規入職者を確保するため、職業能力開発センターにおける職業訓練をさらに拡充されたい。
- ③ 若年の建設技術者を確保し、その育成にもつながるよう、早期に責任ある立場で現場管理に従事することが可能となる施工管理技士制度の改善を、国に要望されたい。

○ 地域の賑わいの増進に貢献する経営力の強化

- ① 地域のコミュニティの中核としての役割を担う商店街に対しては、経営者の高齢化や後継者難をはじめとする課題の解決など、商店街の活性化に資する事業を一層推進されたい。特に、若者や女性などによる出店への支援を充実されたい。また、デジタル化を支援するため専門家の派遣についても推進されたい。
- ② 若者・女性・高齢者などがより利用しやすく、でかけやすい店舗や商店街への転換を進めるための支援を拡充されたい。
- ③ 商店街チャレンジ戦略支援事業等における補助金の申請・交付・精算実務については、都と区市町村担当者との間で考え方に齟齬を生じないように、しっかりとした意見交換の場を設けるとともに、商店街担当者に対しては、会計の専門家の実務指導や相談等の支援に取り組まれたい。
- ④ 少子高齢化社会で、都民が支えあい生活していくために必要不可欠な商店街。その未来に挑戦していく商店街の取り組みを後押しされたい。
- ⑤ 食品製造関係の中小企業や店舗などに対して、引き続き食品衛生法の改正を踏まえたHACCP（危害分析重要管理点）認証の取得に要する取り組みを支援されたい。

【保健医療局共管】

- ⑥ 島しょ地域の、島ごとに異なる持ち味を生かした商品の開発と、発信力の強化と販路の拡大を支援されたい。
- ⑦ 東京ベイ e S Gプロジェクトの具体化や画期的なDXの推進などにかかわる、首都・東京のけん引力となる中小企業の取り組みに対して、必要な投資を支援されたい。

○ 訪日外国人等への観光対応力の強化

- ① 訪日外国人の旅行者誘致につなげていこうとする地域の主体的な取り組みに対し支援を充実されたい。また、治安の良さを生かした夜間観光を推進するとともに、出会いの機会を提供する観光ツアーなど、島しょ地域の観光客誘致を進められたい。
- ② 多言語タブレットのタクシー車内への設置について、量的拡大を支援されたい。
- ③ 福島県を対象にした被災地応援ツアーを、外国人を参加者とする取り組みの増強も含めて、継続されたい。
- ④ 都内の各地域への来訪者を増やすため、地域での観光振興の機運醸成に引き続き取り組まれたい。
- ⑤ 被災地応援ツアーを活用した、水産物への風評払拭施策を継続されたい。

○ アニメーターの賃上げ

日本のアニメは、世界に誇れるコンテンツ産業だが、それに携わるアニメーターの収入は、海外の平均収入より低くだけでなく、日本の会社員の平均収入より低いというのが現状である。賃金が低い理由として、アニメ制作の場合、実行委員会方式をとっており、スポンサーにお金を拠出してもらわなければ制作ができないという構造的な問題がある。スポンサーもアニメ制作においては、ヒット作とそうでないものがあるため、興行収入に応じて手数料が入る契約をせざるを得ないというのが実情である。そのため、ヒット作が出ない場合には、どうしてもアニメーターの賃金が低くなるという構造になっている。業界関係者の話によると、ヒット作を出す上で、アニメーターの優れたスキルが重要である一方、アニメーターの中には、スキルアップの機会がないままの方もおり、結果として低賃金のままでいるという事である。また、業界の裾野の拡大に向け、アニメーターとして力を伸ばすことを目指す若者を増やしていくことも重要との声も聞かれる。都としてこういった低賃金のアニメーターの賃金アップのため、スキルアップを支援されたい。さらに、グランドオープンしたアニメ東京ステーションでアニメーターを確保するような取り組みを実施されたい。

○ アニメ産業の振興

コンテンツ産業において国際競争が激しくなる中、日本のアニメが世界で市場を広げていくためには、産業としてしっかり支援していく必要がある。課題になっているのは制作スタッフの労働環境の是正である。一部の制作者や大手企業だけが儲かるのではなく、アニメーターなど現場で制作を支えるスタッフ全般に相応の利益が配分されるようにしなければならない。アニメ界においても、フリーランスや中小零細のアニメ制作会社など下請業者の取引適正化を推進されたい。

○ コンテンツ産業の振興

- ① アニメや映画の製作を支えるアニメーターやスタッフの賃金が上るよう施策を推進されたい。
- ② 漫画やアニメの制作者が海外市場に展開できるよう施策を拡充されたい。

- ③ 国内外の映画製作を支援するため、ロケ地確保策を拡充されたい。
- ④ アニメ東京ステーションを拠点とし、アニメ資源を有する自治体とも連携しながら、回遊性のある観光施策を推進されたい。

○ 東京たま未来メッセの活用

東京ビッグサイトで毎年行われている産業交流展のような、新たな顧客獲得や企業の成長に繋がる取り組みの実施や、国際的なイベント等の開催により、多摩地域の産業活性化に繋げるべく、東京たま未来メッセを活用されたい。

○ 高齢者の働く意欲向上

シルバー人材センターが地域においてその役割を十分に果たすとともに、時代の変化に応じて、働く意欲のある高齢者のニーズにも対応できるよう、幅広い就労機会の提供に積極的に取り組まれない。

< 生産基盤を強化し、農林水産業を振興する >

○ 都市農業支援

- ① 令和2年、都市農地貸借円滑化法が施行され貸借の実例も増えてきた一方で、果樹や樹木等がある土地を野菜畑に転換する際の樹木の撤去費用が課題である。こうした課題も踏まえ、生産緑地の貸借を促進する支援策を講じられたい。
- ② 都市農地の保全に向け、生産緑地を活用し、シニア層が技術指導を受けながら農作業に取り組めるセミナー農園や、農業者に施設栽培やICTなどの活用を提供するインキュベーション農園の運営に取り組まれない。
- ③ 特定生産緑地制度の活用に向けて、周辺住民の理解の促進と農業者自身の意向を踏まえた対応が進むよう、区市および農業者団体との連携を強化されたい。
- ④ 新しい法整備や税制改正を踏まえての後継者の確保・育成や、参農希望者とのマッチング、就農後の定着などに向け、6次産業への対応を含め、支援を増強されたい。
- ⑤ 令和4年より、都内での農地所有者が特定生産緑地を廃して、土地を他用途に売り払うことが起きることが危惧される。都外からの移住も含めて都内で就農を希望する者は多くいるが、自身で営農を続けられない高齢者は貸与した農地が新たな就農希望者から、万一にも戻らなくなることに不安を持つ方が多くいるようである。現行の法制化において、この心配は杞憂であることを示し、所有者に良く周知して安心してもらうとともに、顔が見え安全・安心な農地の貸借関係が円滑に進むよう環境を整備していくよう努められたい。
- ⑥ 東京産食材の消費拡大に向けて、より消費者が購入しやすくなる流通システムを充実されたい。また、東京産農産物をPR・販売する場の拡大を推進されたい。加えて、生涯を通じて健全で安心できる食生活を実現するには、正しい知識と選ぶ力を養うことが重要であり、全ての社会生活の基本につながる“食育”をアピールする機会を拡充されたい。
- ⑦ 東京農業の継続と発展のため、農業経営の多角化と島しょ地域の支援を継続されたい。
- ⑧ 適切な未利用公有地を農地活用し、新たな就農希望者の就農定着に向けた後押しをされたい。また、農業の多様な担い手の育成を支援されたい。
- ⑨ 東京農業の担い手確保のため、気軽に農業に触れる機会を積極的に提供し、農業に関心を持ってもらう中で、就農へいざなう取り組みを進められたい。
- ⑩ イベントを通じた東京農業の魅力発信について、農業者団体とのより効果的で安定的な

連携を継続されたい。

- ⑪ 新たな農業の担い手を確保し、生産緑地の保全にもつなげるためにも、生産緑地を貸借して、農業体験農園を開設する自治体や民間事業者に対し、農地の造成費やレンタル器具の整備費などを都として支援されたい。
- ⑫ 農作業の効率化は、女性や若者の農業での活躍を後押しすることにも繋がる。都は、スマート農業と総称される最新技術を活用した収益力の向上などの取り組みの普及が進むよう支援されたい。

○ 多摩部と島しょ地域の林業

- ① 50年、100年先の長期を見据えた森林・林業の将来像の実現に向け、多摩・島しょ地域の森林整備や林業の担い手の確保・育成、多摩産材の利用促進などの取り組みを区市町村とも連携しながら進められたい。
- ② 6次産業的な視点から、多摩産材の利用促進を図るべく、事業者ならびに業界団体が取り組む販路拡大への支援を着実に取組まれたい。【関係各局】
- ③ 多摩産材などの国産木材の利用拡大に向けて、木材を活用した中規模以上の建築物施工に対し積極的な措置を図られたい。また、住宅における木材利用を促進させるための支援策を引き続き実施されたい。
- ④ 林業の生産性の向上や業務の効率化のために、先進技術の活用支援を行われたい。
- ⑤ 適切な森林整備を促進するために、所有者不明森林の把握を加速されたい。
- ⑥ シカの苗木食害や皮むき被害等の軽減を図るため、実態を把握し対策を強化されたい。

○ 資源に恵まれた漁業支援

- ① 都内、島しょ地域の漁業者が直面する燃油の調達費用の負担増の緩和を、積極的に図られたい。加えて、都内漁業の振興を支えるために必要な家族や女性従事者による活動への支援を開始し、漁業経営の改善に向けた取り組みへの支援と、島しょ地域を含む都内漁業産物、加工産物の本格的なPR活動を開始されたい。
- ② 金目鯛などの主要魚種の水産資源について、漁業者と良く連携して持続的利用を推進されたい。
- ③ 海洋環境の変化や漁業者のニーズに応じて、栽培漁業センターの施設の機能強化を図られたい。

< ゼロエミッション東京の実現に向けた事業者の取り組みの後押し >

◎ 脱炭素化に向けた具体的な施策の実施

ゼロエミッションの実現に向けて取り組む都内の中小零細企業の持続的な成長を後押しされたい。水素ステーションの導入、燃料電池バス導入、充電設備の導入を強力で推進し2030カーボンハーフを実現されたい。併せて、グリーン水素の実用化を推進されたい。

◎ 太陽光パネル、EV用大型蓄電池のリユース、リサイクルの推進

都が推進している脱炭素の取組の一つである、太陽光パネルの設置やEVの普及拡大にともない発生する、使用済みの太陽光パネルやEV用大型蓄電池等を、リユース・リサイクルする取り組みを確実に推進されたい。

◎ グリーン水素の実用化に向けた取り組み

- ① 福島県等との協定に則って、福島県産のグリーン水素について、都内での需要を拡大し、さらに活用されたい。
- ② 次世代のエネルギーとして期待されるグリーン水素の製造から活用までの各段階の課題を解決し、実装化を進められたい。

◎ 室外からの寒暖差の影響を緩和するリフォームの推進

室内の快適性の向上と空調機の稼働負担の緩和等の省エネの取り組みの推進の両立を図ることを通じて、建築物の大半を占める既存建築物でのゼロエミッション化を進展させていくことが重要である。そのため、都は、産業系、商業系、居住系の別を問わず、室外の寒暖差による影響の軽減に資する工法・素材を活用したリフォーム等を促進させるべく、都が所管する施設・都営住宅・公社住宅で率先して取り組むほか、民間に対し、工事費用への補助制度を一層拡充されたい。

<都民に対する就労支援や働き方改革の推進>

◎ 高齢者の就労支援

平成8年に東京都シルバー人材センターが設立されてから27年が経過しました。高齢者の生きがいや健康づくりの役割を果たしてきた一方、高齢者が働く理由にも変化が生じてきている。総務省が7月に発表した就業構造基本調査によると、65歳以上の男女の就業率は約25%で2017年の前回調査より高まっている。しかし、60歳から74歳までの就職希望者のうち、約54%が仕事を探しても見つかっていないとの民間調査の結果も出ている。こうした背景を踏まえ、シルバー人材センターが地域においてその役割を十分に果たすとともに、時代の変化に応じて、働く意欲のある高齢者のニーズにも対応できるよう幅広い就労機会の提供に積極的に取り組まされたい。加えて、民間企業での就業をより一層進めていくため、多くの就業機会を確保できるようシルバー人材センターの取り組みを強化されたい。

○ 就労支援の強化

- ① 東京しごとセンターの改修を機に、高齢者のみならず、ヤング、ミドル層についても、東京しごとセンターで、職業訓練ができるよう機能強化を図られたい。また、職業能力開発センターを順次、建て替えと設備の更新を行われたい。
- ② 女性デジタル人材育成を強化し、幅広く質の高いスキルアップ支援を行われたい。
- ③ 東京の経済を成長させていくため、中小企業のDX推進に向けた従業員のリスクリング支援を強化されたい。また、成長産業への労働移動やキャリアチェンジに向けて、若者から高齢者まで幅広い世代の方々へのリスクリング支援を推進されたい。
- ④ 安定した就労を目指す就職氷河期世代が、より速やかに正規雇用へと結びつく支援を一層強化されたい。

○ テレワークの定着について

テレワークを新型コロナウイルス感染症防止のための緊急避難的な一過性のものとするのではなく、促進・定着に向けて、「働き方改革」や「ビジネス革新」、「人材の有効活用」、「危機管理」「地域振興」というテレワーク戦略ビジョンを踏まえ、テレワーク東京ルールに沿った企業の創意工夫ある取り組みを広く発し、引き続き、様々な場所でテレワークを実施できる環境の

整備が進むよう支援されたい。

テレワークはメリットがある反面、自宅にWi-fi環境がないなどの声もあり、必ずしも誰もが対応できる状況ではない。すでに進めているテレワーク機器等の導入助成や、多摩地域において職住近接のモデルサテライトオフィスの整備、さらに備品設置等に要する経費や、利用企業が負担する借上費用の一部支援等をさらに進めるとともに、テレワークを進め難い業種に対し、定着に向けテレワークの導入を後押しし、継続されるように企業を支援されたい。

○ 契約の働き方改革対応

都の公共工事契約の対応について、働き方改革に伴い、公共工事発注では、週休二日制や実作業時間の厳格化に応じた作業単価や工期の割り増しなどに対し、民業への模範を示すためにも、これまで以上に積極的な対応が必要である。

そこで、以下の3点を推進されたい。

- ① 工期の適正化、単価増、契約変更への対応増などの想定を踏まえた、余裕のある予算編成とすること。
- ② 受注者からの契約変更への適切に対応すること。現状、現場の都職員に口頭で契約変更を申し出てもその場で断られ、書面化さえ出来ないとの声を聞きます。契約変更への判断を的確に行えるよう、事後に判断の妥当性を検証できる仕組みをつくること。
- ③ 分離分割発注を推進すること。本来、作業工程が別で専門性が高く、元請け事業者も施工管理しにくい工事では、分離分割発注が原則であるが、実際には、前半工事の遅れを押し付けられ、残り少ない工期での突貫工事が続き、若者離れが進んでいる。これでは、働き方改革に対応できず、下請けでは都に契約変更すら申請できない。これまで以上に分離分割発注の徹底を図るとともに、それを可能とする都側の現場監督人等の技術者の養成を急ぐこと。

○ 人手不足や働き方改革を踏まえた、中小企業経営者や就労希望者への支援

働き方改革の本格実施に際しては、企業側の労働集約、生産効率の向上を可能とする取組みが重要である。中小企業にとっても、人員の省力化は大きな魅力だが、大企業と異なり、費用面で折り合いがつかず、導入が遅れがちである。とりわけ都内では中小企業が多く、働き方改革への対応の遅れが、倒産や経営危機の増加に繋がりがねない。

よって、以下の項目を推進されたい。

- ① 都は、中小企業が、賃金増への社会的要請や物価高対応への対応を図りながら、労働時間の削減などを図る場合には、それに要する設備改善や機器導入を、通常よりも補助の強化を図り、力強く支援すること。
- ② 社会における少子化傾向に加え、産業構造の急変も相まって、様々な職種や業種で人手不足が一層深刻化する雇用のミスマッチが課題となっている。ミスマッチの解消には、スキル・経験の乏しい分野へのキャリアチェンジを後押しする都の支援が重要となる。トライアル雇用などに中小企業が取り組みやすくするために支援を強化すること。
- ③ 有効求人倍率の改善傾向に伴って、都の職業能力開発センターへの受講希望が減り始めている。専門技能を修得できて、就職率も高い能開センターへの受講希望の減少は、社会が必要とする資格取得者の減少に繋がる恐れがある。資格の修得を通じたキャリアアップによる安定雇用の推進のためにも能開センターの活用をさらに推進すること。
- ④ キャリアチェンジやキャリアアップを図り働き手不足への対策としては、とりわけ女性

活躍の推進が重要である。女性の就労に必要な施設整備への補助金を用意しているが、工場にも適用可能であることが知られておらず、都は普及を図ること。

- ⑤ 女性の管理職への登用は、女性の就労希望者の拡大に繋がる大事な取組であり、都による支援が必要であるため支援を強化すること。

○ 中小企業での排熱等の活用

都議会公明党は、室外機などからの排熱抑制を通じたヒートアイランド対策の進展を求め、産業労働局ではすでに省エネ効果の高いエアコンへの取り換えや太陽光発電装置の設置などで、都内中小企業への支援を進めている。都内には全国でもトップクラスの数で中小企業が集中しており、都内企業での省エネの進展は日本全体の省エネ効果の底上げに繋がるほか、省エネを通じた物価高対策が進むことで、経営環境の改善にも貢献する。今後は、都内の中小企業でも、排熱を活用した省電力化施設の整備を支援されたい。

加えて、自家消費型の再エネや蓄エネに必要な施設整備や、サプライチェーンの改革を通じた脱炭素化の取り組みについても、都内中小企業を力強く支援されたい。

○ カスハラ防止条例

顧客などから理不尽な要求やクレームを突きつけられる「カスタマーハラスメント」いわゆるカスハラについては、近年、働く人が悪質なクレームで辞めたり、メンタルヘルスに不調をきたすケースが相次いでいる。誰もが消費者としてカスハラの加害者になる可能性があるとも指摘されているが、実際にはどのような行為が該当するのか、線引きが判然としないものもあり、使用者や労働者の双方から企業単位での対策が難しいという声があがっている。

民間だけでなく公務員も被害に遭っている現状を踏まえ、都は条例制定に早期に着手されたい。

[中央卸売市場]

◎ 事業者支援と販わいの創出

- ① 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動が緩やかに回復する一方で、エネルギーコストや物価上昇などの影響を受けている事業者が市場を取り巻く環境変化に対して柔軟な対応を行えるよう、十分な支援に努められたい。
- ② 市場を取り巻く環境がより一層厳しくなる中にあっても、卸売市場が安定的に運営されるためには、市場業者自身が市場の活性化に向けた取り組みを確実に進めることが重要である。都は、市場業者の経営強靱化に向けて、迅速で寄り添った支援を実施されたい。
- ③ 中央卸売市場条例が令和2年6月に改正され、様々な規制が緩和されたが、生鮮食料品等を都民に安定的に供給する基幹的インフラとしての役割は、確実に果たさなければならぬ。そのために、取引の活性化を図る一方、公正な取引がしっかりと維持されるよう環境を整備されたい。
- ④ 中央卸売市場の各市場が、都民や飲食事業者などにとって、なくてはならない存在として、その役割を果たすには、利便性の高い市場運営が不可欠である。施設の更新はもとより、用地を有効的に活用しながら、市場関係者による取組を後押しするなど、物流の効率化や多様化する食のニーズに機敏に対応されたい。
- ⑤ 豊洲市場については、多くの方々が訪れたいよう、今後も国内外に対してその魅力を広く発信されたい。また、豊洲市場が科学的に安全であることをより分かりやすく都民や事業者、地元区に伝えていくための取り組みを実施されたい。
- ⑥ 豊洲市場6街区における千客万来施設事業について、都と事業者の結んだ基本協定が履行され、都民や地元区に影響を及ぼすことがないように、都は万全の態勢で取り組まれたい。
- ⑦ 冷却に多くのエネルギーを費やす中央卸売市場において、環境負荷の低減を図る冷媒化の取り組みが進むよう、事業者に対する支援策を実施されたい。また、食肉市場の冷凍庫等のフロン漏洩対策を強力に推進されたい。
- ⑧ 安全で安定的に運営できる卸売市場を実現するために、施設の必要な拡張・改良等に取り組まれたい。特に、高温多湿等の環境下で「と畜解体作業」が実施される食肉市場においては、衛生対策とともに、人的な安全性が高まるようハード面の安全対策を講じられたい。
- ⑨ 東日本大震災の被災地はいまだ復興の途中にあり、被災地の一次産業の現場からは、大消費地である東京に対して、大きな期待が寄せられている。震災から10年以上が経過したが、引き続き被災産地を支える取り組みを進められたい。
- ⑩ 中央卸売市場は都民生活に欠かせない社会的なインフラである。日々の事業運営の基盤となるキャッシュフローを重視した経営が必要であり、健全な市場財政の確保に努め、引き続き、公共的な役割を十分に果たされたい

[建設局]

◎ 激甚化豪雨に対応可能な体制構築

今夏も全国各地で線状降水帯が頻繁に発生し、都もこれまで経験したことのない危機に直面している。都内中小河川の洪水対策における現在の整備目標である、時間あたりの降雨量・区部 75 ミリ・多摩 65 ミリでは不十分である。今後は、整備目標について、気候変動を踏まえて、1.1 倍の降雨量に対応できるように、それぞれ区部 85 ミリ・多摩部 75 ミリに引き上げ、激甚化する豪雨に対応可能な体制を構築されたい。

また、さらに複数の地下調節池を連結・延伸して最終的には東京湾に流す地下河川や、複数の調節池をトンネルで連結するネットワーク化等の、新たな整備手法を検討し、豪雨のさらなる激甚化や被害の拡大が懸念される中、都民の生命と財産を守るために、水害に強い都市東京実現に向け、中小河川の洪水対策を一層推進されたい。

◎ 大規模水害時における広域避難の取り組み強化

都では、想定し得る最大規模の降雨を用いた浸水予想区域図を、都内全 14 区域で改定・公表しているが、できるだけ早期に区市町村がこれを基にハザードマップを作成し、住民に周知できるように、必要な支援等を実施されたい。併せて、災害時の都民への情報提供のため、河川監視ライブカメラの拡充を進めるとともに、インターネットのアクセスが集中して情報が得られないケースが増えているので、こうした事態にも十分対応できる災害情報の提供を図られたい。また、インターネット環境をもたない高齢者等のため、防災ラジオ等の受信設備の普及を区市町村と連携して進められたい。

【総務局共管】

◎ 調節池の増設・河川改修・貯留幹線の整備推進

地域の特性に合わせて、調節池などの増設をはじめ河川の改修（護岸整備や河床掘削）や下水道施設（貯留幹線の整備）等の水害対策を全力で進められたい。また、荒川第二・第三調節池が完成するまでの間、上流域のダムだけでなく、既存の荒川第一調節池についても、利水容量の一部の事前放流を行うことで、治水機能を増強していくことができることから、国と連携しこの地域の安全性の向上に取り組まれたい。併せて、多摩地域の河川強化についても、河道の蛇行区間や狭隘箇所等の局所改良によるボトルネック解消や湾曲部の護岸の強化を進めるほか、洪水時の川の流れに支障がないよう樹木の伐採や堆積土砂のしゅんせつも適切に実施されたい。また、小河内ダムの治水機能を発揮させるため、多摩川水系治水協定が締結されており、これを十全に機能させるため、国と都の連携、そして流域区市町村への情報提供に万全を期されたい。

【水道局・下水道局共管】

◎ 大規模水害時における排水計画の実現

東部低地帯において、大規模水害時に早期に復旧復興を図るためには、速やかな排水により浸水を解消することが重要である。都では、国や関係局で構成する「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、令和 4 年 8 月に東京都における排水作業準備計画を策定し、本年 4 月には本計画を東京都水防計画に位置付け、7 月には、想定した浸水エリアにおいて、排水ポンプ車の配置場所及びアクセスルートを定める図上訓練を行ったほか、複数の自治体と合同で排水

ポンプ車の配置訓練を実施した。これらの取組を引き続き推進し、大規模水害が発生した際に、計画に基づく排水作業が速やかにできるよう、排水ポンプ車の確保や配置、堤防上等での実地訓練排水機場を確実に稼働させる体制整備などを含めて、引き続き、国や関係機関、地域の自治体との連携を図られたい。

○ 大規模水害時に備えた大容量ポンプ車の配備

現在都は、小回りの利く毎分 10 m³の排水ポンプ車を 10 台所有しているが、国は、毎分 60 m³の能力を持つ排水ポンプ車を多数所有している。大規模水害時に、国のポンプ車の到着を待つのではなく、機動力を持って動けるように大容量のポンプ車を都が所有し、配備されたい。

◎ 中小河川の改修、都市の治水対策や高潮防御対策の強化

(1) 治水対策としての護岸と調節池の整備

集中豪雨による溢水被害など都市型水害を早急に解消するため、中小河川の護岸や調節池などを重点的に整備されたい。更に、近年頻発する時間 50 ミリを超える局地的かつ短時間の集中豪雨にも対応できるよう、平成 24 年度に策定した、治水の目標整備水準を引き上げた中小河川の整備方針に基づく対策を一層推進し、水害の早期軽減に向けた河川整備を推進されたい。

(2) 治水高潮防御対策

- ① 高潮や地震時の水害から東部低地帯を守るため、護岸や防潮堤の整備など、高潮防御施設や江東内部河川の整備を積極的に進めるとともに、東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）に基づく水門や堤防等の耐震・耐水対策を着実に実施されたい。
- ② 耐震性の強化による安全性向上や水辺の賑わいの創出による美しい景観形成のため、隅田川などにおいて、スーパー堤防やテラスの整備などを積極的に推進されたい。

(3) 気候変動を踏まえた河川施設の整備に向けた取組

近年、気候変動の影響による降雨量の増加や海面上昇、台風の大型化等が懸念されている。都では令和 4 年度から、有識者を含む「気候変動を踏まえた河川施設のあり方検討委員会」を設置し、今後目指すべき整備目標などについて令和 5 年中にとりまとめる予定とされている。水害に負けない強靱な都市の実現に向けた取組を着実に進められたい。

○ 緑豊かな都市づくりの前進

(1) 公園用地の地盤改良と緑のネットワーク

- ① 都が管理する公園等の広域避難場所については、多くの避難者に対応するための設備等の整備を進めるとともに、都、管理委託事業者および区市が連携して応急活動を行う体制を整備されたい。また、都が管理する広域公園等の広域避難場所のうち、地震による液状化の可能性が高い公園等については、地盤改良等の措置を講じられたい。
- ② 緑の拠点である都立公園の整備促進を図るとともに、緑のネットワークを形成する道路や河川護岸の緑化を推進し、緑豊かな成熟した都市の実現を図られたい。なお、都民の街路樹への愛着が増すような取り組みを引き続き行われたい。

(2) ユニバーサルな街づくり

- ① 歩道のバリアフリー化や視覚障害者誘導用ブロック設置など、高齢者や障害者等にやさしいまちづくりを進められたい。
- ② 「公共交通移動円滑化基準」に適合したユニバーサルデザインタクシーの導入促進を図るため、また、ユニバーサルデザインタクシー導入を促進し、主要ターミナル駅等におい

て、誰もが乗降しやすい環境を整えるため、後ろ乗り専用や横乗り専用等の車両の相違にこだわらずに乗車できるよう、歩道上のガードレールの開削等を進められたい。

◎ 道路交通対策・橋梁の整備

(1) 東京外かく環状道路（関越～東名間）について

令和2年10月に発生した調布市での陥没・空洞事故について、都は事業者に対し、住民の不安払拭に向け、緩んだ地盤の補修や補償を含め、丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うことを要請されたい。また、大泉側本線及び東名・中央側ランプのシールドトンネル工事について、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら、慎重に掘進作業を行っていると聞いているが、引き続き、再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明ときめ細やかな対応を行うよう都から事業者へ要望されたい。

(2) 道路整備の推進

- ① 都市の骨格を形成する幹線道路、地域幹線道路及び山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備を、積極的に推進されたい。特に、整備の遅れている多摩地域については、東西・南北方向の道路を重点的に整備されたい。
- ② 防災上、整備効果の高い、木密地域における特定整備路線の整備を促進されたい。
- ③ 道路交通の円滑化と踏切事故の解消を図るため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進し、開かずの踏切の早期解消を図られたい。
- ④ 「東京都自転車通行空間整備推進計画」に基づいて事業を着実に推進し、誰もが安心して自転車を利用できる環境を整備されたい。
- ⑤ 既設の都道で歩道が、無い、途切れている、車いすや歩行者同士のすれ違いが困難な程狭いなど、安全性を確保されていない都道が数多く存在する。都市計画道路以外の道路の歩道整備について、予算・事業箇所ともに大幅に拡充されたい。

(3) 無電柱化と道路拡幅の推進

道路の無電柱化や歩道の整備を積極的に推進し、美しい都市景観と安全で快適な歩行空間の創出を図られたい。また、無電柱化を面的に拡げるため、区市町村道に対する支援を行われたい。 【都市整備局共管】

(4) 道路の暑さ対策の推進

遮熱性舗装について都は、整備後15年を経た現在においても、路面の温度上昇を、整備時の目安となる8度程度抑制できていることを本年に確認した。また同舗装は低騒音化にも効果がある。国と連携し、引き続き都道や都道に接続する国道について、国との連携も深めて、遮熱性舗装などの効果的な対策を推進されたい。

(5) 橋梁長寿命化の確実な推進

都は約200橋を対象として、橋梁予防保全計画を策定し、復興事業で架けられた隅田川の橋梁群をはじめとする後世に残すべき橋梁などの長寿命化事業を進めている。これまでに131橋において事業に着手し、57橋での対策を完了しているが、対策後には100年以上の耐久性や安全性などが確保されるものであり、次世代に良好な状態で引き継いでいくために、残る橋梁について、今後とも着実に事業を進められたい。

(6) 都道における既設道路橋バリアフリー化の推進

橋梁の勾配が急であったり、歩行者の移動の困難性の高い橋梁について、エレベーターや人道橋の設置等、実情にあったバリアフリー化整備が進むよう取り組まれたい。

○ 用地取得執行率の向上

道路、河川、公園の整備を着実に進めるためには、用地取得の執行力を維持・向上していく必要がある。そのために、建設局の用地担当職員の増員と育成の強化を図ること。また、令和5年度から補償算定や用地折衝など用地事務全般を一貫して民間委託する事業が始まったが、必要なアドバイスを行いながら、取り組みを拡充されたい。

○ 境界確認、確定事務等の体制整備

各建設事務所の窓口において境界確定の有無を調べるための索引図を電子化し、ホームページに掲載されたい。また、境界確認・確定事務の執行体制について、業務に精通した専門員を育成し、増員されたい。

[港 湾 局]

◎ 防災対策の推進

- ① 地震・津波・高潮による災害から都民の生命や財産、首都機能を守るため、水門・防潮堤等の耐震強化及び防潮堤の嵩上げ等の気候変動への対策など、海岸保全施設の整備等を積極的に推進されたい。また、震災時における港湾物流機能の確保のため、岸壁や橋梁などの耐震対策及び道路の無電柱化を推進されたい。
- ② 東京港無電柱化整備計画に基づき、未着手の緊急輸送道路の無電柱化を、スピード感をもって整備されたい。

◎ 東京港の機能強化

- ① 東京港の機能強化に向けて、船舶の大型化や増加する貨物に対応するため、ふ頭の整備と再編を推進されたい。
- ② 円滑な物流ネットワークの機能を維持するために、東京港、臨海地域のトンネル・橋梁大規模改修工事を行い、費用対効果の高い長寿命化に取り組まれたい。

◎ 脱炭素化の推進

- ① 2030年カーボンハーフを見据え、東京港、臨海部、島しょ地域それぞれのエリアの特性を踏まえた脱炭素化を強力に推進されたい。
- ② 東京港の脱炭素化を推進するため、ブルーカーボン生態系の創出等に取り組まれたい。

○ MICE・国際観光拠点化の推進

- ① 臨海副都心において、MICE・国際観光拠点化を推進されたい。また、引き続き、広域幹線道路等の基盤整備を行うなど開発を着実に進められたい。
- ② 東京国際クルーズターミナルを拠点とした、国際観光振興に貢献できる客船誘致に取り組まれたい。

○ 魅力ある海上公園づくりの推進

- ① 環境先進都市・東京として、東京の海を復活させ、多くの生き物が生息し、都民が水に親しめる魅力ある海上公園づくりを推進されたい。
- ② 東京2020大会のレガシーを担う海上公園の整備を推進されたい。

○ 舟運の活性化

- ① 水辺にある観光資源と連携した舟運ルートの開発を行うとともに、舟運の活性化を積極的に図られたい。
- ② 水辺に立地する観光資源等をつなげる水上交通ネットワークの形成を図られたい。
- ③ 東京ベイエリアの夜間景観を創出し魅力を伝えるために、運河エリアの建物や橋梁など代表的な6地区でのライトアップの後押しを行い、統一感、面的な広がり、線のつながり等のライトアップや、社会運動のシンボルカラーであるアウェアネスカラーライトアップなどの取り組みを推進されたい。
- ④ 水辺を生かした魅力的な都市空間を創出するために、環境に配慮した上で、お台場海浜

公園や有明親水海浜公園などのライトアップに取り組みたい。

○ 東京ベイエリアの更なる発展

- ① DXや5Gなどの先端技術を活かして、東京ベイ e S Gプロジェクトに基づく、快適かつ賑わいのあるまちづくりを推進されたい。
- ② 臨海副都心地域の都市基盤の整備を図られたい。
- ③ 広大な臨海部において、環境負荷の少ない自転車通行空間を積極的に整備し、自転車の活用を促進されたい。

○ 島しょの振興

- ① 離島住民の生活の安定や産業の振興、交通利便性や安全性の向上を図るため、島しょの港湾・漁港・空港・海岸保全施設等の整備、無電柱化の推進等の防災対策を推進、離島航路・航空路補助及び海上貨物運賃補助の充実に努められたい。
- ② 小笠原諸島における航空路の開設に向け、都の取り組みを促進されたい。
- ③ 離島航空路線における便数の確保について、八丈路線は現行の3便体制を維持されたい。また、その他の路線についても便数の確保について、配慮されたい。

[交通局]

◎ 鉄道車両の安全対策の強化

令和3年8月、小田急線の車内で乗客10人が男に切りつけられ、10月には京王線車内で男が乗客を切りつけ放火するという事件が相次いで発生した。車両更新等にあわせて地下鉄車両内への防犯カメラの導入を進めているが、計画を前倒しし迅速に防犯カメラの設置に取り組むとともに、テロや事件の未然防止に向けて必要な安全対策を可及的速やかに講じられたい。

◎ 都営地下鉄駅のホーム上の安全対策の強化

都営地下鉄の駅ホームの安全対策について、ホームと車両との段差・隙間の縮小、多言語による案内誘導放送、文字情報の掲示などの対策を講じられたい。

○ 都営地下鉄の快適性の向上

- ① 地下鉄については、防災対策の充実に向け、ハード面はもとより、SNSを活用した運行情報の発信など、ソフト面の安全対策も講じられたい。
- ② 地下鉄乗換駅などにおいて、エレベーター・エスカレーター等、高齢者や身障者等に優しい設備の整備を進めるとともに、誘導チャイムやサービス介助士の充実などのソフト面のバリアフリー化にも積極的に取り組まれたい。
- ③ 地下鉄駅のトイレの洋式化や、温水洗浄便座の設置など、さらなる快適性の向上に取り組まれたい。加えて、オストメイト用設備を備えたトイレの整備を推進されたい。
- ④ 地下鉄やバスの施設や車内における多言語対応等案内表示の充実を進めるほか、地下鉄駅におけるコンシェルジュの配置拡大など、世界からの観光客を迎えるために必要な施策を推進されたい。
- ⑤ 都営地下鉄における女性専用車の拡大に取り組まれたい。女性専用車を導入した都営大江戸線の痴漢対策を進められたい。
- ⑥ 駅構内における視覚障害者の移動支援について、新たな技術やサービスの活用・検証を進め、安心して移動できる環境づくりに取り組まれたい。

○ 都営地下鉄にかかわる災害対策

- ① 大規模水害の発生時に浸水被害の拡大を抑えていくためには、同じ地下鉄である東京メトロとの連携を図られたい。
- ② 駅出入口、通風口などの地上部での対策を検討・実施、防水ゲートなどトンネルを経由した地下部の浸水拡大防止策、また、ビルや地下街など、接続した多くの地下施設箇所からの浸水も十分に想定されることから、東京メトロだけでなく、他社施設等との地下鉄ネットワーク全体での減災も早期に図られたい。
- ③ 大規模水害発生の可能性が高まった場合の、地下鉄利用者の安全確保や早期運行再開に向けた取り組みを着実に図られたい。
- ④ テロやミサイルなど武力攻撃事態等において、爆風等から国民を保護するための措置として、東京都では、国民保護法に基づき、既存のコンクリート造り等の堅牢な建築物のほか、地下街、地下駅舎などの地下施設を緊急一時避難施設として指定を進めている。都営地下鉄では令和5年9月末時点で58駅が指定された。今後とも総務局と連携し、万が一の

安全を守る対処を適時進められたい。

○ 都営バスの快適性の向上

- ① ドライブレコーダーを有効に活用するなど、都バスの安全対策の充実を図られたい。また、老朽化したドライブレコーダーの更新を着実に進められたい。
- ② すべての乗合バス車両をノンステップバスとするほか、フルフラットバス導入に向けた取り組みを着実に実施されたい。また、バス停留所に上屋・ベンチ等を整備するなど利用者サービスの向上を図るとともに、ソーラーパネルの設置を推進されたい。
- ③ 多言語による路線周辺情報の表示と案内放送の推進を図られたい。
- ④ 次の停留所を案内する装置を、バス車内の中央の天井に本格的に設置していかれたい。
- ⑤ 赤字路線であっても必要な路線はしっかり維持をしつつ、路線網をより便利なものにしていかれたい。また、今後利用者の増加につながりそうな需要の芽があれば、それをしっかりと捉えて、路線を強化していかれたい。
- ⑥ 有明アリーナのオープンに伴い、バスが利用できないというトラブルが生じている。その一例として、大規模な来場者による混雑で、妊婦やベビーカーで乳幼児健診に向かう母子がバスを乗れないなどライフラインとして機能しなくなる事態が起きている。このような路線は適宜増強を行いお客様のニーズに応えるとともに、都営バスの収支の改善に務めるよう運営をはかられたい。また、有明アリーナはもとより、その他の東京 2020 オリパラ大会のレガシー施設が多く稼働している。大規模な集客が予想される場合で路線バスにて輸送力が補えない場合には、交通局は他の交通機関への誘導案内や貸し切りバスの利用など、事業協力団体の「はとバス」も活用して、強く施設側に解消を働きかけられたい。

○ 都営バスでの双子ベビーカーの広報強化

都営バスにおいて、双子ベビーカーを折りたたまずに乗車できるようになり、利便性が向上された。ベビーカーを利用する方への乗車方法の周知とともに、他の乗客にも理解をいただくための広報に努められたい。また、ベビーカー利用者の要望も踏まえ、乗務員の研修を徹底されたい。

○ 通信環境の整備推進

訪日外国人をはじめとした利用者の利便性の向上を図るため、5GやWi-Fiなど通信環境の整備について推進されたい。

○ 大江戸線延伸

大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチームにおいて、関係局と地元区との連携を図りながら、大江戸線延伸に向け検討を加速されたい。

[水道局]

◎ 震災対策の強化

- ① 私道内給水管整備や水道施設の耐震化を着実に実施されたい。
- ② 断水の範囲や復旧状況等を地図情報で提供するなど、発災時の水の確保について、都民にわかりやすく伝わるよう取り組まされたい。
- ③ 水道が使えない状況を疑似的に体験するなど、水道の大切さを再認識してもらい取り組みを推進されたい。
- ④ 迅速に水の供給を行うため、給水車を増車されたい。

○ 水源対策の強化

水源の確保について、利根川水系及び荒川水系における新規水源の開発促進を、国に強く働きかけられたい。また、原水の水質保全対策を、積極的に推進されたい。併せて、水道水源林の適正管理に取り組み、水源地域の保全に努められたい。

< 配水管施設の整備と着実な維持管理 >

○ 給配水管の耐震化工事の安定的な発注体制の整備

- ① 原材料価格や労務単価の上昇等の影響がある中でも、「東京水道経営プラン 2021」に掲げた主要な施設整備である私道内給水管整備事業について、2031年度までの470kmの整備目標に向け、これに必要な事業費を十分に確保し、また発注量の平準化に努めて、事業者の経営安定化をはかられたい。加えて、多摩格差の解消も含めて予算の増強を図り多摩地区の工事発注量を増加されたい。
- ② 都水道局は、配水管の耐震継手化や塩ビ製水道管の耐震化、私道内給水管整備等の耐震化事業を進めているところである。しかし、都内には、未だ耐震継手化されていない、昭和時代の管が残って使用されており、今後もこれらの工事も若手を含む水道管工事技術者が担う必要がある。そのため、現在使用しているダクタイル鋳鉄管等について、配管技術を学べる実習、施工方法や継手構造などの現在の管だけではなく、過去使用していた管の特徴や布設年代などの内容を盛り込んだ研修も充実させて、工事事業者の技術力向上をはかるよう支援をされたい。

○ 水道事業におけるDXの推進

- ① 給水スマートメータ及び配水小管スマートメータの導入を推進し、使用水量の見える化や水の不利用の通知を通じた見守りなど、都民サービスを向上させるとともに、防災危機管理の向上など、水道事業運営への活用を図られたい。
- ② 都民とのコミュニケーションツールとして、今後も使いやすいアプリとなるよう機能改善を図るとともに、より一層の普及拡大に努められたい。

[下水道局]

◎ 調節池の増設・河川改修、幹線や貯留施設等の整備推進

地域の特性に合わせて、調節池などの増設をはじめ河川の改修（護岸整備や川底深化）や下水道施設（幹線や貯留施設等の整備）等の水害対策を全力で進められたい。

【建設局・下水道局】

◎ 「樋門」の開閉遠隔操作と「逆流浸水被害」「内水氾濫」対策

わが党の要望により、出水期を前に「樋門」の遠隔操作化が可能となった。今後は、大雨時に、河川から下水道への水の逆流を防ぐための樋門を閉められなかったことによる「逆流浸水被害」、そして「樋門を閉めたことによる内水氾濫」が再発することのないよう、樋門の操作状況等について、構築された都、区の自治体間等の連携による情報共有の仕組みを活用し、リスクを事前に知らせ、わずかな時間でも被害を軽減する手立てを施せるよう、住民へも確実に情報が届くよう取り組まれたい。

◎ 東京の快適な水環境創出について

世界に開かれた環境先進都市であるスマートシティの実現へ、東京の中心地に、水と緑の回廊・快適な水環境を創出されたい。そこで、玉川上水や河川水を活用した外濠・神田川・日本橋川の恒久的な水質改善に向けて、早期に着手できるよう検討されたい。

○ 水害対策・震災対策の強化

- ① 近年の豪雨被害等も踏まえ、1時間50ミリ降雨への対策の推進に加え、甚大な被害が発生した市街地における雨水整備水準を、1時間75ミリにレベルアップした施設整備を実施するなど、浸水対策を強化されたい。
- ② 震災時においても必ず確保すべき下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震対策を推進するなど、震災対策のさらなる強化に取り組まれたい。
- ③ 施設の老朽化に対応しつつ、機能の高度化を効率的に図る再構築事業を、計画的に推進されたい。
- ④ 大規模地震の発生後を見据え、気候変動の影響を踏まえた高潮などに対応するため、施設の耐水化の強化に取り組まれたい。
- ⑤ 多摩地域の公共下水道事業を実施する市町村への技術支援と財政支援により、市町村の下水道事業の浸水・震災対策を促進されたい。

○ 公共用水域の水質改善

東京湾など公共用水域の水質をより一層改善するため、合流式下水道の改善や高度処理施設等の整備を推進されたい。

○ ビルピット排水対策の強化

民間においては、臭気発生を抑制するビルピット対策に対する技術開発の取組もあり、民間技術の活用も参考に等、臭気の発生抑制と安全対策のため、一層のビルピット排水対策の推進

に取り組まれない。

○ 温室効果ガス排出量の一層の削減

「アースプラン2023」を着実に推進し、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量のより一層の削減に努められたい。

○ 資源の有効利用の推進

下水汚泥に含まれる「りん」の資源化や、下水を高度処理した再生水の利用拡大など資源の有効利用を推進されたい。

[教育 庁]

◎ 都立高校生の所得制限を撤廃した保護者負担軽減

都立高校授業料の保護者負担軽減については、2024年4月より所得制限を撤廃した実質無償化に取り組まれない。

◎ 学校給食費の負担軽減

物価高騰によって、特に子育て世代の負担も増大していることから、これまで都議会公明党が実現を主張してきた保護者負担軽減に向けた支援充実に速やかに取り組むべきである。

給食費無償化に係る国の施策が実現するまでの間、2024年4月から都立学校の給食費の無償化を実施されたい。また、区市町村からの強い要望も出されていることから、都内の区市町村格差が生じないよう、区市町村の小中学校の給食費無償化については、区市町村に対して最低でも2分の1の助成を実施されたい。

◎ 教員の資質向上・処遇の改善・教職員の確保等を図る

(1) 教員のメンタルヘルス対策の推進

有為な教職人材の確保は、東京の未来を左右する教育行政の最重要の課題の一つである。メンタルヘルス被害による休職や離職、職務遂行力の低下、若者の教職離れなどの対策の充実化を図るため、以下の諸点の具体化を図られたい。

- ① 保護者対応等の中でも、クレームに類するものについては、教員以外の専門人材による一括対応の体制を講じること。
- ② 新人教員の負担緩和に向け、同世代先輩教員への相談機会の増進のほか、教壇一年目での担任や保護者対応への従事を回避し、効果的な育成を図る人員増を実現すること。
- ③ SNSなどを通じて、現場の管理職などの関与を経ない、早期のメンタルヘルス相談体制を構築すること。
- ④ メンタルヘルス被害の抑制に向け、メンタルヘルスでの優れた知見を有する産業医等の育成・確保を急ぐとともに、そうした人材による全教職員向けの面談を日常的に実施し、発生の未然防止と早期発見の取組みを強化すること。
- ⑤ メンタルヘルス被害の発生時には、専門人材のチームを派遣し、現場に即した職場環境の改善措置の推進を図ること。加えて、職場復帰の判断には専門人材が深く関与し、発生後の相談から復帰判断、復帰後の経過観察を一貫して支える体制を構築すること。
- ⑥ 2023年11月、都教育委員会は「健康的な職場環境を実現するための宣言」を行った。教職員の心身の健康を保障し、学校現場で実践される教育内容の質の向上と人材の確保につながるため、本宣言に基づく具体的な取組を急ぎ整備すること。加えて、都が実践する取り組みを参考として、区市町村の教育委員会においても、小中学校において、同様の取組が進み、効果を上げるよう、連携と支援を図ること。

(2) 学校問題解決サポートセンターの体制を拡充・強化

学校は教員、保護者、地域住民の三者一体で運営することが基本であるが、保護者や住民の要望や苦情が過剰になり、教員が本来の業務を行えなくなっている実態がある。教員の負担を軽減するため、学校問題解決サポートセンターの体制を拡充・強化されたい。

○ 教員及び代替教員の確保

代替教員の十分な人数を確保するとともに、それに向けた公正な選考方法を早急に改善されたい。また、補充に際しては、都教育委員会が積極的に人員確保に取り組まれない。さらに、教員希望者に対する採用の早期通知の実施と、校長推薦による臨時教員の資格付与についても検討を図られたい。

○ 教員以外の人材の積極活用

- ① 管理職の事務負担を減らすため、補助員の採用・配置を強化されたい。
- ② 小学校におけ、副担任の正規職員での採用・配置やエデュケーション・アシスタントの配置拡充など、教員全般の負担の緩和を図られたい。
- ③ 部活動を支える外部人材の身分の安定を図り、人材の確保と活用を進められたい。
また外部指導員による、部活動の引率などが可能となるよう検討を進められたい。
- ④ 教員の働き方改革を進めるため、スクール・サポート・スタッフを複数、配置されたい。
- ⑤ スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど、専門職を常勤にし、子どものケアを進められたい。
- ⑥ 都立特別支援学校の寄宿舎指導員について、標準法定数の確保に努めるとともに、今後、退職等の動向を見極めながら計画的に採用選考を実施されたい。

◎ TOKYO スマート・スクール・プロジェクトの整備推進

- ① TOKYOスマート・スクール・プロジェクトを着実に推進し、デジタル教育環境の充実を推進されたい。
- ② SNS等により子どもが犯罪に巻き込まれたり、心傷める事案もあることから、子どもが適切にSNSやインターネットを活用できるよう情報モラル教育を一層推進されたい。

◎ 避難所のさらなる整備促進

- ① 最近の気候変動に伴う被害は、これまでの予想を超えており、災害時の避難所ともなる公立の学校体育館、武道場、市民センターや公民館の体育室の空調整備は急務である。引き続き、補助制度を継続すると共に、都立高校の体育館施設の空調設備設置等と併せて整備を促進されたい。
- ② 災害による大規模な停電の発生を踏まえ、都内にある約1,400か所の福祉避難所の多くを占める社会福祉施設全般について、非常用電源装置を早期に整備されたい。また、災害時に重要な機能を果たす空調設備の熱源については、電気のほか、災害にも強いLPガスの活用も有効である。都教育委員会はLPガスの活用も積極的に進められたい。
- ③ 都立学校の避難所指定について、区市町村と連携して取組をすすめ、緊急時に近隣住民が安心して避難できる体制を構築されたい。

◎ 学校トイレの洋式化

トイレの洋式化については、児童・生徒の健康の確保、災害時の避難所としての機能を向上させるため、区市町村立小中学校への補助制度の継続と、都立高校の整備を進められたい。また、手洗いの自動水栓化やバリアフリー化を推進されたい。

◎ ミキサー食の導入と人工呼吸器の取り扱いの改善

(1) ミキサー食の導入

口から食事を摂れない胃ろうや、食べる機能が弱い児童・生徒に対して、都立の特別支援学校で必要とする児童・生徒に対しては、給食にミキサー食を導入する取り組みの拡充として、食育の観点から、メニュー別の注入を検討されたい。

(2) 人工呼吸器の取り扱いの改善

都立特別支援学校における人工呼吸器の取り扱いについて、看護師が操作できるよう、施策を講じられたい。また、医療的ケア児が、保護者の付添いなしで専用車両乗車が可能となるような体制の拡充を進められたい。

◎ 「学校間交流推進校」のより一層の拡充

海外との交流を推進する「学校間交流推進校」にかかる予算をより一層拡充し、教員のみならず、生徒が海外渡航できるよう、制度を構築されたい。

○ 冬場の乾燥対策

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、延べ床面積が3,000㎡以上の事務所等や同8,000㎡以上の学校が湿度管理の努力義務の対象となっている。しかし、学校施設では、湿度管理機器が故障しやすいことなどから励行が遅れがちであり、対応が図られていない。今後は、改築や大規模改修での標準仕様化に取り組むとともに、全校での喫緊の暫定対策として、後付け加湿器等へも補助されたい。

○ 教員数を減らさない必要な人材確保

特別支援学校において、教員数を減らすことなく、生徒・家族の安心につながる外部専門家、介護職員の増強を図られたい。

○ 教育機会の確保

夜間中学校や通信制中学校への人的、財政的支援を行い、都民の貴重な学びの機会を確保されたい。

○ 医療的ケアを要する児童・生徒の通学バスに同乗する看護師の確保

- ① 医療的ケアを要する児童・生徒の通学バスに同乗する看護師を確保するため、近隣の訪問看護ステーションからだけでなく、病院、社会福祉施設等からの看護師の派遣が可能とするため、委託契約の対象範囲の拡大を図られたい。
- ② 都が看護師を直接雇用し、通学バスへ同乗するためには、勤務単価の増額が必要であるため、早期に増額されたい。
- ③ 校外活動参加時の保護者の付き添いによる負担をなくすため、付き添いの看護師を増員されたい。

○ 人工呼吸器使用の医療的ケア児の引継ぎに係る付き添い期間の短縮

人工呼吸器を使用する医療的ケア児の通学から学校生活まで保護者の付添いをなくすための支援の中で、医療的ケア児の「ケア」の仕方を保護者から学校に引き継ぐため、保護者による付添い期間が長期間に渡る傾向がある。ガイドラインの改正を機に医療的ケア児のケアの引継ぎに係る保

護者付添い期間を一層短縮化されたい。

○ ヤングケアラーの支援

教職員がヤングケアラー研修により認識を深めるとともに、早期に発見し、福祉分野等への支援につなげる仕組みを構築されたい。

○ 不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒が増加傾向にある中、不登校対策は喫緊の課題である。不登校特例校の設置促進、校内体制の強化やスクールソーシャルワーカーの機能の拡充を行う等、不登校支援策の一層の対策を講じられたい。また不登校経験のある生徒を受入れるチャレンジスクールの充実をはかられたい。

○ いじめの未然防止と早期発見

- ① いじめ総合対策第二次を着実に推進し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努め、夜間、休日における相談体制の充実や、学校に配置したスクールカウンセラーなどの専門家を活用した取り組みを進めるなど、実効力のある総合的な対策を講じられたい。
- ② かけがえのない子どもの命が失われることがないように、自殺予防対策を徹底されたい。
- ③ 有害な電子情報やSNSによるネットトラブルから子ども達を守るため、情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用の仕方などについて啓発を図られたい。
- ④ 不登校及び中途退学者対策や児童虐待の防止を強化するため、不登校特例校の設置促進、校内体制の強化やスクールソーシャルワーカーの配置拡充、福祉事務所などの活用を進め、十分な配慮に努められたい。

○ 法教育の推進

令和4年4月から18歳成人の施行にあたり、高校3年生在学中に裁判員に選出される可能性がある。そこで、早い段階から発達に応じた法教育を、今以上に推進されたい。

○ PTAについて

各学校において、PTAの扱いが著しく異なることから、PTAの扱いに関するガイドラインを作成し、周知されたい。

○ 日本語を母語としない子どもの教育の充実

- ① 日本語指導を必要とする全ての児童・生徒が充実した教育を受けられるよう、指導体制を確立されたい。
- ② 日本語を母語としない子どもの教育を充実するため、担当部署が各局と連携し、先進的な政策を策定されたい。
- ③ 日本語学級が設置されていない全区市町村に向け、設置要綱を周知し、未設置地域の解消を図られたい。
- ④ 在京外国人枠をもつ都立高校をさらに増やされたい。併せて、都立高校の入試難易度がわかる制度を構築されたい。
- ⑤ 在京外国人入試でも、取り下げ・再提出ができるよう日本語を母語としない生徒の都立高校入試制度を改善されたい。

○ 円滑な部活動の地域連携

都立学校及び公立中学校において部活動の地域連携を進めるにあたっては、都内各自治体が生徒、教員、保護者等の声を聞きながら、地域の実情に応じた取り組みを進めていけるよう、財政支援や指導者の確保に向けた支援の一層の充実はかられたい。

< 校舎・施設等を整備する >

○ 都立高校の空調の速やかな整備促進

都立高校については、特別教室等の空調配置を早急に進められたい。また、老朽化したセントラルヒーティング形式の空調は猛暑期に機能が果たされていないため、早急な更新など対策を図られたい。

○ 都立高校の普通教室の暑さ対策

都立高校において、老朽化が進んで機能が十分発揮されない全館空調方式の設備の改修を早期に進められたい。

○ 公立小中学校の空調整備等の推進

- ① 公立小中学校における特別教室や調理室、体育館などの空調整備が進むよう引き続き支援されたい。また、支援にあたっては、リースの活用も含めた柔軟な対応を行われたい。
- ② 公立小中学校の空調整備を迅速に行うため、設計費、断熱工事費、電源設備の改善費、島しょ地域での塩害対策費も補助対象とされたい。
- ③ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業など諸施策を推進するとともに、小中学校施設における非構造部材の耐震化や、安全性に問題のある塀の撤去・再設置が確実に進むよう支援されたい。

○ 避難所に指定されている場合の給水管等の対策

避難所に指定されている都立学校および区市町村立学校への給水管の耐震化と応急水栓の設置の促進に向け、予算を増強されたい。 【各局共管、特に水道局】

[警 視 庁]

◎ 運転免許証のデジタル化とマイナンバーとの一体化について

都政のDXの推進の中で、運転免許証のデジタル化やマイナンバーカードとの一体化に向けて、万全なシステム改修を行うとともに、手続き等については都民に対してわかりやすい周知を行われない。

◎ 特殊詐欺等の犯罪抑止と被害防止対策の推進

特殊詐欺被害をうけやすい高齢者世帯への訪問による防犯指導や広報啓発活動、金融機関等との連携による被害防止対策を推進されたい。

◎ 闇バイト対策の強化

青少年を犯罪者や被害者にする闇バイト対策について、一層強化されたい。

◎ SNSに起因する少年・少女の非行・被害防止対策の強化

SNSに起因する少年・少女の非行・被害防止対策について、一層強化されたい。

◎ 交通事故防止対策の推進

高齢者や児童への交通安全対策を推進するとともに、新たなモビリティに係る交通事故防止に向け、ルール周知と交通違反の指導取締りなど、交通事故防止対策を推進されたい。

◎ ペダル付原動機付自転車の交通安全対策

ペダル付原動機付自転車の取締りについて、インターネット通販などでは、道路交通法上の電動アシスト自転車の基準に適合せず、原動機付自転車に該当する車両を電動アシスト自転車や、いわゆるモペット等と称し、販売されているケースがある。これは、フル電動であったり、アシスト比率が道路交通法の基準を超えたりするものであり、ペダルを使い自転車として走る場合でも原付免許が必要で、ナンバープレートを取り付け、ヘルメットを着用し、かつ車道を走行する必要がある。当然、自賠責保険への加入も必須となる。昨今は、ナンバープレート不装着の上、歩道をも通行し、歩行者が非常に危険な状態に晒されている。歩行者の安全を最優先とし、利用者への法令順守や販売事業者等への働きかけなどとともに、取締りを強化されたい。

[東京消防庁]

○ 消防体制の強化

大規模震災時や激甚化する自然災害における迅速な消防活動を可能とする、車両及び資器材等の整備を図り、多摩地域の即応体制を強化するなど、さらなる消防体制の強化に努められたい。

○ 救急活動体制の強化

救急隊の増強及び救急相談センターの充実により、通報から救急隊の現場到着までの時間を短縮できるよう努められたい。加えて、デイトタイム救急隊を含む、救急隊の計画的な増強や救急相談センターの体制強化など、救急需要に的確に対応されたい。

[人事委員会事務局]

○ 多様な人材の確保

人材獲得競争が激化する中において、有為で多様な人材を確保するための、採用試験を検討・実施されたい。

○ 障害種別に配慮した職員採用選考

都の職員採用選考においては、障害種別に応じた配慮を一層推進されたい。

[会計管理局]

○ 新たな公会計制度の活用促進

都が全国に先駆けて導入した新たな公会計制度について、引き続き国や他自治体との連携による情報共有・発信に取り組まれたい。

[議会局]

○ 情報発信のバリアフリー化の一層の進展

東京都議会の模様を報じる映像においては、ライブ映像や録画を問わず、手話ができない聴覚障害者にも適切に情報伝達を図られたい。